

富山県障害者計画（第 5 次）
（案）

令和 6 年 3 月
富 山 県

目 次

第1編 計画の基本的な考え方	1
第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 計画策定の背景.....	4
1 障害者の現状.....	4
2 障害のある人を取り巻く現状と課題.....	12
第3章 基本的な考え方.....	14
1 基本理念.....	14
2 障害者の概念.....	14
3 基本的視点.....	14
4 施策の体系.....	15
第2編 計画の内容	16
I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備.....	16
1 障害及び障害のある人に対する理解の促進.....	16
(1) 啓発・広報活動の推進.....	16
(2) 福祉教育の推進.....	17
(3) 地域における交流の促進と県民の参加.....	18
(4) ボランティア活動の推進.....	18
2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	20
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進.....	20
(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止.....	21
3 コミュニケーション支援体制の確立.....	24
(1) 情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進.....	24
(2) 情報アクセシビリティの向上.....	24
(3) 意思疎通支援の充実.....	25
4 住みよい生活環境の整備.....	28
(1) 暮らしやすい住まいの整備.....	28
(2) 人にやさしいまちづくりの整備.....	28
(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備.....	29
(4) ユニバーサルデザインの普及.....	30

5	安心して暮らせるまちづくりの推進	31
(1)	交通安全対策の充実	31
(2)	防災対策の推進	31
(3)	防犯対策の推進	32
(4)	感染症対策の推進	32
(5)	消費者トラブルの防止	33
II	質の高い保健・医療体制の充実	34
1	保健・医療施策の充実	34
(1)	障害の原因となる疾病の予防・早期発見	34
(2)	保健・医療体制の充実	35
(3)	リハビリテーション提供体制の充実	36
(4)	精神保健・医療施策の推進	39
(5)	保健・医療を支える人材の育成・確保	40
III	個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実	41
1	相談支援体制の整備	41
(1)	自己決定の尊重及び意思決定の支援	41
(2)	地域における相談支援体制の充実	41
(3)	専門的な相談支援体制の充実	43
2	地域生活を支援する障害福祉サービスの充実	45
(1)	在宅サービス等の充実	46
(2)	障害特性等への対応	50
3	障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用	53
(1)	施設整備の基本的な考え方	53
(2)	施設機能の充実と地域生活支援への活用	53
4	質の高い障害福祉サービスの提供	55
(1)	障害福祉サービスの質の向上	55
(2)	障害福祉人材の育成・確保	56
IV	個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実	59
1	障害のある子どもの教育・育成の充実	59
(1)	地域療育体制の整備	59
(2)	インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進	62
(3)	一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進	63
2	雇用・就労の促進	64

(1) 障害者雇用の促進、就労支援	64
(2) 一般就労が困難な障害者に対する支援の充実	67
3 社会参加活動の推進	68
(1) スポーツ活動の振興	68
(2) 文化芸術活動等の振興	69
(3) 社会参加促進事業の推進	69
第3編 計画の推進体制	70
1 障害保健福祉圏域	70
2 施策の推進体制	70
(1) 県民の役割	71
(2) 事業者、各種団体の役割	71
(3) 行政の役割	71
3 計画の進行管理	71
(別表1) 計画に関する指標と数値目標	72
(別表2) 富山県障害者計画の施策体系	75
(参考資料)	76
1 策定経緯	77
2 富山県障害者施策推進協議会条例	78
3 富山県障害者施策推進協議会委員名簿	79
4 関係条例	80
障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	
富山県手話言語条例	
5 用語集	86

第1編 計画策定の基本的な考え方

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

○現行の障害者計画（2019（平成31）年度～2023（令和5）年度）においては、基本理念である「地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」の構築」を目指し、各種施策に取り組んできたところである。

No. 1

○県内の障害者の総数（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の総数）は横ばい（微減）の状況にあり、各障害別にみるとでは、身体障害者は減少傾向にあるが、知的障害者と精神障害者は増加傾向にあるのとおりとなっている。（詳細は4頁以降に記載）また難病や発達障害など障害が多様化している。

○国においては、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法などが施行されたほか、医療的ケア児等の支援が拡充するなど様々な障害者施策の見直しが行われている。

○こうしたことから、現行計画における成果と課題、障害者の状況、国の障害者施策に加え、2018（平成30）年3月に策定された新総合計画「元気とやま創造計画」、「富山県民福祉基本計画（第3次改定版）」なども踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、2024（令和6）年度からの新しい計画を策定する。

<参考> 障害者施策の動向（前計画策定時以降の主な法律の制定や改正等の状況）

平成30年6月 (2018年)	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（障害者文化芸術活動推進法）の公布、施行 ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 ・ 地方公共団体に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」策定の努力義務
令和元年6月 (2019年)	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の公布、施行 ・ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進 ・ 地方公共団体に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」策定の努力義務
令和3年3月 (2021年)	富山県第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）の策定
令和3年6月 (2021年)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布（令和6年4月施行） ・ 民間事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務に改正（本県の条例は制定当初から義務）
	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布（同年9月施行） ・ 国、地方公共団体、保育所設置者、学校の設置者等の責務の明確化 ・ 医療的ケア児支援センター等の設置
令和4年5月 (2022年)	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の公布、施行

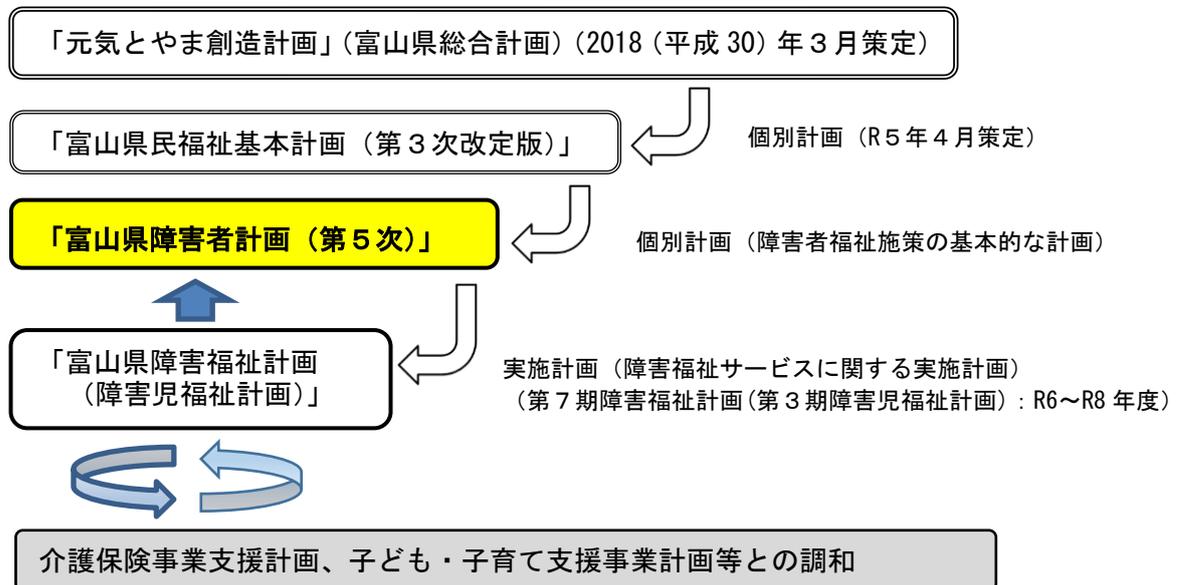
修正1

	<ul style="list-style-type: none"> ・生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得可能とすること ・障害者でない者と同内容の情報を同一時点において取得可能とすること等
令和5年3月 (2023年)	「障害者基本計画（第5次）」の策定
	富山県民福祉基本計画（第3次改定版）の策定

2 計画の性格・位置付け

- (1) 障害者基本法 11 条に基づく富山県の障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向や達成すべきサービスの目標等を示した総合的な計画です。
- (2) 市町村が障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画です。
- (3) 障害のある人を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画です。
- (4) 「富山県総合計画（元気とやま創造計画）」（2018（平成 30）年 3 月策定）、富山県民福祉条例に基づいて制定された「富山県民福祉基本計画（第 3 次改定版）」（2023（令和 5）年 4 月改定）の個別計画となるものです。
- (5) 障害者文化芸術活動推進法第 8 条に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」及び読書バリアフリー法第 8 条に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての性格を併せ持ちます。
- (6) 2015（平成 27）年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2030（令和 12）年を目標年とし、「誰一人取り残さない」を理念とする「世界共通の目標」であり、本計画はこの理念を踏まえ取組を推進します。

〈計画の位置付け〉



3 計画の期間

この計画の期間は、障害者施策の基本的な計画である障害者計画と障害福祉サービスに関する実施計画である障害（障害児）福祉計画（3 年間）との計画期間の整合性を図り、目標設定時期等でより分かりやすく、実効性のある計画とするため、2024（令和 6）年度から 2029（令和 11）年度までの 6 年間とし、数値目標については、2029（令和 11）年度の目標値を設定します。

なお、制度改正等社会状況の変化がある場合は、必要に応じて計画の内容の見直しを行います。

(年度)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障害者基本法に基づく 障害者基本計画	富山県障害者計画(新とやま障害者自立共生プラン) (H16年度～H25年度)										富山県障害者計画 (第3次) (H26年度～H30年度)				富山県障害者計画 (第4次) (2019年度～2023年度)				富山県障害者計画(第5次) (2024年度～2029年度)							
障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービス等の計画			富山県第1期 障害福祉計画	富山県第2期 障害福祉計画	富山県第3期 障害福祉計画	富山県第4期 障害福祉計画	富山県第5期 障害福祉計画	富山県第6期 障害福祉計画	富山県第7期 障害福祉計画																	
児童福祉法に基づく 障害児通所支援等の計画															第1期 障害児福祉計画	第2期 障害児福祉計画	第3期 障害児福祉計画									

第2章 計画策定の背景

1 障害者の現状

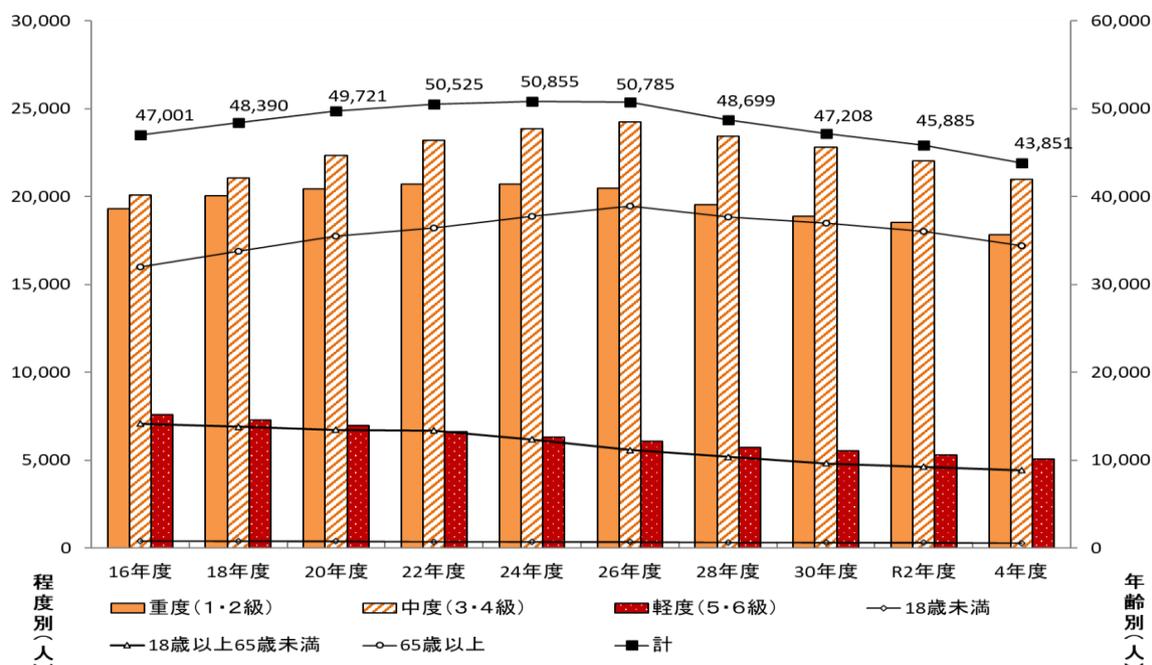
(1) 身体障害者

身体障害者手帳を所持している人は、2023（令和5）年3月31日現在、43,851人となっており、2004（平成16）年度から増加の一途をたどり2013（平成25）年度にピークを迎えましたが、2014（平成26）年度から減少に転じています。

障害の程度別では、重度、中度、軽度の人の占める割合がそれぞれ2004（平成16）年度の41.1%、42.8%、16.1%に対し、2022（令和4）年度には40.6%、47.9%、11.5%となっており、障害の重度化の傾向がみられます。

また、年齢階層別では、65歳以上の人の占める割合が2004（平成16）年度の68.2%に対し、2022（令和4）年度には78.4%となっており、2004（平成16）年度からの18年間で2,359人増加と高齢化が進んでいます。

身体障害者手帳所持者数の推移



身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	H16年度	18年度	20年度	22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	R2年度	4年度	
程度別	重度(1・2級)	19,318	20,041	20,419	20,704	20,691	20,458	19,532	18,874	18,539	17,816
	中度(3・4級)	20,102	21,060	22,326	23,210	23,861	24,234	23,431	22,817	22,038	20,977
	軽度(5・6級)	7,581	7,289	6,976	6,611	6,303	6,093	5,736	5,517	5,308	5,058
年齢別	18歳未満	800	764	752	745	716	695	647	606	605	584
	18歳～65歳	14,170	13,812	13,451	13,365	12,377	11,175	10,368	9,641	9,238	8,877
	65歳以上	32,031	33,814	35,518	36,415	37,762	38,915	37,684	36,961	36,042	34,390
計	47,001	48,390	49,721	50,525	50,855	50,785	48,699	47,208	45,885	43,851	

(各年度3月31日現在)

障害別・等級別の状況

(単位:人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	815	767	152	171	333	180	2,418
聴覚障害	219	835	503	910	10	1,748	4,225
平衡機能障害	2	4	29	0	19	0	54
音声・言語・そしゃく機能障害	11	15	199	226	0	0	451
肢体不自由	3,697	4,196	4,071	5,794	1,748	1,020	20,526
内部障害	6,958	297	5,086	3,836	0	0	16,177
計	11,702	6,114	10,040	10,937	2,110	2,948	43,851

(令和5年3月31日現在)

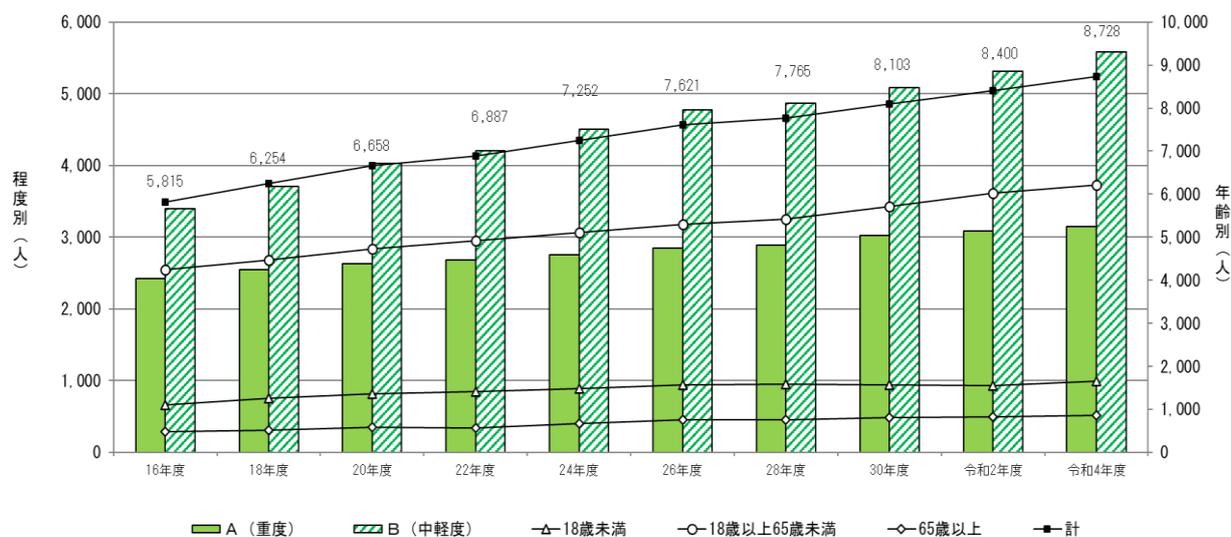
(2) 知的障害者

療育手帳を所持している人は、2023（令和5）年3月31日現在、8,728人となっており、2004（平成16）年度からの18年間で2,913人（50.0%）増加しています。

障害の程度別では、重度、中軽度の人の占める割合がそれぞれ2004（平成16）年度の41.7%、58.3%に対し、2022（令和4）年度は36.1%、63.9%となっており、近年では中軽度の増え方が大きくなっています。

また、年齢階層別では、65歳以上の人の占める割合は9.9%となっており、2004（平成16）年度の8.2%から増加しているものの、身体障害者と比較すると、その割合は大きくありません。

療育手帳所持者数の推移



療育手帳所持者数の推移

(単位: 人)

区分	H16年度	18年度	20年度	22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	R2年度	4年度
程度別										
A (重度)	2,423	2,550	2,625	2,680	2,749	2,847	2,892	3,022	3,082	3,148
B (中軽度)	3,392	3,704	4,033	4,207	4,503	4,774	4,873	5,081	5,318	5,580
年齢別										
18歳未満	1,095	1,258	1,359	1,405	1,478	1,569	1,577	1,573	1,548	1,651
18歳～65歳	4,244	4,476	4,720	4,912	5,111	5,292	5,424	5,717	6,022	6,216
65歳以上	476	520	579	570	663	760	764	813	830	861
計	5,815	6,254	6,658	6,887	7,252	7,621	7,765	8,103	8,400	8,728

(各年度3月31日現在)

(3) 精神障害者

精神障害者については、医療機関の利用状況からみると、2022（令和4）年6月30日現在、入院患者数が2,743人、医療費を公費で負担している通院患者数が13,710人となっています。

入院患者数は、2010（平成22）年度の3,210人から2022（令和4）年度の2,743人と減少しているのに対し、公費負担通院患者数は2010（平成22）年度の8,844人から2022（令和4）年度の13,710人と大きく増加しています。

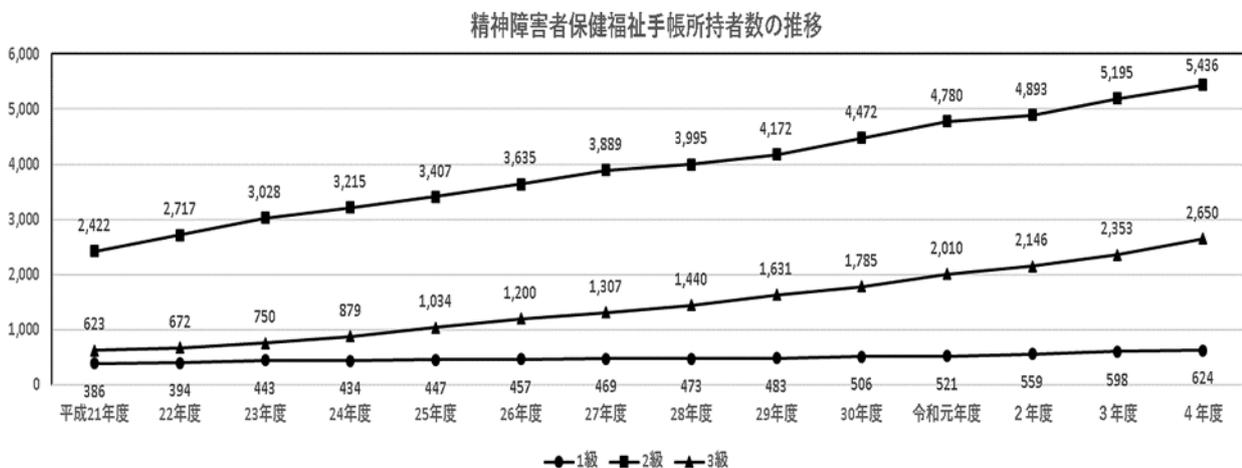
また、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、2023（令和5）年3月31日現在、8,710人となっており、2009（平成21）年度の3,431人から約2.5倍増加しています。



精神科病院入院患者数・公費負担通院患者数の推移 (単位:人)

区分	H22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	R2年度	4年度
精神科病院入院患者数	3,210	3,123	2,931	2,901	2,875	2,813	2,743
公費負担通院患者数	8,844	9,639	10,091	10,708	11,338	12,375	13,710

(各年度6月30日現在)



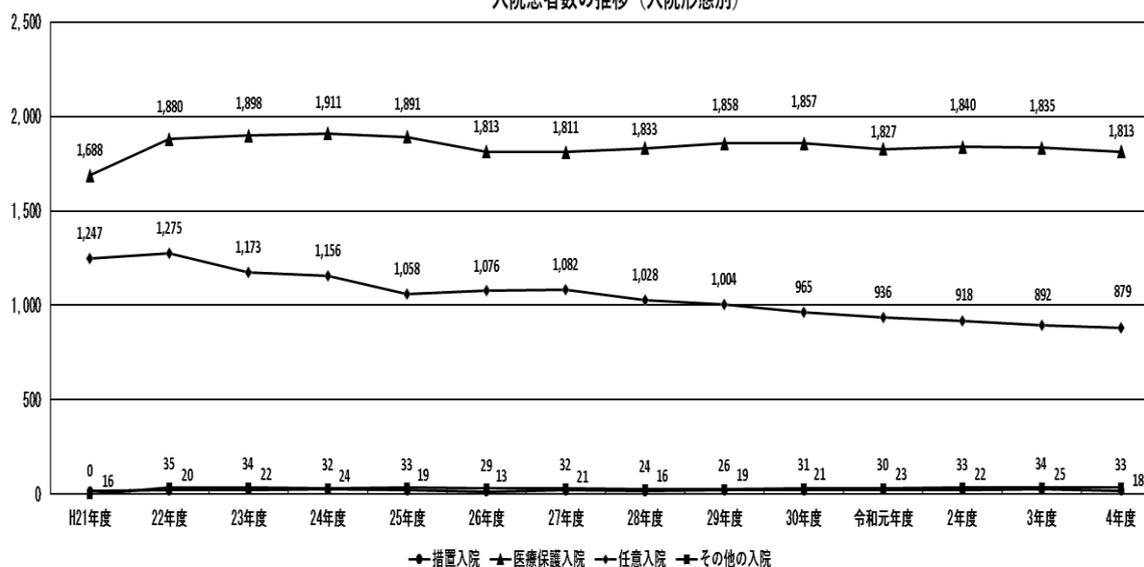
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	386	394	443	434	447	457	469	473	483	506	521	559	598	624
2級	2,422	2,717	3,028	3,215	3,407	3,635	3,889	3,995	4,172	4,472	4,780	4,893	5,195	5,436
3級	623	672	750	879	1,034	1,200	1,307	1,440	1,631	1,785	2,010	2,146	2,353	2,650
計	3,431	3,783	4,221	4,528	4,888	5,292	5,665	5,908	6,286	6,763	7,311	7,598	8,146	8,710

(各年度3月31日現在)

入院患者数の推移 (入院形態別)



入院患者数の推移 (入院形態別)

(単位:人)

形態	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
措置入院	16	20	22	24	19	13	21	16	19	21	23	22	25	18
医療保護入院	1,688	1,880	1,898	1,911	1,891	1,813	1,811	1,833	1,858	1,857	1,827	1,840	1,835	1,813
任意入院	1,247	1,275	1,173	1,156	1,058	1,076	1,082	1,028	1,004	965	936	918	892	879
その他の入院	0	35	34	32	33	29	32	24	26	31	30	33	34	33
計	2,951	3,210	3,127	3,123	3,001	2,931	2,946	2,901	2,907	2,875	2,816	2,813	2,786	2,743

出典:厚生労働省「精神保健福祉資料」

(各年度6月30日現在)

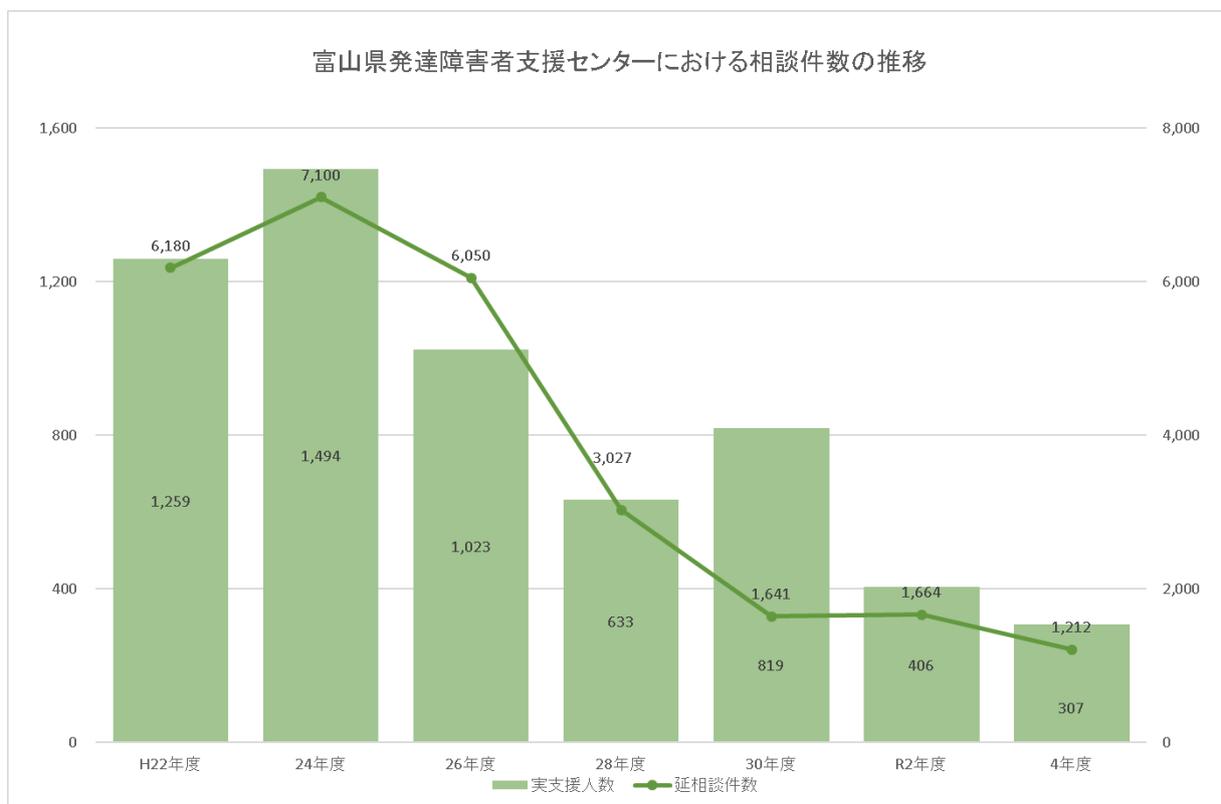
※「措置入院」には、緊急措置入院を含む。「その他の入院」には、応急入院、鑑定入院、医療観察法による入院を含む。

(4) 発達障害

発達障害児(者)数については、知的障害や精神障害の手帳を所持している人もいますが、発達障害であることに着目して手帳の対象となっているわけではないため、その正確な人数は把握できていません。

文部科学省が2022(令和4)年に報告した調査結果(「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」)によると、全国の小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、8.8%とされています。

また、本県では、発達障害者支援センターを設置し、2016(平成28)年度からは特に、発達障害がある方が身近な地域に必要な支援が受けられる体制(ネットワーク)整備を強化しています。発達障害者支援センターの2022(令和4)年度の実支援人数は307人、延相談件数は1,212件となっています。



富山県発達障害者支援センターにおける相談件数の推移

事業内容	H22年度		24年度		26年度		28年度		30年度		R2年度		R4年度	
	実支援人数	延相談件数												
就労支援	45	425	48	1,016	72	306	55	228	49	179	93	733	77	512
相談支援	1,049	5,500	1,246	5,860	951	5,744	578	2,799	770	1,462	313	931	230	700
発達支援	165	255	200	224										
計	1,259	6,180	1,494	7,100	1,023	6,050	633	3,027	819	1,641	406	1,664	307	1,212

(各年度3月31日現在)

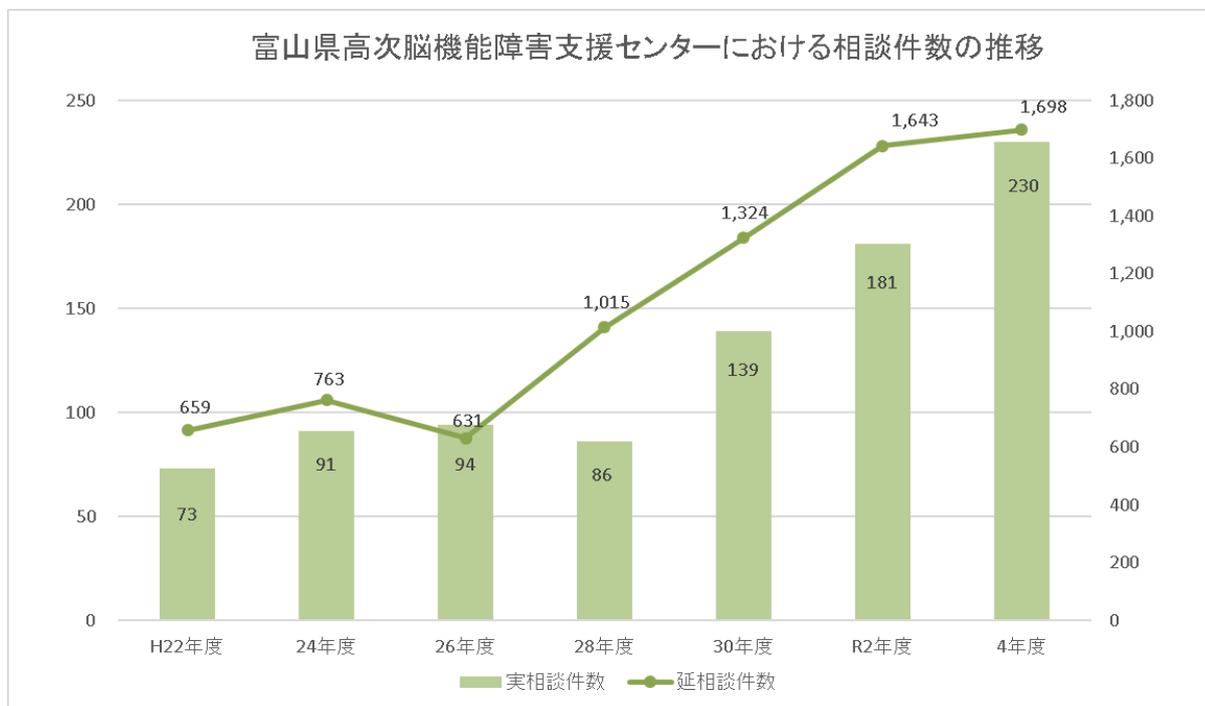
※2013(H25)年度より厚生労働省への実施状況報告の内容等が変更されたことから、「①相談支援・発達支援」「②相談支援・就労支援」(就労支援に重点を置いた支援が行われたケース)の2区分により集計している。

※2013(H25)年度以降、同センターは「直接支援」(本人や家族への直接支援)ではなく「間接支援」(地域の支援機関等への支援)をより重視する方針に転換しており、結果として、実支援人数、延相談件数のいずれも減少に転じている。

(5) 高次脳機能障害

高次脳機能障害は、交通事故や病気等で脳に障害を受けたことが原因で、注意力や記憶が低下したり、感情のコントロールが難しくなるなどの症状が現れる障害ですが、症状の内容や程度も多様であることから、正確な障害者数の把握はできていません。

本県では、障害当事者やその家族に対する専門的な支援等を目的として、富山県高次脳機能障害支援センターを設置しています。2022（令和4）年度の実相談件数は230件であり、延相談件数は1,698件となっています。



富山県高次脳機能障害支援センターにおける相談件数の推移

	H22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	R2年度	4年度
実相談件数	73	91	94	86	139	181	230
延相談件数	659	763	631	1,015	1,324	1,643	1,698

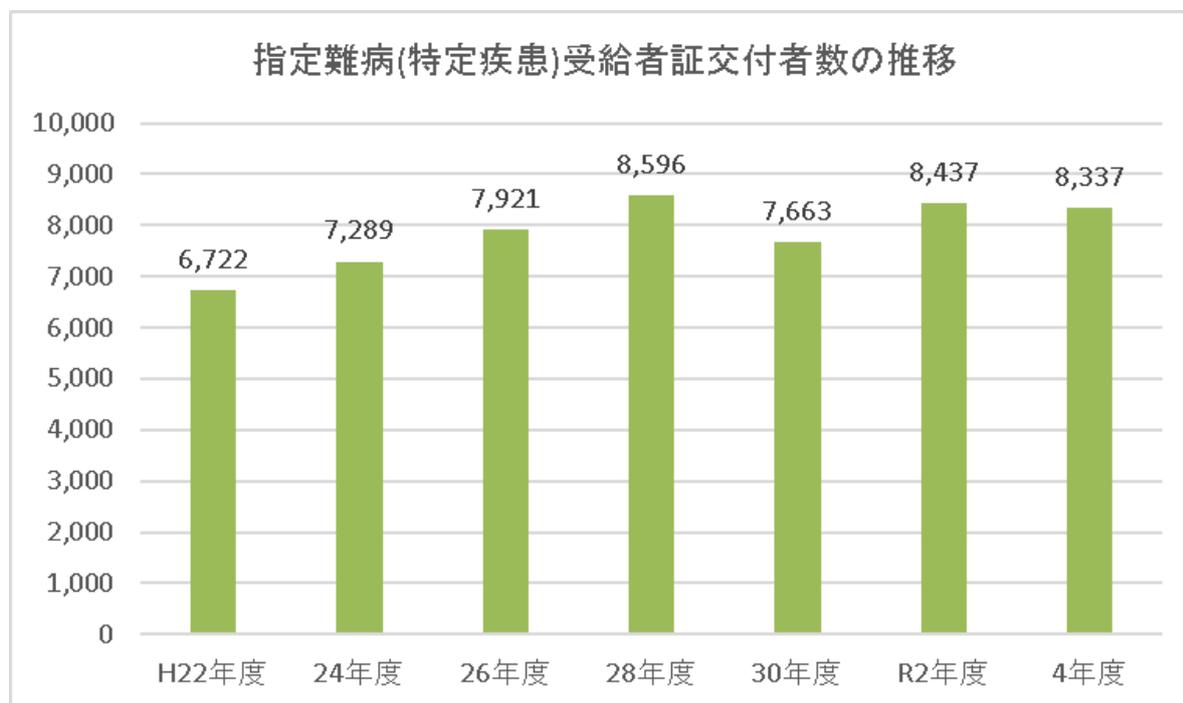
(各年度3月31日現在)

(6) 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる、いわゆる難病のうち、患者の置かれている状況からみて、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いもので、患者数が一定数を超えず、かつ客観的な診断基準が確立しているものを指定難病として定め、その患者に対し、特定医療費(指定難病)受給者証を交付して、医療費の公費助成を行っています。交付件数は、2022(令和4)年度末の時点で8,337件となっています。

2015(平成27)年1月より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、助成対象となる疾患(指定難病)の数が56から110に拡大されたのを皮切りに、その後も追加が続き、2012(令和3)年11月からはさらに5疾患が追加され、338疾患となっています。

また、2013(平成25)年4月より障害者総合支援法のサービスの対象に難病等が加わり、2023(令和5)年3月現在、366疾患が対象となっています。



令和4年度指定難病病名及び受給者証交付者数一覧

疾病番号	疾患名	交付件数	疾患番号	疾患名	交付件数	疾患番号	疾患名	交付件数
1	球脊髄性筋萎縮症	20	114	非ジストロフィー性ミトコンドリア症候群	0	227	オスラー病	7
2	筋萎縮性側索硬化症	88	115	遺伝性周期性四肢麻痺	0	228	閉塞性細気管支炎	2
3	脊髄性筋萎縮症	5	116	アトピー性脊髄炎	0	229	肺動脈白化(自己免疫性又は先天性)	0
4	原発性側索硬化症	4	117	脊髄空洞症	1	230	肺動脈低換気症候群	2
5	進行性核上性麻痺	129	118	脊髄髄膜瘤	0	231	α1-アンチトリプシン欠乏症	0
6	パーキンソン病	1,240	119	アイザックス症候群	0	232	カーニ-複合	0
7	大脳皮質基底核変性症	38	120	遺伝性ジストニア	0	233	ウォルフラム症候群	0
8	ハンチントン病	11	121	神経フェリチン症	0	234	ヘルオキシゾーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	0
9	神経性難赤血球症	0	122	脳脊髄液ヘモジリン沈着症	2	235	副甲状腺機能低下症	2
10	シャルコ・マリエット・トゥース病	4	123	糸頭と変形性脊椎椎を伴う常染色体劣性白質脳症	0	236	偽性副甲状腺機能低下症	0
11	重症筋無力症	228	124	皮下下線索と白質脳症を伴う常染色体劣性白質脳症	3	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0
12	先天性筋無力症候群	0	125	神経軸索スフィンゴイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0	238	ヒタシンド抵抗性くる病/骨軟化症	3
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	203	126	ベリー-症候群	0	239	ヒタシンド依存性くる病/骨軟化症	0
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	67	127	前頭側頭葉変性症	7	240	ファンケルン原症	3
15	封入体筋炎	13	128	ビッカースタッフ脳幹炎	1	241	高チロシン血症1型	0
16	クロー-深淵症候群	2	129	痙攣重症型(二相性)急性脳症	0	242	高チロシン血症2型	0
17	多系統萎縮症	108	130	先天性無痛汗症	1	243	高チロシン血症3型	0
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	275	131	アレキサンダー病	0	244	メーブルシロップ尿症	0
19	ライゾーム病	4	132	先天性核上性球麻痺	0	245	プロピオン酸血症	0
20	副腎白質ジストロフィー	1	133	メドウズ症候群	0	246	メチルマロン酸血症	0
21	ミトコンドリア病	13	134	中脳神経線形成異常症/ドモルシア症候群	0	247	イソ吉草酸血症	0
22	モヤモヤ病	146	135	アイカルディ症候群	1	248	グルコーストランスポーター1欠損症	1
23	プリオン病	1	136	片側目盲症	0	249	グルタル酸血症1型	0
24	悪性硬化性全脳炎	0	137	限局性皮質異形成	0	250	グルタル酸血症2型	0
25	進行性多巣性白質脳症	0	138	神経細胞移動異常症	0	251	尿素サイクル異常症	1
26	HTLV-1関連脊髄症	2	139	先天性大脳白質形成不全症	0	252	リジン原性蛋白不溶解症	0
27	特異性基底核石灰化症	3	140	ドラブ症候群	0	253	先天性薬液吸収不全	0
28	全身性アミロイドーシス	68	141	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん	0	254	ホルフィン症	0
29	ウルクヒト病	0	142	ミオクロニクテてんかん	0	255	複合カルボキシラーゼ欠損症	1
30	遠位型ミオパチー	3	143	ミオクロニクテ脱力発作を伴うてんかん	0	256	筋型糖原病	0
31	ペスレミアミオパチー	0	144	レンツクス-カスト-症候群	0	257	肝型糖原病	1
32	自己食気空泡性ミオパチー	1	145	ウエスト症候群	0	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0
33	シュワルツ-ヤンベル症候群	0	146	大田原症候群	0	259	レチシコシステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0
34	神経線維症	26	147	早期ミオクロニクテ	0	260	シトステロール血症	0
35	天疱瘡	23	148	遊走性焦皮発作を伴う児てんかん	0	261	タンジール病	0
36	表皮水疱症	3	149	片側産卵・片麻痺・てんかん症候群	0	262	原発性高カドミオン血症	6
37	膿疱性乾癬(汎発型)	14	150	環状20番染色体症候群	0	263	脳腫瘍性腫瘍	1
38	ステイブンス-ジョンソン症候群	2	151	ラスムセン脳炎	1	264	無βリポタンパク血症	0
39	中毒性表皮壊死症	0	152	PCDH19関連症候群	0	265	脂肪萎縮症	0
40	高尿酸血症	33	153	難治頭部部分発作重積型急性脳炎	2	266	家族性地中海熱	3
41	巨細胞性動脈炎	17	154	徐波睡眠期持続性棘波を示すてんかん性脳症	0	267	高LD症候群	0
42	結節性多発動脈炎	13	155	ランドウ-クレファ-症候群	0	268	中條-西村症候群	0
43	顕微鏡的多発血管炎	6	156	レット症候群	0	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アーク症候群	0
44	多発血管炎性肉芽腫症	21	157	スタージ-ウェバー-症候群	0	270	慢性再発性多発性骨髄炎	7
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	49	158	結節性硬化症	10	271	強直性脊椎炎	47
46	悪性関節リウマチ	33	159	色素性乾皮症	1	272	進行性骨化性線維異形成症	0
47	バージャー病	15	160	先天性魚鱗癬	2	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	10	161	家族性良性慢性天疱瘡	0	274	骨形成不全症	0
49	全身性エリテマトーシス	499	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	27	275	タトフォウジ骨異形成症	0
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	219	163	特異性後天性全身性無汗症	3	276	軟骨無形成症	0
51	全身性強皮症	185	164	眼皮膚白皮症	0	277	リンパ管腫症/ゴーム病	0
52	混合型結合組織病	75	165	肥厚性皮膚骨膜炎	0	278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	0
53	シェーグレン症候群	100	166	弾性線維性仮性黄色腫	1	279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽喉びまん性病変)	0
54	成人ステル病	37	167	マルファン症候群	4	280	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	2
55	再発性多発軟膏炎	10	168	エーラス-ダンロンズ症候群	0	281	クワック・トレノ-ウェー-症候群	1
56	ペーテック病	92	169	メンケス病	0	282	先天性赤血球形成異常性貧血	0
57	特異性脈強型心筋症	173	170	オクシタル-ホーン症候群	0	283	後天性赤芽球病	9
58	肥大型心筋症	39	171	ワイルソン病	8	284	ダイヤモンド-ブラックファン貧血	0
59	均等型心筋症	0	172	低ホスファターゼ症	0	285	ファンコニ貧血	2
60	再生不良性貧血	80	173	VATER症候群	0	286	遺伝性鉄球性貧血	0
61	自己免疫性溶血性貧血	12	174	那須-ハコラ病	0	287	エプスタイン症候群	0
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	10	175	ウィーバー-症候群	2	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2
63	特異性血小板減少症紫斑病	100	176	コフリン-ローリー-症候群	0	289	クローンカイト-カナダ症候群	2
64	血小板減少症紫斑病	5	177	ジュベール-症候群関連疾患	0	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	2
65	原発性免疫不全症候群	17	178	モット-ウィルソン症候群	0	291	ヒルシュスプリング病(全結腸型又は小腸型)	0
66	hLA腎症	79	179	ウリアムズ症候群	0	292	腎排膿腎外反症	0
67	多発性囊胞腎	98	180	ATR-X症候群	0	293	腎排膿腎臓炎	0
68	黄色顆粒骨化症	85	181	クルーリン症候群	0	294	先天性横隔膜ヘルニア	0
69	後縦骨骨化症	238	182	アペール症候群	0	295	乳頭型巨大大血管腫	0
70	広範骨髄管狭窄症	7	183	ファイア-症候群	0	296	胆道閉鎖症	1
71	特異性大腸骨頭壊死症	105	184	アントレービクスラ-症候群	0	297	アラジール症候群	0
72	下垂体性ADH分泌異常症	19	185	コフリン-シリシス症候群	0	298	遺伝性膝炎	0
73	下垂体性TSH分泌亢進症	2	186	ロスマンドームソン症候群	0	299	薬物性線維症	0
74	下垂体性PTH分泌亢進症	20	187	歌舞症候群	0	300	IgG4関連疾患	29
75	クッシング病	8	188	多脾症候群	0	301	両斑ジストロフィー	0
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0	189	無脾症候群	1	302	レーベル遺伝性視神経症	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	46	190	聴耳腎症候群	0	303	アッシュャー症候群	0
78	下垂体性前葉機能低下症	151	191	ウェルナー症候群	2	304	若年発症型内側性音聾難聴	0
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	3	192	コケイン症候群	0	305	遷移性内リンパ水腫	0
80	甲状腺ホルモン不応症	0	193	ブリーダー-ワイルド症候群	4	306	好酸球性副鼻腔炎	166
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	6	194	ソトス症候群	0	307	カナパ病	0
82	先天性副腎低形成症	3	195	スーナン症候群	0	308	進行性白質脳症	0
83	アジソン病	1	196	ヤング-シンブロン症候群	0	309	進行性ミオクロンヌステんかん	0
84	サルコイドーシス	139	197	1p36欠失症候群	0	310	先天異常症候群	0
85	特異性間質性肺炎	81	198	4p欠失症候群	0	311	先天性三尖弁狭窄症	0
86	肺動脈性肺高血圧症	40	199	5p欠失症候群	0	312	先天性僧弁弁狭窄症	0
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	0	200	第14番染色体父親性ダイミ-症候群	0	313	先天性肺静脈狭窄症	0
88	慢性血栓性血栓性肺高血圧症	58	201	アンジェルマン症候群	0	314	左肺動脈右肺動脈起始症	0
89	リンパ管腫症	11	202	スミス-マギニス症候群	0	315	ネイルパテラ症候群(爪蓋萎縮症候群)/LMX1B関連腎症	0
90	網膜色素変性症	159	203	22q11.2欠失症候群	0	316	カルニチン回路異常症	0
91	バッド-キアリア症候群	1	204	エマスル症候群	0	317	三頭筋欠損症	0
92	特異性門脈圧亢進症	5	205	腕弱X症候群関連疾患	0	318	シトリン欠損症	0
93	原発性胆汁性胆管炎	161	206	腕弱X症候群	0	319	セピアテリン還元酵素(SR)欠損症	0
94	原発性硬化性胆管炎	10	207	総動脈幹遺残症	0	320	先天性グリコシルホスファテリノシトール(GPI)欠損症	0
95	自己免疫性肝炎	27	208	修正大血管転位症	0	321	メケト-シス型高グリシリン血症	0
96	クローン病	466	209	完全大血管転位症	0	322	β-ケトチララーゼ欠損症	0
97	潰瘍性大腸炎	1,038	210	心室瘻	2	323	芳香族-L-アミン/尿酸尿酸酵素欠損症	0
98	好酸球性消化管疾患	16	211	左心低形成症候群	0	324	メチルグルタコン酸尿症	0
99	慢性特異性偽性関節炎	3	212	三尖弁閉鎖症	2	325	遺伝性自己炎症疾患	0
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0	326	大理石骨病	0
101	腸管神経節細胞減少症	0	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0	327	特異性血栓性(遺伝性血栓性)によるものに限る。)	2
102	ルビンシュタイン-テイビ症候群	0	215	ファロー四徴症	2	328	前眼部形成異常	1
103	CFC症候群	0	216	両大血管右室起始症	0	329	無虹彩症	2
104	コステロ症候群	0	217	エプスタイン病	2	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	0
105	チャージ症候群	0	218	アルポート症候群	3	331	特異性多中心性キャスルマン病	7
106	クリオピリン関連周期性熱症候群	0	219	ギャロウェイ-モトフ症候群	0	332	膠様軟角膜ジストロフィー	0
107	若年性特異性関節炎	13	220	急速進行性糸球体腎炎	27	333	ハッチンソン-ギルフォード症候群	0
108	TNF受容体関連周期性熱症候群	0	221	抗糸球体基底膜腎炎	3	334	脳クレンジン欠乏症候群	0
109	非典型性溶血性尿毒症症候群	1	222	一次性ネフローゼ症候群	74	335	ネフロ病	0
110	プラウ症候群	1	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2	336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	0
111	先天性ミオパチー	4	224	紫斑病性腎炎	7	337	ホモシチン原症	0
112	マリネスコ-シューグレン症候群	0	225	先天性腎性尿崩症	0	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	0
113	筋ジストロフィー	43	226	間質性肺炎(ハンナ型)	16	合計		8,239

(令和5年3月31日現在)

2 障害のある人を取り巻く現状と課題

社会情勢の変化や障害者施策に関する制度改正などにより、障害のある人を取り巻く環境も大きく変化しています。こうした中、障害者施策を進める上で主な課題として、次の6項目が挙げられます。

(1) 障害及び障害のある人に対する理解の一層の促進

障害及び障害のある人に対する県民の理解は、徐々に広がっていますが、日常生活又は社会生活において依然として障害のある人に対する差別があると感じている人が多い状況にあります。また、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や差別の解消等に適切に取り組んでいく必要があります。

こうしたことを踏まえ、県民に障害及び障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、取組を引き続き強化していく必要があります。

No. 2

(2) 多様な障害に対する適切な対応

発達障害、高次脳機能障害、難病などは、その特性等が多様であり、県民の理解も進んでいません。このため、また、障害を「社会モデル」の点から捉えることから、障害に関する正しい知識を普及するとともに、障害の特性を踏まえた専門的な相談・支援体制の充実を図っていく必要があります。

(3) 障害のある人の高齢化や障害の重度化・重複化への適切な対応

障害のある人が増加する一方で、人口の高齢化に合わせ障害のある人の高齢化も進んでいます。また、障害の重度化及び重複化、医療的ケアの必要性も増加しています。さらに、障害のある人を介護している家族の高齢化や「親亡き後」の問題も指摘されています。こうした多様化する障害のある人のニーズに適切に対応していく必要があります。

(4) 障害のある人の地域生活を支援するサービス等の一層の充実

住み慣れた地域で自立して生活し、又は地域生活に移行して、社会経済活動や文化、スポーツ活動などに主体的に参加したいという障害のある人の意識は、高まってきています。障害のある人が地域で安心して生活できるよう、身近な地域での相談支援体制、コミュニケーション支援、住まいの場、ホームヘルプサービス、日中活動サービス等のサービス提供基盤の充実や安全なまちづくりの整備が求められています。

また、障害のある人の地域生活を支援するボランティアの養成やボランティア活動の支援体制の強化を図っていく必要があります。

さらには、障害のある子ども及びその家族のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの関係者が連携し、きめ細かな支援を行うことが求められています。

(5) 障害のある人の雇用・就労支援や工賃向上支援の充実強化

障害のある人の就労を通じた社会参加を実現し、障害のある人が地域社会で、自立していきいきと暮らせるよう、障害者雇用対策に取り組んでいく必要があります。

また、障害のある人の就労支援の充実と活性化を図るため、雇用、福祉、教育及び医療の一層

の連携強化を図ることが求められています。

さらには、障害者就労支援事業所における工賃向上に向けた実効性のある支援を行っていく必要があります。

(6) 障害のある人の防災、感染症、防犯対策の推進

障害のある人など避難行動要支援者は、大規模災害が発生すると被害を受けやすいことや、避難所及び福祉避難所における支援が必要なことから、大規模災害に備えて障害のある人の防災体制を整備しておくことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応について、コロナ禍での経験を踏まえ、感染症拡大時においても障害福祉サービスの継続が図られるよう、平時から感染対策マニュアル等の整備を行うことが必要です。

さらに、障害のある人は、防犯に関する通常のニーズを満たすのに特別の困難を有しており、また、犯罪や事故に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、障害のある人の気持ちに配慮した施策の推進が必要です。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安心・幸せを感じる”ウェルビーイング”を目指す「とやま型地域共生社会」の実現を目指します。

2 障害者の概念

障害者基本法の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。」とします。

3 基本的視点

諸施策を展開するに当たり、次の5つを各分野共通の視点とします。

(1) 障害者本人の自己決定を尊重します

- ・すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、その能力を發揮しながら、地域の中で共に安心して暮らすことのできる「共生社会」を実現するため、障害のある人等の自己決定を尊重します。

(2) 障害者等の自立を支援し、社会参加を促進します

- ・障害のある人等に対しコミュニケーション手段の選択の機会の拡大等に配慮するとともに、その意思決定の支援に配慮します。
- ・地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができるよう支援します。

(3) 障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開します

- ・障害のある人等が各ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、多様な提供体制の充実を図ります。
- ・福祉、保健、医療、教育、雇用等の各分野の有機的な連携の下、**障害者本位の総合的かつ横断的な切れ目のない支援を行います。**
- ・障害保健福祉圏域間のサービスの均てん化やサービス水準の平準化を推進します。
- ・障害のある人のヤングケアラーを含む家族や介助者など関係者への**支援を行い**も重要であることに留意します。

No. 4

(4) 障害の特性に応じたきめ細かな支援を実施します

- ・個々の障害のある人等のニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策を推進します。
- ・障害の特性やライフステージに応じたきめ細やかな支援を行いう必要があることに留意します。

No. 5

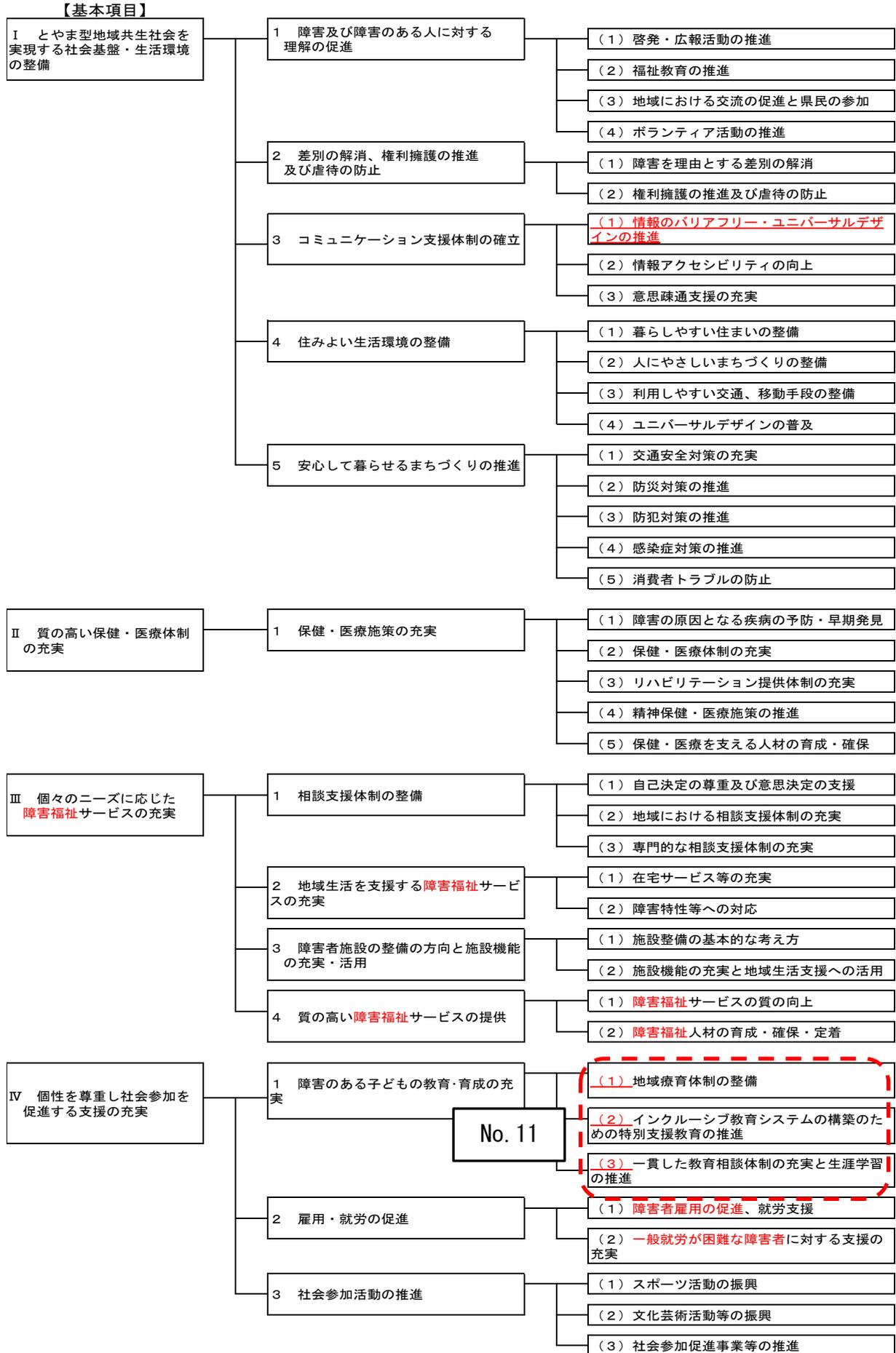
(5) ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します

- ・障害を**社会モデルの点から捉え、障害や障害のある人に対する理解を促進し、**物理的な障壁、社会的、制度的、心理的な障壁を除去し、誰もが安全に安心して生活できる環境を整備するため、ハード・ソフトの両面から「ユニバーサルデザイン」や「バリアフリー」を推進します。

No. 3

4 施策の体系

4つの項目を基本として、施策を展開します。



第2編 計画の内容

I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備

県民が相互に人格と個性を尊重し、年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する理解や心のバリアフリーの促進、障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる社会基盤や生活環境の整備に取り組めます。

1 障害及び障害のある人に対する理解の促進

基本理念に掲げる「とやま型地域共生社会」の実現を図るには、「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害や障害のある人について社会全体の関心と理解を深めていくことが必要です。また、社会全体のバリアフリーに加え、障害のある人に対する思いやりや助け合いの気持ちを持つ心豊かな社会や人づくりを進めていくことも大切です。

このため、社会や県民に障害や障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、啓発・広報活動や学校、企業、地域などにおいて福祉教育を積極的に推進するとともに、障害のある人もない人も地域活動へ積極的に参加し、日常的なふれあいや交流、ボランティア活動など様々な活動が行われるよう、各種の施策を推進します。



障害者団体が中心となった理解啓発キャンペーン



障害者理解ブックレット

(1) 啓発・広報活動の推進

- ・「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等の普及啓発を図り、障害のある人の人権が尊重される社会づくりを推進します。【障害福祉課（管理）】
- ・県民に、障害や障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、引き続き様々な取組を積極的に推進します。また、障害の特性や必要な配慮等に関する理解を促進します。【障害福祉課（管理・地域生活）】
- ・県の広報誌、ホームページ、SNS、県政番組（テレビ・ラジオ）、新聞、パンフレット等各種媒体を通じて、障害福祉に関する県民理解のための広報活動を推進します。【障害福祉課（管理・地域生活）】

- ・「障害者週間」を中心として、街頭キャンペーンや体験作文・ポスター・友情の図画募集等、各種行事の展開により、積極的に県民の理解を促進します。【障害福祉課（管理）】
- ・障害者用駐車スペース、視覚障害者用誘導ブロック、身体障害者補助犬等に対する県民の理解と普及促進を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより、援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や必要な支援内容、緊急連絡先を記載した「ヘルプカード」の理解と普及啓発に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・県民福祉条例や「富山県民福祉基本計画（第3次改定版）」の一層の普及啓発を図るとともに、福祉のまちづくりに関する施策を推進します。【厚生企画課】
- ・障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について県民の理解を深めるため、誰もが障害のある人等に自然に手助けすることのできる心のバリアフリーを推進します。【厚生企画課】

(2) 福祉教育の推進

① 学校における福祉教育の推進

- ・障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。【県立学校課】
- ・学校教育全体を通して福祉教育の充実を図るとともに、地域や学校及び児童生徒の実態を踏まえ、手話の普及に努めます。【小中学校課、県立学校課】
- ・福祉教育に携わる教員の研修機会の充実を図ります。【県立学校課】
- ・県立高等学校福祉科等での福祉の心の養成を目指した教育の充実を図ります。【県立学校課】
- ・中学2年生が5日間の職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を県内全中学校において展開します。【小中学校課】
- ・体育や保健体育などの教科、特別活動、総合的な学習（探求）の時間などにおいて、心の健康に関する内容の指導の充実を図ります。【保健体育課】
- ・「総合的な学習の時間」・「特別活動」の活用や高校生介護等体験特別事業、児童・生徒、地域のボランティア活動推進事業等により、児童生徒の福祉の心を醸成するとともに、社会福祉への理解と関心を深める機会を提供します。【県民生活課】

修正 2

② 地域等における福祉教育の推進

- ・障害や障害のある人への理解を深め、地域共生社会の実現を目指し、障害福祉サービス事業所等による講演会や交流会に講師を派遣し、理解を促進します。【障害福祉課（管理・自立・地域生活）】
- ・市町村や市町村社会福祉協議会などが地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や福祉教育地域指定事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。【障害福祉課（管理）、県民生活課】
- ・年齢や障害の有無にかかわらず利用できる富山型デイサービスに関するフォーラムの開催を支援し、地域共生の理念を普及啓発します。【厚生企画課】
- ・手話の普及活動を行う団体等へ支援するなどにより、県民が手話を学ぶ機会の確保等を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・発達障害や医療的ケア、重症心身障害に対する理解の促進に努めます。【障害福祉課（地域生活）】

- ・各厚生センター管内に設置する地域精神保健福祉推進協議会の活動を通じて、地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発に努めます。【健康課（精神保健）】
- ・心の健康センターにおいて、職域関係者、教員等精神保健福祉に携わる者に対する専門的知識の習得を促進します。【健康課（精神保健）、心の健康センター】
- ・研修会等を通じて、基本的人権を尊重し、偏見や差別をなくすための人権教育の推進に努めます。【生涯学習・文化財室】

(3) 地域における交流の促進と県民の参加

① 地域での交流の推進

- ・市町村や市町村社会福祉協議会などが地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や福祉教育地域指定事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。(再掲)【障害福祉課（管理）、県民生活課】
- ・県、市町村、各種団体、福祉施設等が行う芸術文化活動、スポーツ大会、レクリエーション等の各種行事を通じて、交流・ふれあいを促進します。【障害福祉課（地域生活）、スポーツ振興課】
- ・商店街の空き店舗等を活用し、高齢者・障害のある人など多様な来街者が利用できる交流スペース設置や、賑わいを創出する取組に対して支援を行い、買物客や観光客等との交流・ふれあいを促進します。【地域産業支援課】
- ・障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。(再掲)【県立学校課】
- ・家庭と教育と福祉のトライアングルが情報交換を密にし、連携を強化するよう努めます。【県立学校課】

② 県民の参加と連携

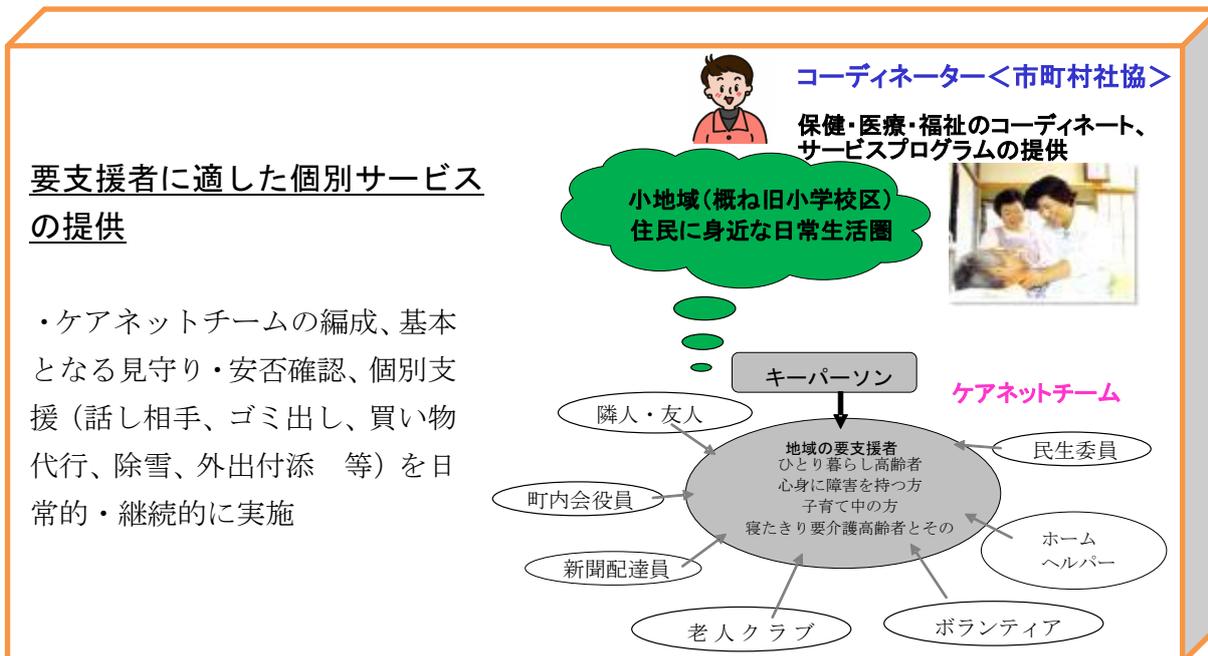
- ・障害のある人など地域住民のニーズを反映した市町村の地域福祉計画の改定を支援します。【厚生企画課】
- ・身近な地域で高齢者、障害（児）者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する、富山型デイサービス（共生型サービス）をはじめとした地域共生型福祉拠点を整備促進します。【厚生企画課】
- ・地域住民と地域の保健、医療、福祉関係者（保健師、かかりつけ医、ホームヘルパー、障害者相談員等）が連携して「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」事業を展開し、障害のある人等が安心して生活できる環境づくりを進めます。【厚生企画課】

(4) ボランティア活動の推進

- ・地域のニーズに応じたボランティア養成を行うとともに、ボランティア活動啓発事業により、県民のボランティア活動への理解と参加を促進します。【県民生活課】
- ・富山県民ボランティア総合支援センターや県・市町村社会福祉協議会・ボランティアセンターの機能を充実し、ボランティア・NPO団体とのネットワークや協働事業を推進します。【県民生活課】
- ・市町村へボランティア活動コーディネーターを配置し、養成を図るための研修を実施するなど、身近な地域でボランティア活動が行えるよう支援体制を強化します。【県民生活課】

- ・一般住民を対象に精神障害を正しく理解し、地域での具体的な生活支援方針を学ぶメンタルヘルスサポーターの養成を推進します。【健康課（精神保健）】

図 ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業のイメージ



2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

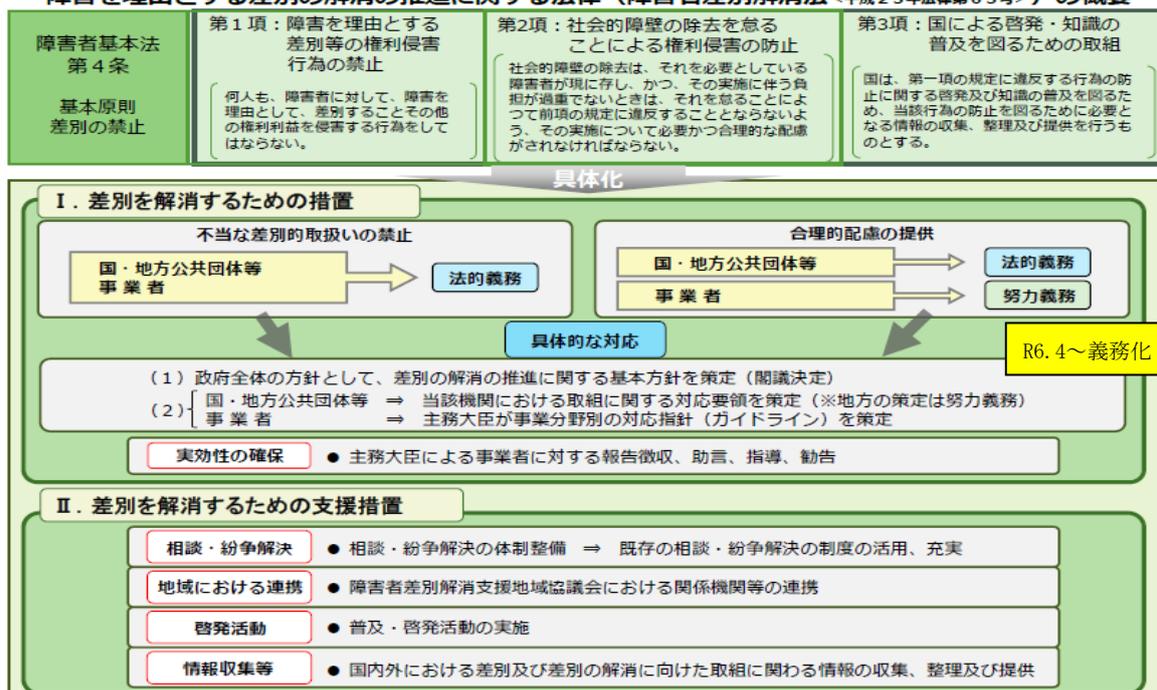
全ての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されます。

障害のある人の権利と尊厳を守るため、障害者基本法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」(2016(平成28)年4月1日施行)などにより、障害を理由とする差別の解消の推進や障害のある人に対する虐待の防止等に取り組みます。

(1) 障害を理由とする差別の解消

- 「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が盛り込まれた障害者差別解消法や「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、職員対応要領の運用、研修の実施や、相談や紛争の防止・解決のための体制の整備、県民に対する普及啓発活動など、必要な対応に取り組みます。【障害福祉課(管理)】
- 「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、広域専門相談員や地域相談員を設置し、障害を理由とする差別に関する相談体制の充実に努めます。【障害福祉課(管理)】
- 「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、県・県民・事業者・市町村・学識経験者から構成される協議会を設置し、円滑な運営に努めます。【障害福祉課(管理)】
- 障害者雇用促進法で規定された、雇用分野における障害のある人に対する差別禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(相談体制の整備及び合理的配慮の提供義務)について、企業の理解が促進されるよう民間コーディネーターの派遣による労務担当者への個別支援、障害者雇用セミナーの実施により、周知を図ります。【労働政策課】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法<平成25年法律第65号>)の概要



出典 内閣府ホームページ

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の概要

※ 平成26年12月17日成立・公布、平成28年4月1日施行、平成31年4月1日一部改正施行

目的

障害を理由とする差別解消について

①基本理念 ②県と県民の責務 ③県の施策の基本事項 を定める

すべて障害のある人が

安心して暮らすことのできる社会を実現

県及び県民の責務等

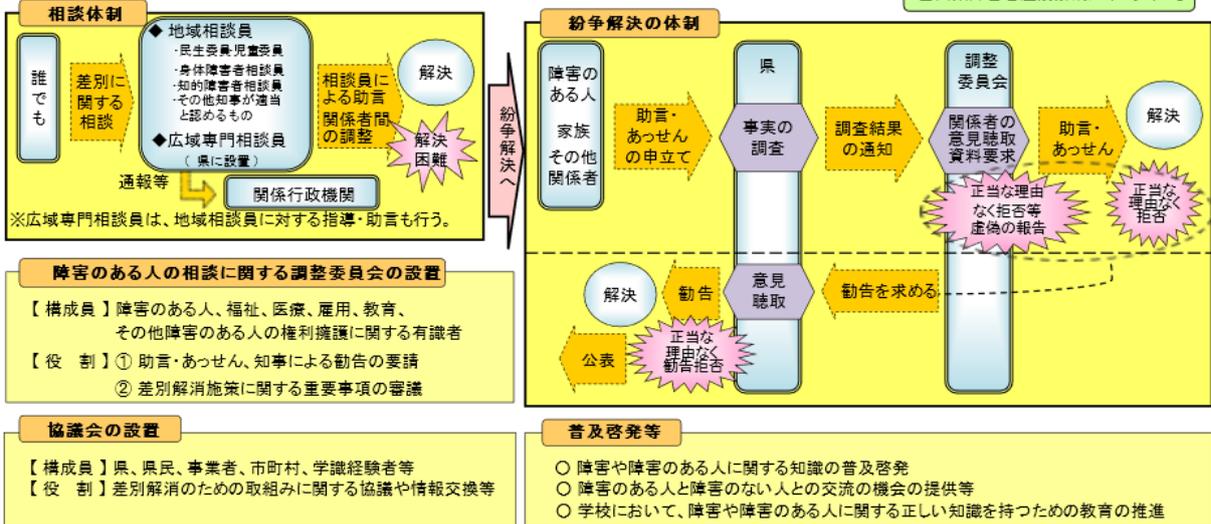
【 県 】 ① 差別解消施策の策定・実施 ② 市町村との連携・支援

【 県民 】 ① 障害のある人に対する理解 ② 県や市町村の施策への協力

障害を理由とする差別の禁止

- 何人も、障害を理由とする差別をしてはならない
- 何人も、過重な負担でない範囲で、合理的な配慮をしなければならない
- ※ 県は、分野毎に特に配慮すべき事項を定める

「富山県障害者差別解消ガイドライン」



(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等の普及啓発を図り、障害のある人の人権が尊重される社会づくりを推進します。(再掲)【障害福祉課（管理）】
- ・障害者虐待防止法に基づき、富山県障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待の通報・相談の受付や市町村への情報提供・助言等を行います。【障害福祉課（管理）】
- ・富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催により、関係機関・団体等の相互の情報共有と連携を強化するとともに、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るために必要な人材を育成します。【障害福祉課（管理）】
- ・障害のある人の人権の擁護、虐待の防止のため、市町村をはじめ関係機関・団体等との連携を密にし、障害のある人に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等、虐待防止に向けた体制の整備に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・【新】養護者からの虐待予防の観点から、家族の負担軽減策の好事例を収集し紹介するなど、養護者支援を充実します。【障害福祉課（管理）】
- ・【新】障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置の徹底など、虐待の早期発見や防止に向けた取り組みを推進します。【障害福祉課（自立）】
- ・「障害者110番」運営事業により、障害のある人の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】強度行動障害を有する者の支援体制の整備が障害者虐待の防止に重要な関わりがあるとの観点を踏まえつつ、強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施など、支援体制の整備を進めます。【障害福祉課（地域生活）】

- ・施設入所者の生活の質（QOL）の向上やプライバシーの確保を図るため、施設の重度化・高齢化対応、個室化を推進するとともに、地域移行の受け皿となるグループホームやショートステイ等の整備に必要な支援をしてきます。（再掲）【障害福祉課（自立）】
- ・日常生活における障害のある人の人権への配慮が県民の意識と行動に定着するよう、国・市町村等と連携を図りながら、人権教育・啓発を推進します。【県民生活課】
- ・被疑者あるいは被告人となった障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害のある人の意思疎通等に関して適切な対応を図ります。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害のある人に対する理解を深めるため必要な研修を実施します。【県警本部（刑事企画課）】
- ・知的障害により、コミュニケーションに困難を抱える被疑者等に関する取調べの録音・録画の試行を引き続き行います。【県警本部（刑事企画課）】
- ・【新】障害者が成年後見制度を活用して、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身上保護を重視した支援、及び被後見人主体の支援方を充実します。【厚生企画課】

修正 3



広域専門相談員の相談対応



障害者虐待防止のリーフレット

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

※ 平成23年6月17日成立

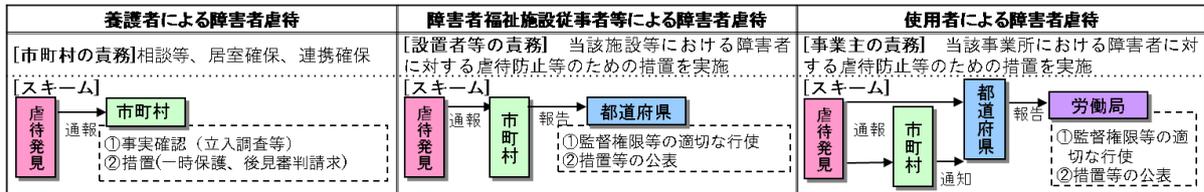
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



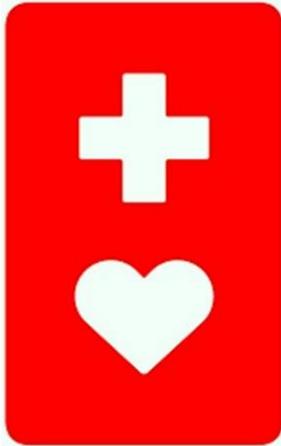
- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

ヘルプマークとは？



- ・ 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人が着用することにより周囲に支援を必要としていることを知らせるマークです。
- ・ 平成24年に東京都が作成し、平成29年7月に案内用図記号を規定する国内規格(JIS)に追加されました。
- ・ 富山県では、平成30年7月から導入しています。

ヘルプマークを身に着けている方を見かけたら

- ・ 電車・バスの中で、席をお譲りください。
- ・ 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- ・ 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

図 成年後見制度と日常生活自立支援事業の対照表

	法定後見制度	任意後見制度	日常生活自立支援事業
対象者	精神上の障害等により事理を弁識する能力について ・ 不十分な者（補助） ・ 著しく不十分な者（保佐） ・ 欠く常況にある者（後見）	判断能力のあるもの	判断能力が不十分であり、契約能力がある ・ 認知症高齢者 ・ 知的障害者、精神障害者等
鑑定の要否	原則として鑑定必要（「補助」の場合は不要）	不要	不要
事業内容（目的）	判断能力が不十分であるため契約等の法律行為の意思決定が困難なものに、後見人等の機関がその判断能力を補うことで、身上監護、財産管理を行う。	本人が判断能力のあるうちに、財産管理、身上監護の事務について代理権を与える契約を公正証書により締結する	判断能力が不十分な者が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行うことにより、権利擁護に資する。
援助の内容	財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為 ①不動産、重要な動産の処分、預金の管理、借財、遺産分割 ②介護サービス利用契約、施設入所契約等、訴訟行為等	同 左	・ 福祉サービス利用援助及びそれに伴う定期訪問・日常的金融管理サービス ・ 預金通帳など財産関係書類等の預かりサービス ・ 定期的な訪問による生活変化の察知
請求権者・申立人等	本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人など、成年後見監督人など、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長	援助を受ける者（本人・委任者）が援助を行う者（受任者）に事務処理を委任する契約（公正証書）により成立	本人
援助者	成年後見人、保佐人、補助人	任意後見人	市町村社会福祉協議会生活支援員
開始手続の本人同意	補助は必要、保佐・後見は不要	必要	必要
根拠法令等	民法	任意後見契約に関する法律	社会福祉法 日常生活自立支援事業実施要領
監督機関	成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人	任意後見監督人	富山県福祉サービス運営適正化委員会運営監視部会
費用	報酬は家庭裁判所が決定する。（本人負担）	任意後見人の報酬は民法の委任の規定による。（本人負担） 任意後見監督人の報酬は家庭裁判所が決定する。（本人負担）	サービスごとの利用料等は、社会福祉協議会が設定する。（本人負担） ※公費助成あり
登記の有無	登記	登記（公証人が嘱託登記）	なし

3 コミュニケーション支援体制の確立

障害のある人が地域で安心した生活を営むためには、必要な情報に容易に接することができ、円滑に取得できる「アクセシビリティ」が整うとともに、意思決定や意思表示、コミュニケーション支援の手段が確保されていることが必要です。

No. 6

このため、2022（令和4）年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨に基づき、障害の有無にかかわらず、日常生活や社会生活に必要な情報に容易に接し、円滑に取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、手話が言語であるとの認識に基づき定められた「富山県手話言語条例」の定める基本理念の普及や手話通訳者の養成・派遣、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣を行うなど、障害のある人や状態に応じたコミュニケーション支援を行います。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の趣旨に基づき、障害の有無に関わらず、すべての県民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるように、視覚障害者等が利用しやすいアクセシブルな電子書籍等の普及及びその量的拡充や質の向上を図るなど、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。

(1) 情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・ICT（情報通信技術）講習やパソコン教室の開催などを通じて、障害のある人等の情報リテラシー（操作能力）の向上を推進します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害のある人の情報機器に関する相談・援助を行う障害者IT推進員を派遣します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう、障害の特性に応じた適切な情報提供に努めるとともに、様々な情報が自由に利活用できるようオープンデータ化と情報のユニバーサルデザインの推進に努めます。【障害福祉課（地域生活）、行政デジタル化・生産性向上課】

(2) 情報アクセシビリティの向上

① 行政情報の提供

- ・視覚障害者が必要な情報を得られるよう、県の点字広報及び声の広報の発行など、点字、音声等による情報提供を充実します。【広報・ブランディング推進室】
- ・文字の読み上げ機能など、障害のある人も利用しやすい県のホームページの提供に努めます。【広報・ブランディング推進室】
- ・聴覚障害者に対する情報提供の充実のため、テレビ広報の字幕放送、手話放送を実施します。また、知事定例記者会見時にリアルタイムで手話通訳を実施し、その動画を当日中に県ホームページに掲載するなど、県政情報の迅速な提供に努めます。【広報・ブランディング推進室】
- ・【新】知的障害のある人をはじめ情報理解に難しさを抱える人たちが必要な情報を得られるよう、わかりやすい情報提供に努めます。【広報・ブランディング推進室】
- ・県及び市町村の職員を対象とした職員研修所での手話講座の開催などにより、行政サービス窓口や公立文化施設等で聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。【障害福祉課（地域生活）】

No. 7

② 選挙に対する配慮

- ・政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字・音声による候補者情報の提供、読みやすくわかりやすい選挙公報の作成に向けた候補者への働きかけ等、障害特性に応じた選挙等に関する情報

提供の充実に努めます。【市町村支援課】

- ・障害により投票用紙への記入が困難な選挙人のための代理投票の適切な実施や、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票所に入ることができることなど投票所における合理的な配慮を市町村へ働きかけ、障害のある人の投票環境の向上に努めます。【市町村支援課】
- ・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進や周知の拡大により、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。【市町村支援課】
- ・【新】障害のある個々のこどもに応じた主権者教育の実施に努めます。【市町村支援課】

③ 情報提供サービスの充実

- ・県内の公共施設等のバリアフリー情報を県ホームページに掲載することや、障害福祉サービス事業者の情報を富山県総合福祉会館の福祉情報システムに掲載するなど、障害のある人等に対する情報提供機能を充実します。【厚生企画課】
- ・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオライブラリーの提供サービスを充実します。
【障害福祉課（地域生活）】
- ・視覚障害者及び聴覚障害者のコミュニケーション支援や相談等のため、視覚障害者及び聴覚障害者の情報提供施設の運営を支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害福祉サービス等情報公表制度により利用者がサービスに関する情報を入手できる体制整備を促進します。【障害福祉課（自立）】

No. 8

④ 読書バリアフリーの推進

- ・【新】県立図書館は、身体的な理由等で図書館への来館が困難な方の読書が可能となるよう、電子書籍の充実を図るとともに、公立図書館や学校図書館（以下「公立図書館等」）、点字図書館と連携し、アクセシブルな書籍等の充実や相互利用に努めます。【生涯学習・文化財室】
- ・【新】県立図書館は、拡大読書器等の読書支援機器の整備等、視覚に障害のある方等が円滑に図書館を利用できるよう努めるとともに、県内各図書館の取組を促進します。【生涯学習・文化財室】
- ・【新】国立国会図書館の視覚障害者用等データ送信サービスやインターネット上の電子図書館「サピエ図書館」の十分な活用を図るため、点字図書館等と連携し、サービスの周知を図り、アクセシブルな書籍等の利用を促進します。【生涯学習・文化財室】
- ・【新】県立図書館は、公立図書館等や点字図書館と連携し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウ、製作された書籍に関する情報共有を図ります。【生涯学習・文化財室】
- ・【新】アクセシブルな書籍等の円滑な利用支援のため、公立図書館職員等を対象とした研修会において、視覚障害者等に対する図書館サービスについて取り上げ、当該職員の資質向上に取り組みます。【生涯学習・文化財室】

(3) 意思疎通支援の充実

① 多様な意思疎通支援の充実

- ・障害のある人が点字、音声、代読、代筆、手話、要約筆記、触手話、指点字、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、障害のある人のコミュニケーション支援の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）】

・視覚障害者のコミュニケーションを支援する点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成します。【障害福祉課（地域生活）】

No. 9

・県に手話通訳者を設置し、聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。

【障害福祉課（地域生活）】

- ・聴覚障害者の意思伝達を円滑にする手話通訳者や、手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣事業は基本的に市町村が実施しますが、県は、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、事業を実施します。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整や事例共有等を行い、市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されるよう努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・県に設置した手話通訳者等がインターネット回線を介して聴覚障害者に遠隔手話通訳を行う、「富山県遠隔手話通訳サービス」を実施します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話通訳者設置事業や手話奉仕員養成研修事業を実施する市町村が拡大するよう、市町村に働きかけます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・ヒアリンググループや赤外線補聴システム等のコミュニケーション支援機器の設置に努めるとともに、関係機関等に設置や活用を働きかけます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・盲ろう者に対しコミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の養成と派遣事業を実施するとともに、事業の利用が広がるよう、市町村や関係団体等の協力を得ながら事業の周知に努めます。【障害福祉課（地域生活）】

② 手話の普及等の推進

- ・富山県手話言語条例に基づき設置した富山県手話施策推進協議会における協議等を通じて、言語としての手話に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の促進に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話の普及等について、市町村、関係機関及び関係団体、聴覚障害者、手話通訳者等と連携し、協力して取り組みます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話通訳者の健康維持に関して調査・研究を進めるなど、安心して働き続けられる環境整備に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・聴覚障害のある乳児又は幼児及びその保護者に対して、手話に関する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・ろう者である観光旅行者その他の滞在者が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他必要な支援を行います。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話を必要とする幼児児童生徒が手話による教育を受けられるよう、手話の学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術向上に努めます。【県立学校課】
- ・幼・小・中・高等学校等の学校において、手話に対する理解を深めるよう努めます。【県立学校課】

「富山県手話言語条例」の概要

施行期日：平成30年4月1日

前文

【手話とは】

・手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、ろう者がその意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語である。

【手話の歴史】

・日本では、大正以降、ろう学校における手話の使用が制約された。
・ろう者は手話に誇りを持ち、その理解と普及の促進に取り組んできた。

【条約、法令の制定】

・障害者権利条約や改正障害者基本法において、手話の重要性について明記された。
・本県では「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を制定し、障害への理解を深め、障害を理由とする差別解消に取り組んでいる。今後、法令やこの条例と相まって、手話の普及等を図ることが必要である。

【今後の本県の目指すべき姿】

・ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指す。

目的

・①基本理念、②県の責務、県民等及び事業者の役割、③手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定める。

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与する。

基本理念

(1)手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的所産であることについての県民の認識の下に、行われなければならない。

(2)手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければならない。

県の責務

- (1)手話の普及等に関する総合的な施策の策定、実施
- (2)市町村、関係機関・団体との連携、ろう者及び手話通訳者等の協力
- (3)手話の普及等に関する施策を実施する市町村への支援
- (4)ろう者が生活を営む上での障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮

県民等及び事業者の役割

- (1)「県民」・・・条例の基本理念についての理解を深める
- (2)「ろう者等」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進
- (3)「手話通訳者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進、職務に係る倫理と知識の保持、手話通訳技術の向上
- (4)「手話の普及等に関係する者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進
- (5)「事業者」・・・ろう者へのサービス提供時や雇用時における、手話の使用に関する合理的な配慮

基本的施策

障害者計画において手話の普及等の施策を定め、総合的かつ計画的に推進

- (1)相談及び意思疎通の支援体制の整備（県聴覚障害者センターへの支援等）
- (2)手話による情報発信（ろう者の県政に関する情報の取得支援）
- (3)災害時等への対応（ろう者の情報取得や意思疎通支援のため市町村と連携等）
- (4)観光旅行者等への対応（ろう者が安心して県内に滞在できるよう、手話の普及等）
- (5)手話通訳者の確保、養成（手話通訳技術の向上を含む）
- (6)事業者への支援（手話の使用に関し合理的配慮を行う事業者への支援）
- (7)手話を学ぶ機会の確保等（県民や県職員が手話を学ぶ機会の確保）
- (8)学校における手話の普及（聴覚障害児や教職員等への支援、手話への理解促進）

協議会の設置

「県手話施策推進協議会」を設置し、手話の普及等の施策等について意見聴取する。

4 住みよい生活環境の整備

障害のある人が地域社会で自立した生活を営み、自由に活動するには、建築物、道路、公園等、日常生活に必要とされる施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障害のある人の障害に対応した交通手段、移動手段を整備することが必要です。障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりを進めることが大切です。

このため、住宅や道路、県有施設、病院、障害のある人が利用する施設等のバリアフリー化を進めるとともに、交通、移動手段を利用しやすい環境が整備されるよう取り組みます。また、身体障害者補助犬、ヘルプマークをはじめとする障害のある人に関するマーク、ユニバーサルデザインの考え方などを広く事業者、県民に理解、普及させる施策を推進します。

(1) 暮らしやすい住まいの整備

- ・障害のある人の地域での住まいの場であるグループホームの整備を支援し、設置を促進します。
【障害福祉課（自立）】
- ・在宅重度障害者住宅改善事業及び高齢者が住みよい住宅改善支援事業により障害のある人等の住宅のバリアフリー化を推進します。【障害福祉課（管理）、高齢福祉課】
- ・バリアフリー対応等の質の向上が進みにくい賃貸住宅において、住宅性能表示制度の普及を図ることなどによる良質な賃貸住宅の整備やリフォームを誘導します。【建築住宅課】
- ・公営住宅における障害者世帯の優先入居を推進するとともに、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用による障害者世帯の居住の安定確保を図ります。【建築住宅課】

(2) 人にやさしいまちづくりの整備

① 福祉のまちづくりの計画的推進

- ・県民福祉条例に基づく「富山県民福祉基本計画（第3次改定版）」の普及・啓発を図ります。（一部再掲）【厚生企画課】
- ・県民福祉条例施設整備マニュアル、ホームページ等の作成や普及啓発に努めます。【厚生企画課、建築住宅課】
- ・県民各界各層で構成する「富山県民福祉推進会議」により市町村、事業者、県民と連携して住民参加によるまちづくりを推進します。【厚生企画課】
- ・福祉のまちづくり推進事業等により、地域における福祉のまちづくりを推進します。【厚生企画課】
- ・バリアフリー化などを通し、福祉のまちづくりに関する啓発活動を推進します。【厚生企画課】

② 人にやさしい施設、公園等の整備

- ・県民福祉条例に基づき、生活関連施設の整備の遵守について設置者に一層の理解と協力を求め、整備基準に適合した施設の整備促進に努めます。【厚生企画課、建築住宅課】
- ・高齢者や障害のある人など誰もが気軽に出入りすることができるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。【厚生企画課、建築住宅課】
- ・富山県まちづくり総合支援事業により、市町村等が実施する福祉のまちづくり事業を支援し、生活環境の整備促進に努めます。【地方創生・移住交流課】
- ・バリアフリー環境整備促進事業により、障害のある人等の市街地での快適かつ安全な移動を確保するための施設整備や、障害のある人等の利用に配慮した建築物の整備等を促進します。【建

築住宅課】

- ・ 県立美術館、博物館等において、タブレット端末や音声ガイド等の活用により、高齢者・障害のある人等を含む多様な来館者へ配慮した施設の整備に努めます。【文化振興課】
- ・ 商店街組合等による休憩スペース設置等に対して支援を行い、高齢者・障害のある人等を含む多様な来街者へ配慮した商店街の整備を促進します。【地域産業支援課】
- ・ 障害のある人が公園緑地を利用しやすいように、トイレ・園路を整備するほか、箇所によっては障害者対応エレベーターの設置も検討するなど、バリアフリー化を推進します。【都市計画課】
- ・ 人の利用に供する新設港湾緑地において、スロープの整備などバリアフリー化の推進に努めます。【港湾課】

(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備

- ・ 幅の広い歩道の整備、歩道の段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置、エスコートゾーンの設定及び無電柱化について、計画的に推進します。なお、歩道の段差を解消するには必要に応じて歩車道境界を識別できるよう視覚障害者用誘導ブロックを設置します。【道路課】
- ・ とやまのみちフレッシュアップ事業などにより、ひとにやさしい、使いやすく安全な歩行空間の整備を促進します。【道路課】
- ・ 高齢者や障害のある人など誰もが安全に利用できる低床車両の導入支援や、駅舎や空港など交通結節点のバリアフリー化への取組への支援を行います。【交通戦略企画課、広域交通・新幹線政策課、航空政策課、厚生企画課】
- ・ 駅を中心とした地区や、高齢者・障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、スロープやエレベーター、文字表示板、点字案内板を設置することなどにより、一体的なバリアフリー化を図ります。【都市計画課、建築住宅課、厚生企画課】
- ・ 福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入など、多様なニーズに対応した地域交通サービスを推進します。【交通戦略企画課、高齢福祉課】
- ・ 障害者等用駐車区画の適正利用を促進する「パーキングパーミット制度」の実施により市町村や関係団体と連携しながら、車椅子を使用するなど移動に配慮が必要な高齢者や障害のある人などが日常生活を円滑に行うことができるよう支援します。【厚生企画課】
- ・ リフトを備えた福祉バスの運行事業を通じて障害のある人の社会参加の促進に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入を支援するとともに、身体障害者補助犬を使用する身体障害者が施設等の利用を拒まれることがないよう、補助犬についての県民の理解の促進に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・ 同行援護等のサービス提供体制を強化するため、従業者養成研修の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・ 精神障害者保健福祉手帳制度の周知普及、制度利用者数の拡大、公共交通機関等の割引制度について周知及び適用拡大に向け関係機関へ働きかけます。【健康課（精神保健）】
- ・ 身体障害者の自動車運転免許取得を促進するため、県内全ての指定自動車教習所で身体障害者用教習車を用いた教習が可能な体制を整備します。【障害福祉課（管理）】
- ・ 障害の程度、特性等に応じた運転免許条件を付するための臨時適性検査・技能試験等を実施します。【県警本部（運転免許センター）】

(4) ユニバーサルデザインの普及

- ・ユニバーサルデザインに関する情報、事例の収集と情報発信を促進します。【都市計画課、厚生企画課】
- ・公共事業の実施やまちづくり計画等の策定に当たって、ユニバーサルデザインが広く導入されるように働きかけます。【都市計画課】
- ・施設の整備・改修にあたっては、ユニバーサルデザインを広く導入するよう努めます。
【管財課、都市計画課、教育企画課、県警本部（会計課）】
- ・外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより、援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や必要な支援内容、緊急連絡先を記載した「ヘルプカード」の理解と普及啓発に努めます。（再掲）【障害福祉課（管理）】

5 安心して暮らせるまちづくりの推進

障害のある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、交通安全対策の充実、災害時の防災や緊急時の感染症対策、防犯対策の推進、消費者トラブルの未然防止に取り組んでいく必要があります。

特に、コロナ禍の経験を踏まえ、感染症拡大時においても障害福祉サービスを継続的に提供できるよう体制を整備することが重要です。

また、防災対策において、障害のある人及び障害のある子どもなど災害時避難行動要援護者は、災害の規模、災害発生時間などによって被害を受けやすいことから、災害や避難後の生活に備えて障害のある人や障害のある子どもの防災支援体制を整備しておくことが重要であり、市町村、関係機関とも連携しながら実践的な防災訓練の実施など防災対策を推進します。

さらに、障害のある人に対する犯罪被害を防止し、犯罪者被害者支援を行い、消費者としての障害のある人を保護するため、関係機関と連携した消費者教育の推進など適切な対応に努めます。



聴覚障害者を想定した防災訓練



総合防災訓練

(1) 交通安全対策の充実

- ・障害のある人と高齢者の安全性及び利便性を向上させるための、バリアフリー対応型信号機〔視覚障害者用付加装置（ピョピョカッコー）、歩行者等支援装置（PICS）、高齢者等用押ボタン装置、歩行者感応装置、経過時間表示付き歩行者用灯器、高度化PICS〕の整備を推進します。

【県警本部（交通規制課）】

- ・生活道路における歩行者等の安全を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度を原則として30km/hとするほか、道路標識・道路標示の高輝度化や信号灯器のLED化の対策を推進します。【県警本部（交通規制課）】
- ・交通安全思想の普及を図るため、交通安全協会等関係機関・団体と連携し巡回訪問指導、街頭における保護誘導・実施指導、地域における住民への啓発を行います。【県警本部（交通企画課）】
- ・【新】特定道路上にある踏切道において、踏切の手前や踏切内に視覚障害者誘導用ブロック等を整備することにより安全な歩行空間の確保を図ります。【道路課】

(2) 防災対策の推進

- ・災害対策基本法に基づく要支援者名簿の作成や要支援者に関する個人情報の取扱い等について市町村に周知を図るなど、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき市町村における要支援者の避難支援体制の整備を推進します。【厚生企画課】
- ・「富山県地域防災計画」による各種施策を推進し、障害のある人に対する防災対策に関する知識の普及や社会福祉施設等における防災対策の促進、実効性のある防災訓練の実施への働きかけ

に努めます。【防災・危機管理課、障害福祉課（管理）】

- ・災害時に障害のある人に対する避難誘導やボランティア活動がスムーズに行われるような体制づくりに努めるとともに、県の総合防災訓練などにおいて、障害のある人や支援者の参加により実践的な訓練を実施するなど普及啓発の推進に努めます。【厚生企画課、障害福祉課（管理）】
- ・災害発生時に福祉避難所が速やかに開設され、適切に運営されるためのマニュアルの整備と地域住民への周知を、市町村・福祉避難所指定施設に働きかけます。【厚生企画課】
- ・災害時に災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）やその他関係医療機関の緊密な連携のもと、適切な対応がなされるよう体制の整備に努めます。また、避難生活による生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害を防ぐため、避難所等で要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の整備に努めます。【医務課、健康課（精神保健）、厚生企画課（管理）】
- ・国の補助を活用しながら災害時に在宅の障害のある人を受け入れる避難スペースの整備を支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・除雪支援事業等により、ひとり暮らし高齢者や障害のある人等除排雪の困難な世帯の除排雪支援を行います。【高齢福祉課】
- ・【新】医療的ケア児に対する災害時に備えた体制の整備を進めます。具体的には、県立中央病院を中心に災害時支援ネットワークを形成します。また医療機関が人工呼吸器装着児等に貸し出す非常用電源の整備を支援します。【医務課】

(3) 防犯対策の推進

- ・警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。【県警本部（生活安全企画課）】
- ・交番等の警察官が、会話等に障害のある人への迅速な対応ができるように、訪問理由などを絵や文字で示した「警察版コミュニケーション支援ボード」の活用等を推進します。【**修正 4** 県警本部（地域企画課）】
- ・警察への緊急通報手段として110番アプリ、ファックス110番や及びメール110番の効果的な運用に努めます。【県警本部（通信指令課）】
- ・被疑者あるいは被告人となった障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害のある人の意思疎通等に関して適切な対応を図ります。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害のある人に対する理解を深めるため必要な研修を実施します。（再掲）【県警本部（刑事企画課）】
- ・知的障害により、コミュニケーションに困難を抱える被疑者等に関する取調べの録音・録画の試行を引き続き行います。（再掲）【**修正 3（再掲）** 県警本部（刑事企画課）】
- ・国の「女性に対する暴力をなくす運動」等に合わせ、障害のある人を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向け、「とやまパープルリボンキャンペーン」を展開し、相談機関の周知、被害者支援に努めます。【こども未来課】

(4) 感染症対策の推進

- ・【新】コロナ禍での経験を踏まえ、障害福祉サービスを提供できるよう平時から感染対策マニュアルや事業継続計画等の作成を支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】障害福祉サービスの継続提供のため、感染防止対策用の衛生資材を備蓄します。【**修正 3（再掲）** 障害福祉課（自立）】

- ・【新】新型コロナウイルスなどのクラスターが発生した場合に、当該施設等に職員を応援派遣するため障害者施設の団体などと連携するための体制の整備を進めます。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】新型コロナウイルス等が発生した障害福祉サービス事業所等において、感染防止対策の徹底や工夫を通じて、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう支援します。【障害福祉課（自立）】

(5) 消費者トラブルの防止

- ・関係行政機関や福祉関係団体、消費者団体等で構成される「くらしの安心ネットとやま」により、障害のある人の消費者トラブルを防止するための情報の相互共有、連携強化に努めます。
【県民生活課】
- ・障害のある人や障害のある人を支援する者に対する消費者教育を推進することにより、障害のある人の消費者としての利益の擁護や増進が図られるよう努めるとともに、職員が障害のある人に対する理解を深め、多様化・複雑化する相談に対応できるよう消費生活相談員等の資質向上を図る研修の充実に努めます。【県民生活課】

修正 5

II 質の高い保健・医療体制の充実

障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう地域医療体制等の充実を図るとともに、障害の原因となる疾病の予防・治療、精神保健・医療体制の整備、保健・医療人材の育成・確保などを着実に進めます。

1 保健・医療施策の充実

障害のある人や子どもに対する適切な保健サービス、医療、リハビリテーションの提供は、障害のある人及び障害のある子どもが安心して地域生活を送る上で欠くことができないものです。また、障害の原因となる疾病等の早期の予防や治療、障害の早期発見のために、適切な保健、医療サービスを提供していく必要があります。

そのために、妊娠期から乳幼児期、小児期にわたる健康診査や相談・指導を充実するなど母子保健対策を推進するとともに、ライフステージに応じた健康管理や疾病予防を行うなど、保健対策を推進します。

また、人工呼吸器等を装着している等の医療的ケアを要する障害のある子どもをはじめ、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援が必要な障害のある人及び障害のある子どもに対する在宅医療の体制整備等を推進し、医療、医療的リハビリテーションを充実するとともに、健康診査、相談体制の充実や、リハビリテーションをより身近な地域で受けられるような体制の整備を進めます。

さらに、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などリハビリ関係者、医療・保健従事者、専門職の確保や資質の向上を図ります。

また、心の健康の問題では、精神障害に関する正しい知識の普及や精神医療提供体制の整備を図る必要があります。このため、心の健康づくりのための各種の施策を推進するとともに、精神障害の予防や早期発見、早期治療の促進や医療連携体制の構築、適切な保健・医療の確保を図ります。また、高齢化に伴う認知症や若年性の認知症に対する施策を進めます。

(1) 障害の原因となる疾病の予防・早期発見

① 母子保健対策の推進

- ・妊産婦の健康の保持・増進を図るため、医療機関との連携を強化して健康診査、訪問、相談指導等を効果的に推進します。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）】
- ・妊婦に対する切迫早産等妊娠中の異常の予防に関する知識の啓発普及や、保健医療関係者に対する妊娠・出産の安全性の確保、適切な母体搬送の定着を目的とした講習会を実施するなど、周産期保健医療体制を強化します。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）、医務課】
- ・母体や胎児に影響を及ぼす妊娠高血圧症候群や糖尿病などを対象に、妊産婦の医療費の公費負担を行います。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）】
- ・新生児死亡及び心身障害を予防するため、専門的高度医療を提供する周産期母子医療センター等の機能を充実するとともに、同センターを拠点とした周産期保健医療連携体制を充実します。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）・医務課（医師・看護職員確保対策班）】
- ・総合周産期母子医療センターや各地域の病院、診療所などの関連施設の相互の連携、これらの

- 施設と母子保健事業を行う厚生センターや市町村との連携の推進に努めます。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）・医務課（医師・看護職員確保対策班）】
- ・先天性疾病の早期発見・早期対応のため、先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査等のマス・スクリーニングを推進するとともに、関係機関の連携による支援体制の充実を図ります。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）】
 - ・市町村と連携しながら、未熟児や重症な疾患で医療機関との連携が必要な乳幼児への養育支援の充実を図るとともに、周産期地域連携ネットワーク事業などにより、医療機関との連携体制の強化を図ります。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）】
 - ・乳幼児の訪問や健康診査及び相談等を通して、心身障害児や心身の発達に支援が必要な乳幼児とその保護者に対し、疾病や障害の早期発見や早期対応及び合併症や二次障害の予防に努めます。また、相談支援技術向上など関係者の資質向上や、関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）】
 - ・慢性疾患など長期療養児の相談や地域相談支援体制の充実を図ります。【健康課（健康増進）】
 - ・母子保健推進員など地域組織を一層強化して、地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）】

② 成人保健対策の推進

- ・健康増進法に基づく健康教育、健康相談等の保健事業を推進し、壮年期からの疾病予防や健康管理を行います。【健康課（がん対策）】
- ・「富山県健康増進計画（第3次）」に基づき各種施策を推進し、「健康寿命の延伸」を基本目標とした健康づくり、望ましい生活習慣の確立と改善及び生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底等に努めます。【健康課（健康増進）】
- ・高齢者の介護予防や認知症予防のための施策を推進します。【高齢福祉課】

(2) 保健・医療体制の充実

① 障害のある人に対する医療

- ・【新】かかりつけ医を中心とした地域の医療連携を一層推進し、障害の有無によって分け隔てなく、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制を構築します。【医務課】
- ・【新】特殊な診断や治療を必要とする高度・先進的な医療については、医療資源の集積を考慮し医療圏を越えた広域連携体制を推進し、かかりつけ医をはじめとする地域の医療機関と高度専門医療機関（県立中央病院や特定機能病院である富山大学附属病院など）との連携の強化に努めます。【医務課】
- ・救急医療体制の整備や救急医療情報システムの適切な運営により、救急医療への対応を一層充実します。【医務課】
- ・地域の医療機関で歯科診療を受けることが困難な障害のある人に対して、富山県歯科保健医療総合センターにおいて歯科診療を行います。【医務課】
- ・医療的ケア児への在宅医療に取り組む人材の育成を支援します。【医務課】
- ・（公財）富山県移植推進財団及び（公財）富山県アイバンクにおける腎臓及び眼球の提供登録や臓器提供意思表示カード（ドナーカード）の普及啓発による臓器移植などを推進します。【医務課】
- ・インターネットを通じて医療機関に関する多様な情報を提供する「医療情報ネット」において、

車椅子への対応、視覚障害者、聴覚障害者への配慮等の情報を提供します。【医務課】

- ・在宅で必要に応じた適切な医療が24時間・365日受けられるよう、在宅医療を行う開業医への支援や訪問看護の充実など、在宅医療の体制整備に努めます。【高齢福祉課】
- ・在宅療養者が安心して療養が続けられるよう、医師・看護師など医療関係者とケアマネジャー、ホームヘルパーなど介護関係者が連携して、医療・介護サービスを提供できる体制整備の推進に努めます。【高齢福祉課】
- ・障害のある人が必要な医療サービスを受けられるよう、自立支援医療制度や公費負担医療制度、重度心身障害者等に対する医療費助成制度の普及と適切な運用を図ります。【障害福祉課（管理）、高齢福祉課】

② 障害のある人に対する適切な保健サービス

- ・厚生センターで、保健・医療・福祉関係機関のネットワークづくりを支援します。【医務課】
- ・厚生センターにおいて、主に精神障害者や難病患者を対象にしている保健・福祉サービス調整推進事業の活動の充実を図ります。【健康課（精神保健、疾病・難病）】
- ・厚生センターにおいて、難病患者のための医療相談、訪問相談、療育相談会、患者家族の交流会を実施します。（一部再掲）【健康課（疾病・難病）】
- ・障害児・者歯科医療ネットワーク（障害（児）者が身近な医療機関で歯科受診を受けることができ、また、必要に応じてより専門的な歯科医療を受けることができる体制）により歯科医療の提供を推進します。【健康課（健康増進）】
- ・障害（児）者を対象とする歯科健診や保健指導の導入を検討するとともに、施設職員等を対象に歯科保健に関する研修を行います。【健康課（健康増進）】
- ・難病診療連携拠点病院や協力病院を中心とした入院施設の確保など難病医療体制の整備を図ります。また、在宅重症難病患者一時入院事業を実施し、難病患者の在宅療養支援に努めていきます。（再掲）【健康課（疾病・難病）】
- ・厚生センターで精神保健福祉相談や訪問指導、家族や障害のある人本人を対象とした教室等を実施します。【健康課（精神保健）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している富山県高次脳機能障害支援センターにおいて、次の取組みを行います。（再掲）【障害福祉課（管理）】
 - ・相談支援や普及啓発のほか、関係職員等を対象とした研修会、調査・研究などを実施します。
 - ・利用者や入院患者とその家族を対象とした家族教室、ピアサポート事業実施します。
 - ・就労支援・就学支援のほか、グループ訓練などの医学的リハビリテーション、作業療法士による生活版ジョブコーチなど、高次脳機能障害児者の社会復帰や社会参加を支援します。

③ 専門職種の確保

- ・医師、看護師等の研修制度の推進により、医療従事者の資質の向上を図ります。【医務課】
- ・訪問看護職員の需要増に対して、訪問看護師養成講習会や訪問看護に関する相談事業及び支援事業を実施し、看護職員の確保を図ります。【医務課】
- ・障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組みを促進します。【健康課（健康増進）】

(3) リハビリテーション提供体制の充実

- ・富山県地域リハビリテーション推進会議において、本県の地域リハビリテーション推進方策や

支援体制の充実に関する検討を行い、地域リハビリテーションのより一層の推進を図ります。

【健康課（がん対策）、高齢福祉課】

- ・富山県リハビリテーション支援センター（富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）、地域リハビリテーション広域支援センター（6病院）、地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンター、地域リハビリテーション協力機関、厚生センター・富山市保健所、富山県医師会、郡市医師会、市町村、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどとの連携により、地域リハビリテーション事業の推進を図ります。【健康課（がん対策）、高齢福祉課】
- ・地域リハビリテーションに関する調査・分析を行い、得られた情報をもとに地域リハビリテーション事業の推進に努めます。【健康課（がん対策）】
- ・地域包括ケアサポートセンター及び協力機関と連携しながら、高齢者の介護予防・自立支援・重度化防止に係る視点も強化した地域リハビリテーション推進体制の構築に努めます。【健康課（がん対策）、高齢福祉課】
- ・急性期から回復期、維持期（生活期）に至るまで、患者の症状に応じたリハビリテーションを行う体制の充実を図ります。【医務課、健康課（がん対策）】
- ・一般病床、療養病床から回復期リハビリテーション病床への転換を支援します。【医務課】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、県内唯一の公立リハビリテーション専門病院として、高度専門的なリハビリテーション医療の提供や重度心身障害児への対応などに取組みます。【障害福祉課（管理係）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターを本県のリハビリテーション医療の推進拠点として機能の充実・強化を図り、県全体のリハビリテーション医療水準の底上げと地域リハビリテーションの推進を図ります。【障害福祉課（管理係）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、入退院支援から在宅生活までの一貫した相談を行うほか、訪問看護や訪問リハビリテーション等の在宅サービスを提供するなど、退院後の地域生活を支援します。【障害福祉課（管理係）】
- ・リハビリ関係技術者及び生活習慣病予防対策に関わる医療・保健福祉従事者の各種研修を実施するなど資質の向上を図ります。【健康課（がん対策）】

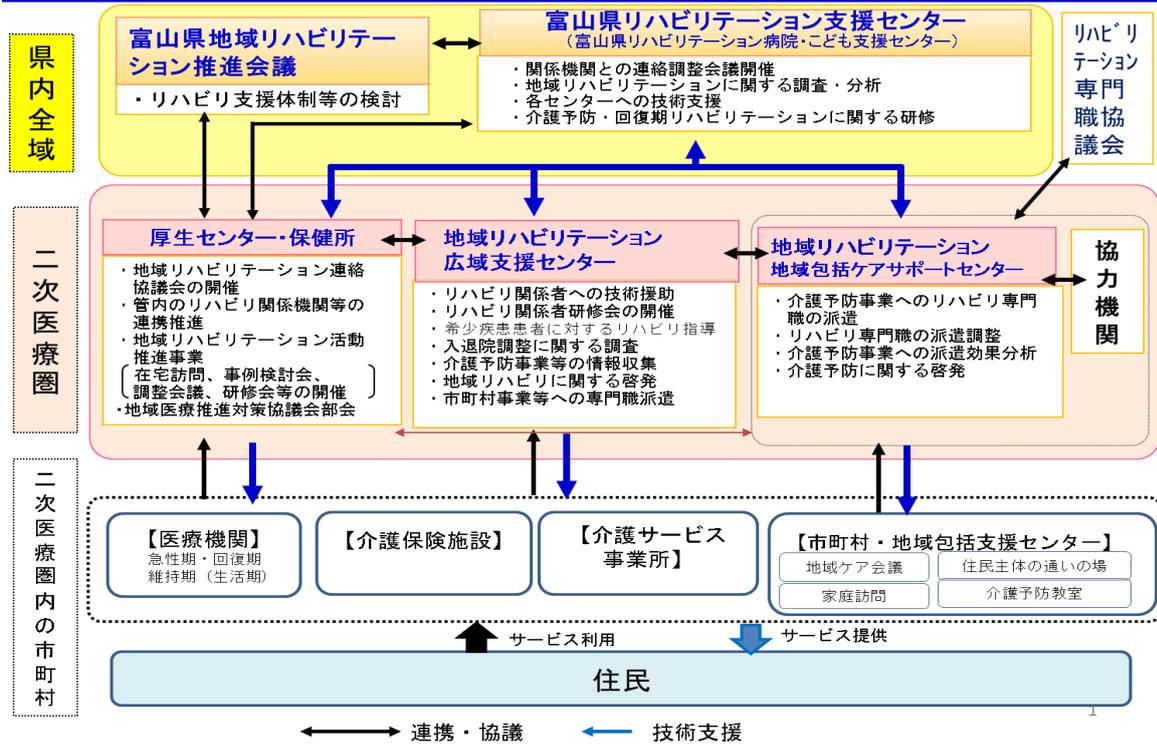


富山県リハビリテーション病院
・こども支援センター



リハビリテーション風景

富山県地域リハビリテーション推進体制



(4) 精神保健・医療施策の推進

① 心の健康づくり

- ・心の健康センターを中心とした、心の健康に関する相談体制等の充実や、市町村や関係機関と連携したひきこもり対策の強化、自殺防止対策の充実、依存症の相談拠点の整備や民間団体の活動支援などによる支援体制を充実します。(再掲)【健康課(精神保健)、心の健康センター】
- ・心の健康センターを中心に市町村、医療機関、厚生センターと連携して、精神保健福祉に関する普及啓発・相談指導、調査研究の充実を図ります。【健康課(精神保健)、心の健康センター】
- ・精神障害のある人の生活実態やニーズを踏まえた、心の健康づくりに資する施策を推進します。【健康課(精神保健)、心の健康センター】
- ・様々なストレスについて、関係機関とも連携しながら、包括的な支援を行い、メンタルヘルス対策に努めます。【健康課(精神保健)、心の健康センター】
- ・市町村や相談機関、関係団体と連携した普及啓発や相談支援体制の充実、若者の自殺対策、企業等への取組への支援、市町村の自殺対策への支援や人材育成など、総合的な自殺防止対策を推進します。【健康課(精神保健)】
- ・近年増加傾向にあり、自殺とも関連が深いとされるうつ病について、その対策の充実に努めます。【健康課(精神保健)】
- ・自殺未遂者・自殺遺族等のケアに関する知識の普及を図ります。【健康課(精神保健)、心の健康センター】

② 精神医療の充実

- ・統合失調症やうつ病などによる精神障害の早期発見・早期治療を促進するとともに、自立支援医療費制度の活用により在宅患者の治療を支援します。【健康課(精神保健)、心の健康センター】
- ・休日や夜間の精神障害の急性発症や急性期症状に対応し、適切な医療の確保を図るため、精神科救急医療体制の維持・充実に努めます。【健康課(精神保健)】
- ・精神科医療に関する緊急の相談に24時間対応する「精神科救急情報センター」の円滑な運用・充実を図ります。(再掲)【健康課(精神保健)】
- ・ピア・フレンズ派遣事業、多職種チームによる訪問支援等により精神障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、支援体制を整備するよう努めます。【健康課(精神保健)】
- ・精神医療審査会等の適切な運営を通じて、入院中の者に対する適正な医療及び処遇の確保を図ります。【健康課(精神保健)、心の健康センター】
- ・かかりつけ医のうつ病や依存症の対応力の向上を図るため研修会を実施するよう努めます。【健康課(精神保健)】

③ 認知症施策の充実

- ・認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、認知症の早期発見・早期対応の促進に努めます。【高齢福祉課】
- ・かかりつけ医や病院の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等医療従事者の認知症対応力の向上を図るため、認知症サポート医による研修等を実施します。【高齢福祉課】
- ・認知症介護に携わる職員の資質向上のため、指導者の養成や認知症介護の実践研修等を行います。【高齢福祉課】
- ・地域における認知症高齢者とその家族を支援するため、認知症サポーターの養成などによる認

- ・ 認知の正しい知識の普及・啓発や、行方不明者の早期発見・保護のための広域的な連携・地域ネットワークの構築など見守り体制の整備を推進します。【高齢福祉課】
- ・ 保健、医療、福祉、雇用などの地域関係機関等によるネットワークづくりを推進し、認知症を有する者の状況に応じた支援体制の充実に努めます。【高齢福祉課】
- ・ 厚生センター等において、認知症に関する相談指導を行うほか、訪問指導、家族支援等の充実に努めます。【高齢福祉課】
- ・ より身近な市町村や地域包括支援センター等に設置する認知症地域支援推進員による認知症相談の充実に努めます。【高齢福祉課】
- ・ 認知症疾患医療センターにおいて、認知症に関する相談に応じるほか、専門医療を提供するとともに、地域の保健、医療、福祉などの関係機関との連携を推進します。【高齢福祉課】
- ・ 認知症の早期発見、早期治療のための認知症初期集中支援チームの機能の強化に努めます。【高齢福祉課】
- ・ 若年性認知症相談・支援センターにおいて、若年性認知症に関する相談や市町村等の関係機関向け研修、交流の場づくり、就労・社会参加支援などを行います。【高齢福祉課】

(5) 保健・医療を支える人材の育成・確保

- ・ 医療的ケア児への在宅医療に取り組む人材の育成を支援します。(再掲)【医務課】
- ・ 医師、看護師等の研修制度の推進により、医療従事者の資質の向上を図ります。(再掲)【医務課】
- ・ 訪問看護職員の需要増に対して、訪問看護師養成講習会や訪問看護に関する相談事業及び支援事業を実施し、看護職員の確保を図ります。(再掲)【医務課】
- ・ かかりつけ医や病院の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等医療従事者の認知症対応力の向上を図るため、認知症サポート医による研修等を実施します。(再掲)【高齢福祉課】
- ・ 認知症介護に携わる職員の資質向上のため、指導者の養成や認知症介護の実践研修等を行います。(再掲)【高齢福祉課】
- ・ リハビリ関係技術者及び生活習慣病予防対策に関わる医療・保健福祉従事者の各種研修を実施するなど資質の向上を図ります。(再掲)【健康課 (がん対策)】
- ・ 精神障害者が地域生活に移行できるよう、保健・医療・福祉分野の従事者のほか、メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズなど、地域生活を支援する人材の育成や資質の向上を行い、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。(一部再掲)【健康課 (精神保健)、心の健康センター】
- ・ 厚生センターにおいて、保健医療福祉関係者、精神障害者家族等に対し、メンタルヘルスの理解を深める研修を実施します。【健康課 (精神保健)】
- ・ かかりつけ医のうつ病や依存症の対応力の向上を図るため研修会を実施するよう努めます。(再掲)【健康課 (精神保健)】
- ・ 水準の高い看護の実践と他の看護師等への指導を行う認定看護師の育成を支援します。【医務課】

Ⅲ 個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実

障害のある人が本人の意思決定のもと、地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や、障害のある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援や障害の特性に応じた質の高い福祉サービスを受けることができる体制の整備を推進します。

1 相談支援体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援していくために、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた総合的な相談支援体制を整備していく必要があります。

このため、市町村や地域自立支援協議会、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点などを中心に、障害のある人の身近な地域における相談支援が充実するよう連絡調整や支援を行うとともに、相談支援に従事する人材の育成に努めます。

また、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、医療的ケアなど、障害の特性や障害のある人の状態、複合的な悩み等に応じて適切な相談支援が提供できるよう、関係機関や専門機関が連携した相談支援体制の充実に努めます。

(1) 自己決定の尊重及び意思決定の支援

- ・障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、市町村における中核機関の設置等に対する支援や、制度の適切な利用の促進を図ります。【障害福祉課（地域生活）、厚生企画課】
- ・判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や、福祉サービスに関する苦情解決など、利用者の意向、適性、障害の特性に配慮したサービス提供体制の充実に努めます。【障害福祉課（自立）】

(2) 地域における相談支援体制の充実

① 身近な相談支援の充実

- ・富山県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等が地域において安心して自立した生活が送れるよう支援します。【厚生企画課】
- ・地域における相談支援の拠点である基幹相談支援センターの設置に対する支援など総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の一層の充実・強化を図るとともに、アドバイザーを派遣するなど広域的な立場から市町村の取組を支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、市町村における中核機関の設置等に対する支援や、制度の適切な利用の促進を図ります。【厚生企画課】
- ・「障害者110番」運営事業により、障害のある人の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制の充実に努めます。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】

- ・精神障害者に対する多様な相談支援体制を構築するため、市町村に対する技術的支援を行うとともに、自助グループ等の組織育成を図ります。【健康課（精神保健）】
- ・メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズ等による精神障害者の地域生活に関する相談活動を支援します。【健康課（精神保健）】
- ・精神障害者家族の交流や相談のための事業を推進します。【健康課（精神保健）】
- ・【新】ピアサポーターの育成を行うとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート体制の強化等、障害者同士・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の更なる拡充を図ります。【障害福祉課（地域生活）、健康課（精神保健）】
- ・【新】「断らない相談支援」のほか、「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に一体的に取り組む重層的支援体制整備事業の実施に向け、実施主体である市町村職員等に向けた研修会の開催や情報提供の充実に努めます。【厚生企画課】

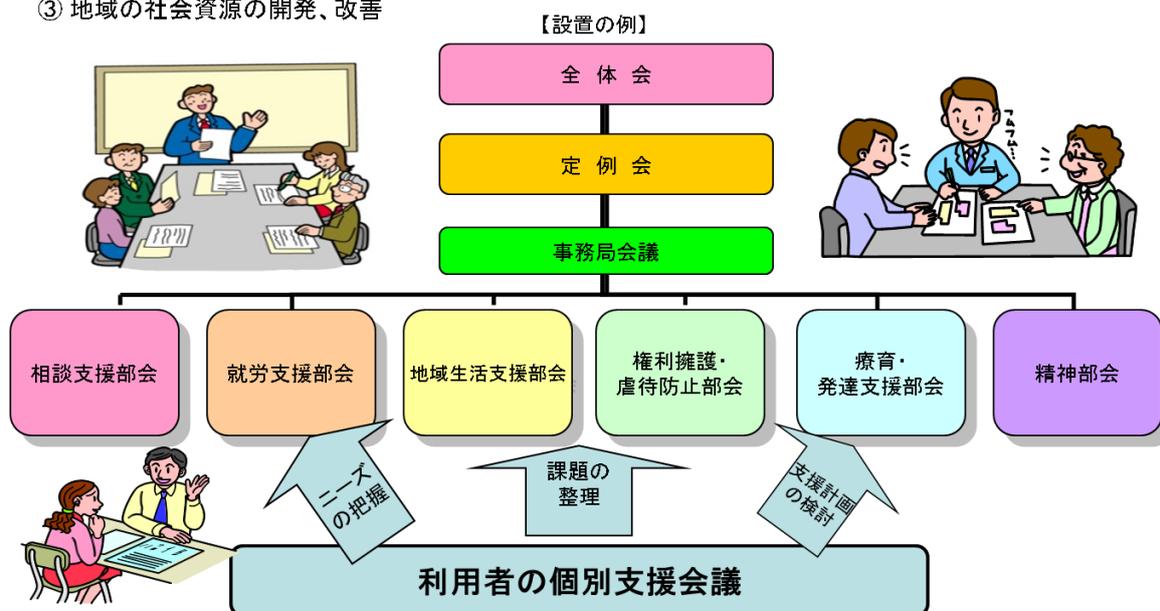
地域自立支援協議会について

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として設置。

【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善



② 相談支援を行う人材育成

- ・計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援、障害児相談支援等の必要なサービス量が確保できるよう相談支援従事者の養成や資質の向上、人材の確保に努めます。【障害福祉課（自立、地域生活）】
- ・【新】相談支援の質の向上を図る観点から、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を推進します。【障害福祉課（自立、地域生活）】
- ・地域での身近な相談役である身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者家族相談員に対する研修の充実に努めます。また、障害者相談員は、相談対応のほか地域における支え合い活動や災害時支援などの面でも活躍が期待されることから、各地域において活動の場が広がるよう市町村に啓発や助言等を行います。【障害福祉課（管理）】
- ・地域の事情に精通した民生委員・児童委員が多様な地域福祉のニーズに対応していくための研修を充実するなど、相談援助活動を支援します。【厚生企画課】

(3) 専門的な相談支援体制の充実

- ・障害者虐待防止法に基づき、富山県障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待の通報・相談の受付や市町村への情報提供・助言等を行います。(再掲)【障害福祉課(管理)】
- ・「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、広域専門相談員や地域相談員を設置し、障害を理由とする差別に関する相談体制の充実に努めます。(再掲)【障害福祉課(管理)】
- ・富山県社会福祉協議会による相談機能や、福祉・生活に関する情報の受発信機能を充実します。【厚生企画課】
- ・矯正施設(刑務所等)を退所し、自立生活が困難な障害のある人等に対し、富山県地域生活定着支援センターの取組みを周知し、円滑な地域生活を支援します。【厚生企画課】
- ・厚生センター、障害者相談センター、児童相談所、心の健康センター等の行政機関における相談支援体制を充実します。【障害福祉課(自立)、健康課(精神保健)】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域に必要な支援を受けられるよう、きめ細かな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。【障害福祉課(地域生活)】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している富山県高次脳機能障害支援センターにおいて、相談支援や普及啓発のほか、関係職員等を対象とした研修会、調査・研究などを実施します。(再掲)【障害福祉課(管理)】
- ・障害保健福祉圏域ごとに設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、職場体験、求職活動、職場定着相談などの就労支援や、健康管理、住居、年金などの生活設計に関する助言などの日常生活、社会生活上のきめ細やかな相談体制により、障害のある人の就労継続と地域における自立した生活を支援します。【障害福祉課(自立)】
- ・障害児等療育支援事業により、家庭訪問や外来による療育相談、指導等を行い、市町村と連携しながら、在宅の障害のある人や子どもの地域生活を支援します。【障害福祉課(地域生活)】
- ・厚生センターにおいて、難病患者のための医療相談、訪問相談、療養相談会、患者及び家族の交流会を実施するとともに、難病ボランティアの養成を推進します。また、地域難病ケア連絡協議会の開催など保健、医療、福祉の連携を強化します。【健康課(疾病・難病)】
- ・難病相談・支援センターにおいて、療養等各種相談、専門医による相談会・講演会、患者及び家族の交流会、ピアサポーターの養成・相談、就労支援等を実施します。【健康課(疾病・難病)】
- ・精神科医療に関する緊急の相談に24時間対応する「精神科救急情報センター」の円滑な運用・充実を図ります。【健康課(精神保健)】
- ・ひきこもり本人やその家族等からの相談に対応する富山県ひきこもり地域支援センターを中心に、支援困難事例について支援機関の調整等を行うなど、ひきこもり本人及びその家族等を支援します。【健康課(精神保健)】
- ・富山県依存症相談支援センターにおいて、アルコール、薬物、ギャンブル依存症の相談対応や研修会、家族教室等による継続的な支援を実施します。【健康課(精神保健)】
- ・心の健康センターを中心とした、こころの健康に関する相談体制等の充実や、市町村や関係機関と連携したひきこもり対策の強化、自殺防止対策の充実、依存症の相談拠点の整備や民間団体の活動支援などによる支援体制を充実します。【健康課(精神保健)】
- ・「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」の運営にあたっては、関係機関との連携の下、

相談者のニーズや特性に応じた適切な支援に努めます。【県民生活課】

- ・【新】富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケアが必要な障害児者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援を行うとともに、関係機関等への情報の提供や助言その他の支援を行います。

2 地域生活を支援する障害福祉サービスの充実

障害のある人や子どもが住み慣れた地域で自立し、安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害者総合支援法、児童福祉法等に基づき、居宅介護、生活介護、児童発達支援など訪問系サービスや日中活動系サービスの一層の充実に努めるとともに、グループホームなど地域における住まいの場の確保を図ります。

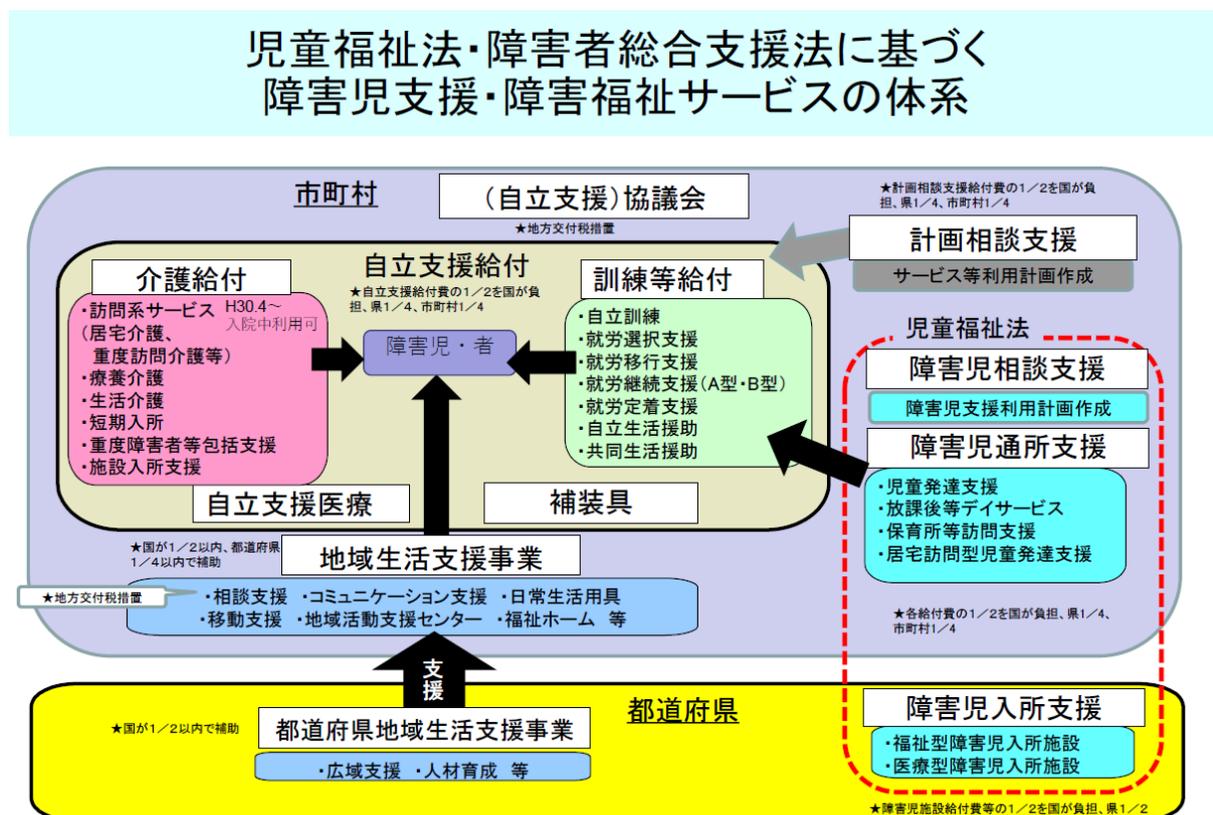
また、障害のある人が増加する一方で、人口の高齢化に合わせ障害のある人の高齢化も進んでいます。また、障害の重度化及び重複化、医療的ケアの必要性も増加しています。さらに、障害のある人を介護している家族の高齢化や「親亡き後」の問題も指摘されています。こうした多様化する障害のある人のニーズに適切に対応していく必要があります。

地域生活支援については、本県では、年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害のある人、子どもなど県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会に実現に取り組んできており、このような理念に基づく共生型（富山型）の地域生活支援サービスの充実を促進します。

さらに、障害のある人や子どもを介護する保護者・家族の負担を軽減するため、引き続き家族支援の施策に取り組むとともに、様々な福祉機器の活用や身体障害者補助犬、ヘルプマークなど障害のある人に関するマーク、関係制度に対する理解やその普及促進等を図ります。

加えて、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、盲ろうなどの多様な障害、複合的な障害については、正しい知識の普及や障害の特性に応じた専門的な相談・支援体制の整備を図ります。

<障害福祉サービス・障害児支援の体系>



(1) 在宅サービス等の充実

① 「共生型」地域生活支援の充実

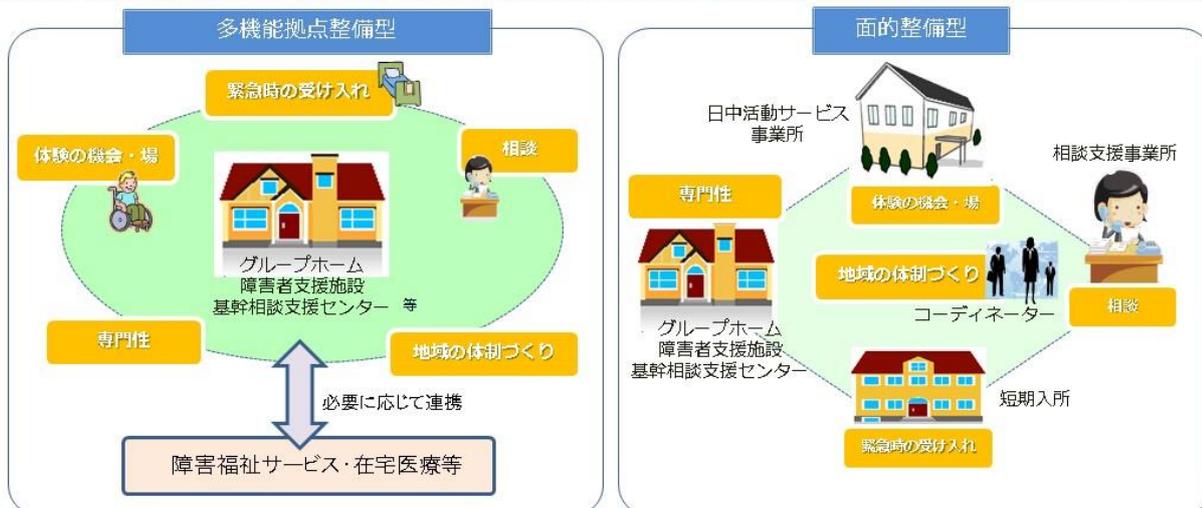
- ・身近な地域で障害（児）者、高齢者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する、富山型デイサービス（共生型サービス）をはじめとした地域共生型福祉拠点を整備促進します。
（再掲）【厚生企画課】
- ・地域共生の理念の普及・啓発等により、一般のデイサービス等から富山型デイサービスへの転換を促進します。【厚生企画課】
- ・市町村社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）や、介護保険法の地域支援事業における生活支援コーディネーター、生活困窮者対策の相談支援員、障害者の相談支援専門員等の人材を活用した、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施できる包括的支援体制の構築を推進します。【厚生企画課】
- ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携したケアネット活動等による地域福祉を推進します。【厚生企画課】
- ・高齢の障害のある人や認知症を発症した障害のある人等が、なじみのある事業所で引き続きサービスを受けることができるよう、共生型サービスの推進に努めます。（再掲）【障害福祉課（自立）】
- ・障害の重度化、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の状況に応じ、居住支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応など）に地域支援機能（地域の体制づくりの支援など）を集約・付加した拠点（地域生活支援拠点）若しくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制の整備を推進します。（再掲）【障害福祉課（自立）】

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



（出典 厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会議資料）

② 在宅サービスの充実

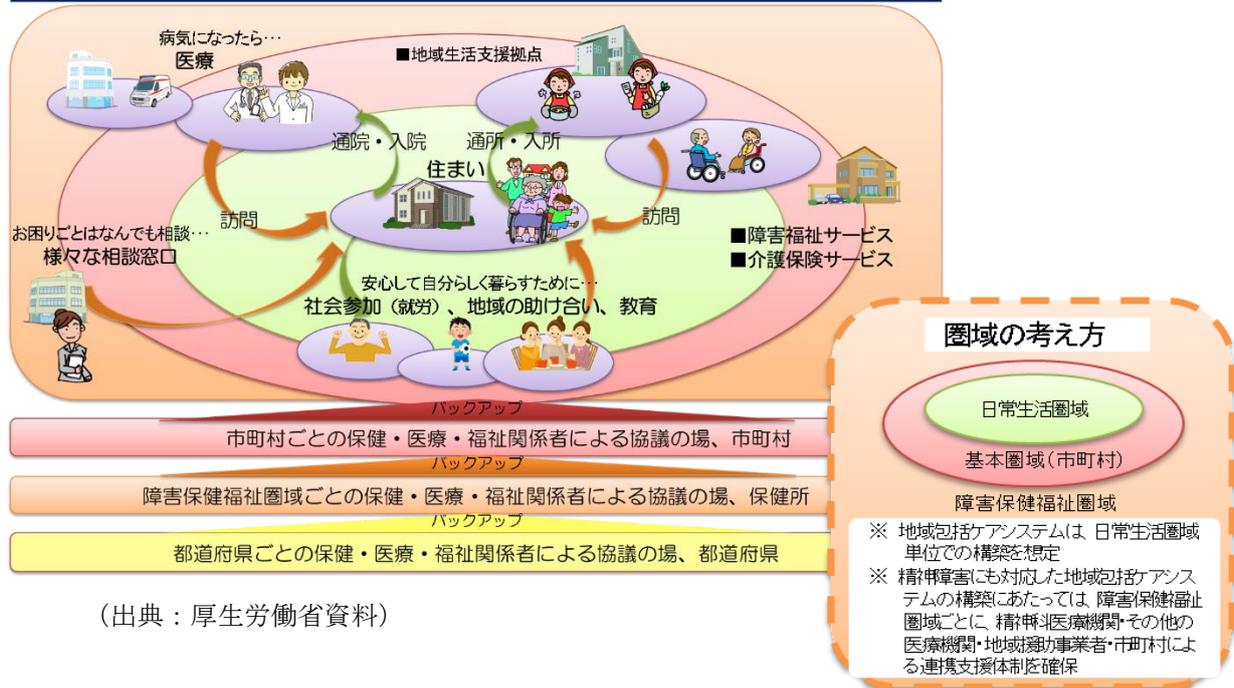
- ・ 障害者が自宅において介護や家事等の日常生活の支援や外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、自立した生活を送ることができるよう、また、高齢になっても、強度行動障害があっても、地域で生活できるよう、在宅サービスの提供体制の整備促進に努めます。

【障害福祉課（自立・地域生活）】

- ・ 【新】障害のある人の高齢化・重度化や親の高齢化が進む中で、親亡き後に備えて安心して生活ができるよう、地域において受け皿となる障害福祉サービスを充実します。【障害福祉課（自立）】
- ・ 障害のある人が地域住民と交流しながら地域で安心して暮らせるよう、障害者支援施設と連携し、その専門的機能を活用し、障害のある人の地域生活を支援します。（再掲）【障害福祉課（自立）】
- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供など、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう体制の整備を図ります。（一部再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・ 障害児等療育支援事業により、家庭訪問や外来による療育相談、指導等を行い、市町村と連携しながら、在宅の障害のある人や子どもの地域生活を支援します。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・ 外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会の提供など、地域生活を支援するために市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する取組に対する支援を推進します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・ 住み慣れた地域で福祉サービスを受けられるよう、高齢者総合福祉支援事業等による在宅福祉事業や施設の相互利用を推進するなど、他制度との連携による効果的な福祉サービスの提供を推進します。【高齢福祉課】
- ・ 訪問看護ステーションの整備を推進し、医療ニーズの高い高齢者や障害のある人の安全で自立した生活を支援します。【高齢福祉課】
- ・ 精神障害のある高齢者やその家族等への支援に資するため、介護保険サービスに関する情報提供を行います。【高齢福祉課】
- ・ 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築していきます。【健康課（精神保健）】
- ・ これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進めます。【健康課（精神保健）】
- ・ 医療機関や協力事業所等の関係機関と連携し、社会とのつながり促進事業を実施するなど、精神障害者の社会的自立と社会復帰を支援します。【健康課（精神保健）】
- ・ 福祉の分野においてNPO法人等が行う地域貢献型事業（コミュニティビジネス）に対して融資等の支援をします。【地域産業支援課】
- ・ 【新】老障家庭など困難な課題を抱える家庭に対して、高齢者支援のヘルパーと障害者支援のヘルパーとの連携、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携など、介護分野と障害分野との連携を推進し、包括的な支援に努めます。【障害福祉課（自立）、高齢福祉課】

図 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



（出典：厚生労働省資料）

③ 住居の確保

- ・【新】障害のある人が地域で安心して生活できるよう、自立に向けてグループホームの体験の機会やショートステイを確保します。【障害福祉課（自立）】
- ・軽度の障害のある人をはじめ、中重度の障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、住まいの場であるグループホームの整備を支援します。
【障害福祉課（自立）】
- ・県では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居相談業務等を実施する「居住支援法人」を指定しており、障害者世帯等の入居に関する相談について、同法人との連携等を図ることにより、適切に対応します。【建築住宅課】
- ・公営住宅における障害者世帯の優先入居を推進するとともに、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用による障害者世帯の居住の安定確保を図ります。（再掲）【建築住宅課】
- ・一般財団法人高齢者住宅財団が行う家賃債務保証制度について、引き続き賃貸住宅の経営者等に周知を図ります。【建築住宅課】

④ 障害のある人の家族への支援

- ・居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援や放課後等デイサービス、重症心身障害児（者）レスパイトサービス事業などの促進により、在宅の障害のある人や子どもを介護している家族の負担軽減に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】養護者からの虐待予防の観点から、家族の負担軽減策の好事例を収集し紹介するなど、養護者支援を充実します。（再掲）【障害福祉課（管理）】
- ・【新】医療的ケア児に関する短期入所サービスやレスパイトについて、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターや国立病院機構富山病院などの医療機関で入院対応ができるよう病院機能の充実を図ります【医務課】
- ・【新】関係機関による支援ネットワークの構築や、支援ガイドラインを作成し、若年介護者であ

るヤングケアラーを支援します。【こども政策課】

- ・放課後児童健全育成事業を実施し、障害のある子どもの放課後等の集団活動の場を確保するなど、保護者の負担軽減のための施策を充実します。【子育て支援課、障害福祉課（地域生活）】
- ・障害者団体の活動を支援することにより、家族同士の交流を促進します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害のある人等の家族団体が行う地域との連携を深めるための活動を支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害のある子どもの保護者の高齢化を踏まえた社会的支援を促進します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・発達障害者等の家族その他の関係者が発達障害に対し適切な対応をすることができるよう、研修等の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・発達障害に関する悩み等を持つ当事者同士や発達障害児者を持つ保護者同士の集まる場を提供します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・精神障害者家族の負担を軽減するための各種サービス（短期入所、日中一時支援）を促進します。【健康課（精神保健）】
- ・精神障害者家族の交流や相談のための事業を推進します。（再掲）【健康課（精神保健）】
- ・在宅難病患者一時入院事業（レスパイト入院事業）の実施や相談体制の充実を図ることにより、難病患者家族の支援に努めます。【健康課（疾病・難病）】

⑤ 福祉機器・各種障害関係制度の普及促進等

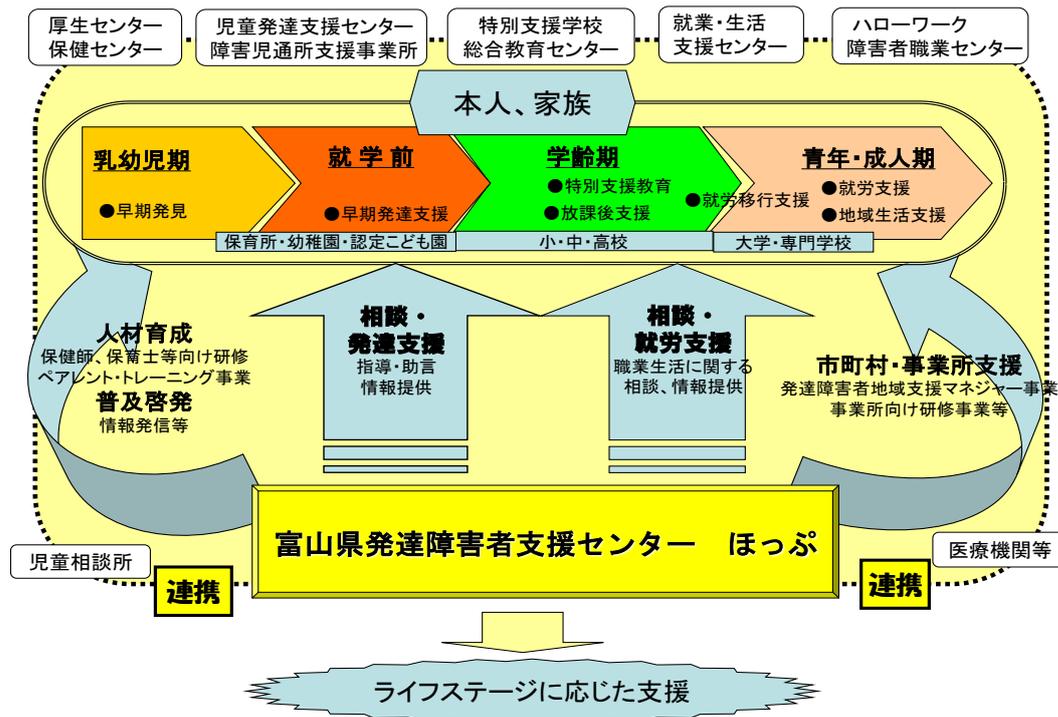
- ・とやま介護テクノロジー普及・推進センターにおける、介護テクノロジーの相談対応、展示・体験事業の実施、介護施設職員や一般県民を対象とした各種研修と導入検討施設への伴走支援の実施、先進事例の紹介等による介護テクノロジーの普及啓発及び活用を促進します。【厚生企画課】
- ・障害基礎年金等の公的年金制度、特別障害者手当等の各種手当制度、富山県心身障害者扶養共済制度の周知に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・税制面の各種減免措置、生活福祉資金の貸付制度等の周知に努めます。【厚生企画課、障害福祉課（管理）】
- ・市町村が実施する補装具や日常生活用具の円滑な給付のため、市町村間の連絡調整や情報提供など必要な支援を行います。【障害福祉課（地域）】
- ・在宅重度障害者住宅改善事業により、障害のある人の住宅の設備、構造等の改善を支援します。（一部再掲）【障害福祉課（管理）】
- ・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入を支援するとともに、身体障害者補助犬を使用する身体障害者が施設等の利用を拒まれることがないよう、補助犬についての県民の理解の促進に努めます。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】

(2) 障害特性等への対応

① 発達障害

- ・医療、保健、福祉、教育、保育の関係機関等との連携のもと、発達の段階で行動等の特徴が現れる時期に適切に発見し、子どもの特性に応じた切れ目のない支援に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・市町村とともに乳幼児健診や発達相談等の充実に努め、関係機関と連携しながら早期療育につなげます。また、保健師等への研修を行うなど、早期発見、療育支援技術向上に努めます。【子育て支援課（切れ目のない子育て支援担当）】
- ・児童相談所において、言語障害や情緒障害を有する児童の言語や情緒面の相談を受け、保護者が安心して子育てができるよう、必要な助言をします。【こども未来課、障害福祉課（地域生活）】
- ・保育に特別な配慮を必要とする児童に対して、保育士等が適切に対応できるよう、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修等を行います。【子育て支援課（保育・認定こども園担当）】
- ・発達障害者支援法に基づき設置した発達障害者支援地域協議会における関係機関との協議等を通じて、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない一貫した支援体制のさらなる整備を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、児童精神科医療の充実に努めます。また、地域のかかりつけの小児科医等の発達障害への対応力の向上を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、きめ細かな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等に対して相談や助言等を行います。【障害福祉課（地域生活）】
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒について、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関の連携を図り、学校内における支援体制を充実します。【県立学校課】
- ・県総合教育センターに設置された専門家チームや、巡回指導員、特別支援学校のセンター的機能等により、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への望ましい対応等を示し、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を支援します。【県立学校課】
- ・サービス事業所の従業者の発達障害への対応力の向上を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】子どものこころの診療を専門とする小児科医・児童精神科医の育成に努めます。【医務課】
- ・【新】地域かかりつけ医による診療やプライマリケアの知識、療育への適切な移行支援などへの対応力を高める研修会や、医療・保健・福祉・教育等支援に係る多職種連携を推進する研修会を開催するなど、人材育成や連携体制の構築に努めます。【障害福祉課（地域生活）】

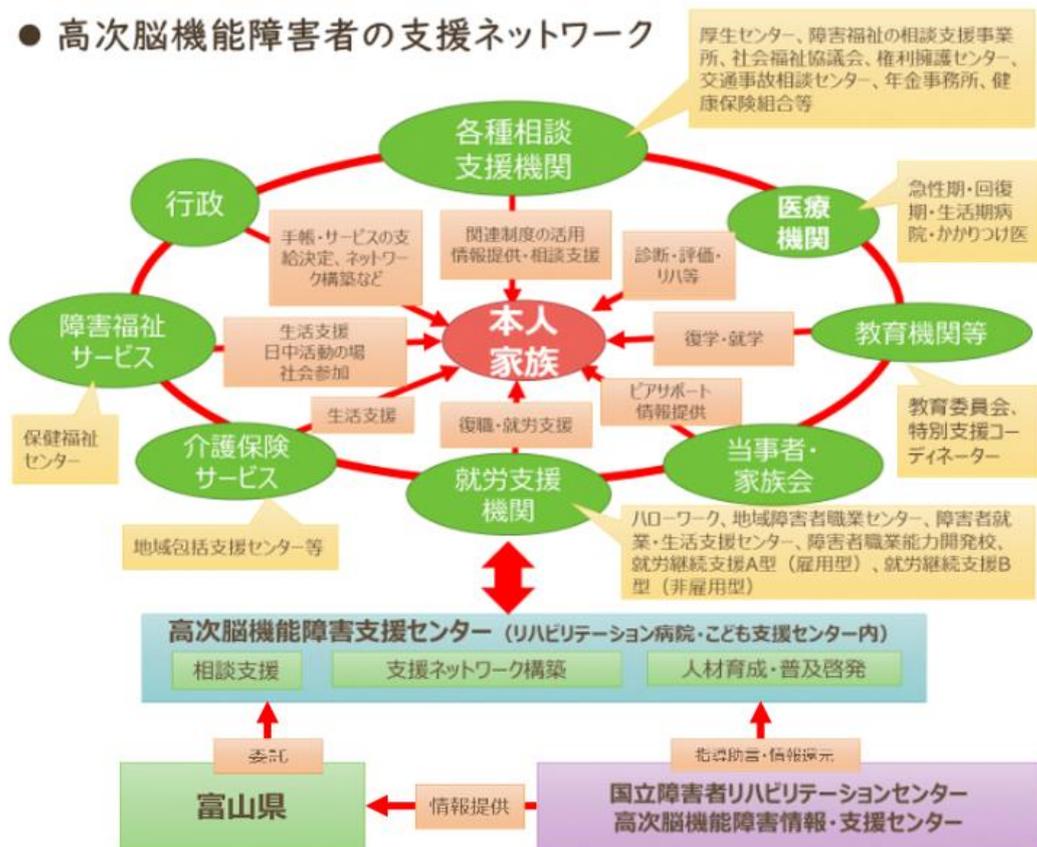
図 発達障害者支援体制



② 高次脳機能障害

- ・ 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している富山県高次脳機能障害支援センターにおいて、次の取組みを行います。【障害福祉課】
 - ・ 相談支援や普及啓発のほか、関係職員等を対象とした研修会、調査・研究などを実施します。
 - ・ 利用者や入院患者とその家族を対象とした家族教室、ピアサポート事業実施します。
 - ・ 医療・福祉など関係機関が連携して高次脳機能障害児者の地域生活を支援するためのネットワークの構築に努めます。
 - ・ 就労支援・就学支援のほか、グループ訓練などの医学的リハビリテーション、作業療法士による生活版ジョブコーチなど、高次脳機能障害児者の社会復帰や社会参加を支援します。

● 高次脳機能障害者の支援ネットワーク



③ 難病

- ・ 難病患者に対し、障害福祉サービスの制度やその利用について普及啓発に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・ 難病診療連携拠点病院や協力病院を中心とした入院施設の確保など難病医療提供体制の整備を図ります。【健康課（疾病・難病）】
- ・ 難病患者の在宅における療養生活等を支援するため、難病対策地域協議会を設置し、関係機関との連携強化に努め、よりよい療養支援体制を推進します。【健康課（疾病・難病）】
- ・ 厚生センターにおいて、難病患者のための医療相談、訪問相談、療養相談会、患者及び家族の交流会を実施するとともに、難病ボランティアの養成を推進します。また、地域難病ケア連絡協議会の開催など保健、医療、福祉の連携を強化します。（再掲）【健康課（疾病・難病）】
- ・ 難病相談・支援センターにおいて、療養等各種相談、専門医による相談会・講演会、患者及び家族の交流会、ピアサポーターの養成・相談、就労支援等を実施します。（再掲）【健康課（疾病・難病）】

④ その他の障害

- ・ 多様な障害、複合的な障害について、正しい知識の普及や障害の特性に応じた専門的な相談・支援体制の整備を図ります。【障害福祉課（管理）】

3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用

これまで、施設に入所している障害のある人の地域生活への移行を支援するとともに、グループホームなど地域生活を支援するサービスの整備に努めてきたことから、県内の施設入所者数は減少してきています。これからも、地域生活を希望する障害のある人が、地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス、ボランティア活動の充実を図っていく必要があります。

その一方、入所施設については、入所の継続や新たな入所が必要な障害のある人や障害のある子どもが適切なサービスを利用することができるよう、一定の入所定員の維持を図る必要があります。同時に、多種・多様な専門性を有する地域の資源として、専門的機能を他機関と連携・協働して障害のある人や子ども及びその家族を支援し、緊急時や災害時をはじめとして安全で安心な地域生活の継続・向上をはかるための包括的なケアの一翼を担うことが期待されます。

さらに、多くの人たちが入所施設で生活していることを鑑み、入所者の生活を支援する職員の確保や質の向上に努めるとともに、国の検討状況なども踏まえ、障害のある人の高齢化や重度化・重複化に応じた施設機能の在り方を引き続き検討します。

(1) 施設整備の基本的な考え方

- ・施設入所者の生活の質（QOL）の向上やプライバシーの確保を図るため、施設の重度化・高齢化対応、個室化を推進するとともに、地域移行の受け皿となるグループホームやショートステイ等の整備に必要な支援をしてきます。【障害福祉課（自立）】
- ・障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、日中活動の場（生活介護事業、就労継続支援事業、地域活動支援センター等）と、住まいの場（グループホーム）について、バランスに配慮しつつ計画的に整備を促進します。【障害福祉課（自立）】

(2) 施設機能の充実と地域生活支援への活用

- ・施設利用者の利便性の向上を図るため、介護機器など福祉用具の導入により施設機能の向上に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】職員生産性の向上を図るため、ICT 機器や介護ロボットの導入に対し支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・施設入所者の高齢化や障害の重度化・重複化に対し、地域移行の体制整備の方策の検討もしながら、本県の状況にふさわしい国の検討事項等を踏まえ、施設機能の在り方等について引き続き検討します。【障害福祉課（自立）】
- ・障害の重度化、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の状況に応じ、居住支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応など）に地域支援機能（地域の体制づくりの支援など）を集約・付加した拠点（地域生活支援拠点）若しくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制の整備を推進します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】地域生活支援拠点等については、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築による機能の充実を進め、また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るために、支援ニーズを把握や地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。【障害福祉課（自立）】
- ・障害のある人が地域住民と交流しながら地域で安心して暮らせるよう、障害者支援施設と連携し、その専門的機能を活用し、障害のある人の地域生活を支援します。【障害福祉課（自立）】

- ・ 高齢の障害のある人や認知症を発症した障害のある人等が、なじみのある事業所で引き続きサービスを受けることができるよう、共生型サービスの推進に努めます。【障害福祉課（自立）】

4 質の高い障害福祉サービスの提供

障害福祉ニーズの多様化に対応し、障害のある人や子どもに質の高い障害福祉サービスを提供するには、サービス提供事業者や施設がサービスを多様化させ、質の向上に努めるとともに、サービスを支える人材の養成・確保や資質の向上を図る必要があります。

このため、事業者の業務管理体制の監督体制、障害福祉サービス等の情報公開制度への対応、サービス提供事業者等によるサービスの自己評価や第三者評価機関等による客観的なサービス評価を実施します。また、障害のある人や障害のある子どもに対する処遇が適切になされるよう、サービスに対する苦情解決体制の十分な活用を図ります。

障害の特性や複合的な悩みに応じたきめ細かなサービスが提供できる障害福祉サービスを支える人材の確保を図るほか、専門性を高める研修の充実に努めます。

また、障害のある人の地域における生活を支援し、安心して日常生活や社会生活を送れるよう、手話通訳、点訳、要約筆記等の専門的な知識や技術を有する人材の確保・養成、コミュニケーション支援に努めます。

(1) 障害福祉サービスの質の向上

① 施設運営の適正化

- ・市町村や指定事業者等に対して、研修や指導監査を実施します。【障害福祉課（自立）】
- ・障害福祉サービスに関するニーズの把握に努めるとともに、利用するサービスを選択しやすいよう、適切な情報提供に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・障害福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要なとするサービスが提供できているのか検証を行うなど、サービスの質を向上させるための取り組み体制を構築していきます。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための協議の場を設置するなど、円滑な移行調整に努めます。【障害福祉課（地域）】
- ・個人情報適切な管理や事業所でのプライバシーの保護を推進します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】専門職員の養成研修などによる意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、必要な意思決定の支援が行われることを推進します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置の徹底など、虐待の早期発見や防止に向けた取り組みを推進します。（再掲）【障害福祉課（自立）】

② 苦情解決機能の充実

- ・施設等における苦情解決体制の充実により、サービスの質の向上を促進します。【障害福祉課（自立）】
- ・判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や、福祉サービスに関する苦情解決など、利用者の意向、適性、障害の特性に配慮したサービス提供体制の充実に努めます。（再掲）【障害福祉課（自立）】

③ 第三者評価の実施促進

- ・サービス提供事業者等の自己評価の実施を促進するとともに、第三者による客観的な評価を実

施するほか、第三者評価機関の調査者研修や評価結果の公表に取り組むなど、サービスの質の向上を図ります。【厚生企画課】

(2) 障害福祉人材の育成・確保・定着

① 障害福祉人材の養成確保

- ・障害のある高齢者等のケアマネジメントを含め、ケアマネジャーの知識・技術等能力及び資質の向上のための研修を実施します。【高齢福祉課】
- ・視覚障害者のコミュニケーションを支援する点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成します。(再掲)【障害福祉課 (地域生活)】
- ・聴覚障害者の意思伝達を円滑にする手話通訳者や、手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成します。(再掲)【障害福祉課 (地域生活)】
- ・盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。(再掲)【障害福祉課 (地域生活)】
- ・強度行動障害のある者の特性に応じ、一貫性を持った支援を行うことができる人材を養成します。【障害福祉課 (地域生活)】
- ・海外からの希望のあった研修員に対し、障害福祉に関する知識やサービスの習得のための研修の機会を提供することによって、友好提携先等における福祉人材の養成を支援します。【国際課】
- ・【新】老障家庭や認知症など複合的な課題に対応できるよう、高齢者支援のヘルパーと障害者支援のヘルパーとの連携や双方のスキルアップ、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携など、介護分野と障害分野における人材の知識の蓄積・スキル等の向上、資質向上を図ります。【高齢福祉課、障害福祉課 (地域生活)】

No. 10

② 施設等従事者の研修

- ・富山県社会福祉協議会において社会福祉事業への従事を希望する者への就業情報等を提供するとともに、社会福祉事業経営者等に対する研修等を行い福祉人材の確保の支援に努めます。【厚生企画課】
- ・障害福祉サービス事業所等において、利用者に対する一連のサービス提供のプロセスを管理するサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の基礎研修、実践研修、更新研修等を実施します。【障害福祉課 (自立)】
- ・相談支援業務に従事する者の資質の向上と新規従事者の養成を図り、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するための技術の習得を目指し、相談支援従事者研修を実施します。【障害福祉課 (自立)】
- ・障害のある人に対し適切なサービスが提供できるよう、障害の特性等を理解した居宅介護従業者(ホームヘルパー)を養成するための研修の充実に努めます。【障害福祉課 (地域生活)】
- ・同行援護等のサービス提供体制を強化するため、従業者養成研修の充実に努めます。(再掲)【障害福祉課 (地域生活)】
- ・介護職員等が安全で適切にたんの吸引等を行うことができるよう、研修の受講を促します。【障害福祉課 (地域生活)】
- ・地域で生活する重症心身障害児者の支援のため、医療的ケア児等を含む重症心身障害児(者)に対応できる生活介護事業所等の職員を養成します。【障害福祉課 (地域生活)】
- ・障害支援区分に基づく支給決定事務が客観的かつ公平・公正に実施されるよう、認定調査員等に関する研修を実施します。【障害福祉課 (自立)】
- ・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るために必要な人材を育成します。(一部再

掲)【障害福祉課（管理）】

- ・これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進めます。(再掲)【健康課（精神保健）】

③「とやま福祉人材確保・応援プロジェクト」の推進

- ・富山県福祉人材確保対策会議を中心として、福祉人材確保に関するより効果的な方策を検討します。【厚生企画課】

ア 若者等への介護・福祉の魅力のPRや多様な人材の参入促進

- ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」による福祉職場体験や中高生への出前講座、高校生を対象としたインターンシップ等により、小中高校や介護福祉士養成校、福祉施設等と連携した若者の福祉分野への参入を促進します。【厚生企画課】
- ・「介護の日」キャンペーンイベントの開催、SNS広告などによる介護の魅力のPRに努めます。【厚生企画課】

イ 介護・福祉サービスを担う人材の教育・養成の推進

- ・介護福祉士、社会福祉士の資格取得を目指す学生に対して修学資金の貸与を行うなど、専門的職員の養成・確保に努めます。【厚生企画課】
- ・介護職員の専門性を高める研修の実施や研修参加時の代替職員雇用への支援など、職員の資質向上を推進します。【厚生企画課】
- ・県内介護福祉士養成校における介護福祉士等の育成を支援します。【厚生企画課】
- ・介護を学ぶ外国人の日本語学習や介護福祉士資格取得等に対して関係団体と連携して支援します。【厚生企画課】

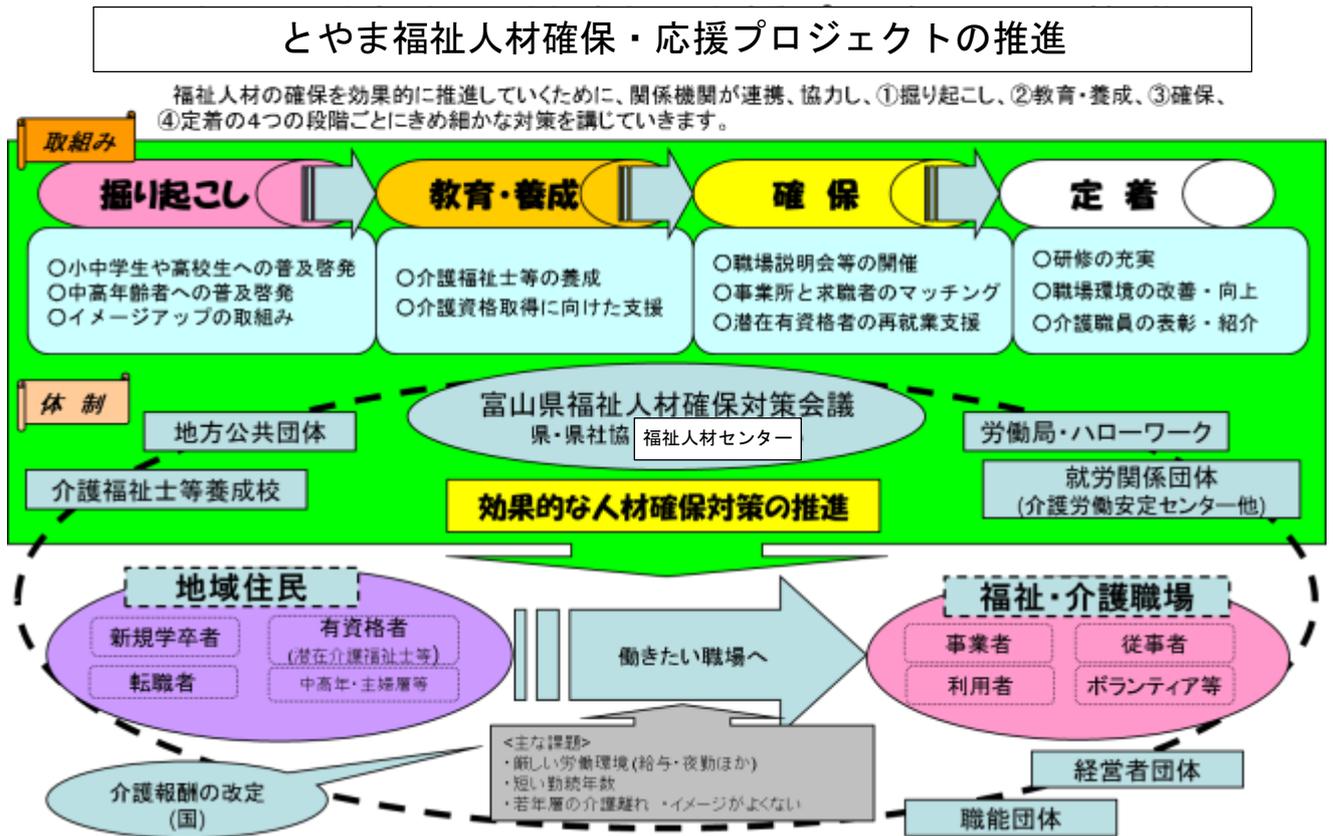
ウ 就業・相談支援

- ・富山県福祉人材センター等における無料職業紹介、相談、情報提供等の就業援助やハローワークとの連携促進について支援します。【厚生企画課】
- ・潜在的な介護人材の掘り起こしや富山県福祉人材センターにおけるマッチング強化、福祉職場説明会の開催等により、就業を支援します。【厚生企画課】
- ・離職介護職員の再就職時の必要な費用の貸付などにより再就職を促進します。【高齢福祉課】

エ 処遇・職場環境の改善等による職場定着（離職防止）支援

- ・施設職員への研修や処遇向上により、離職を防ぎ、職場への定着を図ります。【厚生企画課】
- ・雇用環境向上に取り組む事業所の表彰などによる職場環境の改善を推進します。【厚生企画課】
- ・介護職場でがんばっている中堅職員の表彰や新任職員の合同入所式等により、職員の職場定着を支援します。【厚生企画課】
- ・新任職員などの相談にのったり実践的な指導ができる中堅リーダーの養成を支援します。【厚生企画課】
- ・介護ロボット・ICTや福祉用具等を活用した介護職員等の腰痛予防など、身体的負担軽減による離職防止を支援します。【厚生企画課】
- ・社会福祉法人の理事長や社会福祉施設の施設長に対する経営管理研修等を実施します。【厚生企画課】

図 とやま福祉人材確保・応援プロジェクト



IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実

障害のある子ども一人一人の自立と社会参加の実現を目指し、個別の教育的ニーズに応じた切れ目のない一貫した教育や療育を行います。また、障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営み、適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう雇用・就労の促進に取り組むとともに、自らの可能性を追求し、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて、学習活動、スポーツや芸術・文化等に親しむ機会の充実に努めます。

1 障害のある子どもの教育・育成の充実

修正 6

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、子ども一人一人ひとりの自立と社会参加を実現するためには、家庭や地域、専門家や支援団体等のほか、教育・保健・医療・福祉・労働等の各分野が連携し、個別の教育的ニーズや障害の特性に応じたきめ細かな支援を、乳幼児期から成人期まで切れ目なく一貫して行うことが重要です。

そのため、個別の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を提供し、引き継いでいくための多様で柔軟な仕組みの整備に努めます。また、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、合理的配慮の提供等の充実に努めるなど、特別支援教育を着実に進めます。

(1) 地域療育体制の整備

No. 11

① 就学前からの支援体制の充実

- ・児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援、日常生活用具等の提供など、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう体制の整備を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・児童発達支援センターにおいて、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等を充実するとともに、県教育委員会、子育て支援担当部局との緊密な連携はもとより、厚生センター、市町村、児童相談所、発達障害者支援センター、保育所、障害児施設及び医療機関の連携を強化し、障害のある子どもやその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）、子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）、健康課（母子・歯科）】
- ・地域の幼稚園・保育所が受け入れ可能な障害のある子どもの入園・入所を支援するとともに、職員に対する研修を実施します。【障害福祉課（地域生活）、子育て支援課（保育・認定こども園担当）】
- ・障害児等療育支援事業により、家庭訪問や外来による療育相談、指導等を行い、市町村と連携しながら、在宅の障害のある人や子どもの地域生活を支援します。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】

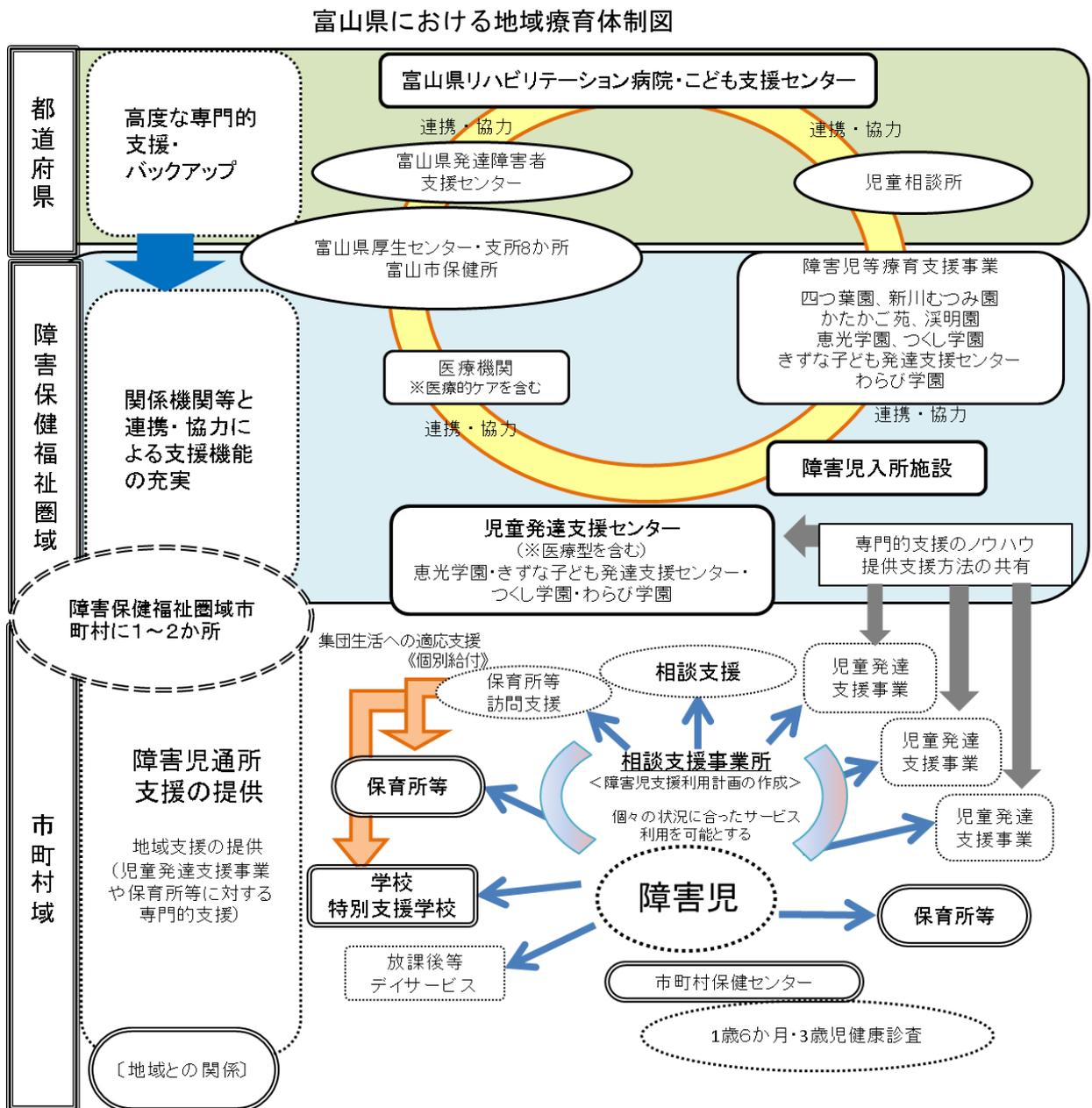
- ・在宅重症心身障害児者の家庭への訪問指導や訪問診査を行うとともに、児童相談所等において療育等各種相談、情報提供を行います。【障害福祉課（地域生活）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケアが必要な障害児者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供や助言を行うほか、医療的ケア児等支援コーディネーターをはじめとした支援人材の育成、市町村が行う支援体制整備の後方支援を行います。【障害福祉課（地域生活）】
- ・地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】保育所等における医療的ケア児受入れのための体制整備への必要な支援をするとともに、医療的ケア児の保育所等での対応についての理解を深めるための研修を実施します。【子育て支援課】
- ・【新】聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、中核的機能を果たす体制整備を進めるとともに、新生児聴覚検査から治療、療育、教育、就労に至るまで、ライフステージに応じて適切な支援を行うため、保健、医療、福祉、教育、行政、障害者団体等の関係機関・団体の連携体制の構築に向けた取組みを推進します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害者総合支援法の対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費に対して補助することにより、補聴器の装用を促し、言語の習得や社会性の向上を図ります。【障害福祉課（地域生活）】

No. 12

② 福祉施設等における療育機能の充実

- ・施設職員等関係職員に対し専門研修の実施や療育等に関する情報提供等を行い、職員の資質の向上を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・地域で生活する重症心身障害児者の支援のため、医療的ケア児等を含む重症心身障害児者に対応できる生活介護事業所等の職員を養成します。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、他職種との連携によるチーム医療体制により重症児等への対応力を強化するとともに、短期入所や通所サービスなど、重症児の在宅支援機能を強化します。【障害福祉課（管理・地域生活）】
- ・身近な地域に必要な支援を受けられるよう、医療的ケアの必要な重症心身障害児者等の受入施設への支援を行います。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害児入所施設において、専門的機能や地域支援機能の強化を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害児通所支援事業所及び障害児入所施設において、障害のある子どもに対し質の高い専門的な発達支援を行う施設として、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。【障害福祉課（地域生活）】

図 富山県における地域療育体制図



(2) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

- ・【新】共生社会の理念や子ども供の教育を受ける権利、共生社会の実現に向けた特別支援教育や連続性のある多様な学びの場の理解に関する資料の作成やフォーラムの開催等により、広く社会全体への理解啓発を推進します。【県立学校課】 **修正 7**
- ・障害の有無によって分け隔てられることなく、県民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図った上で進学先が決定できるよう、市町村教育委員会を支援します。【県立学校課】
- ・【新】インクルーシブ教育推進員を配置し、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの理念に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが地域の学校で共に学び合えるようになるための環境の整備を支援します。【県立学校課】
- ・専門家等の指導助言により、一人一人の教育的ニーズに応じた質の高い合理的配慮を提供するよう努めます。【県立学校課】
- ・特別な教育的ニーズのある子どもに、適切な指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」を提供し、研修や情報交換を通してそれぞれの充実を図ります。【県立学校課】
- ・特別支援教育に関する校内委員会の充実を図るとともに、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用し、校種間の連携を推進します。【県立学校課】
- ・小・中学・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒への理解啓発を図るとともに、巡回指導員等による小・中学・高等学校等の教員への研修を行い、校内の支援体制を整備します。【県立学校課】
- ・幼・小・中学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学校（園）生活を支援するため、市町村が配置するスタディ・メイト（特別支援教育支援員）の養成・資質向上を支援します。【県立学校課】
- ・特別支援学校における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家を活用した研修による専門性の向上や地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実を図ります。【県立学校課】
- ・特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、看護職員を配置して医療的ケアを実施します。【県立学校課】
- ・【新】安全に安心して医療的ケアが実施できるよう、特別支援学校の看護職員や養護教諭等を対象とした医療的ケアの研修会の実施や、専門的な知識を有する医療的ケア指導医及び指導看護師を医療的ケア指導チームスタッフとして特別支援学校に派遣するなど、医療的ケア実施体制の充実に努めます。【県立学校課】
- ・障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。（再掲）【県立学校課】
- ・手話を必要とする幼児児童生徒が手話による教育を受けられるよう、手話の学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術向上に努めます。（再掲）【県立学校課】
- ・幼・小・中・高等学校等の学校において、手話に対する理解を深めるよう努めます。（再掲）【県立学校課】
- ・教育職員免許法認定講習の実施等により、特別支援学校における教員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を図るなど、特別支援教育担当教員の指導力の向上と専門性を高めるため取組

みを推進します。【教職員課、県立学校課】

- ・障害のある幼児児童生徒の就学のために必要な諸経費を支援します。【小中学校課、学術振興課】
- ・高等教育機関（大学・短大等）に通学する障害のある人が適切に教育を受けることができるよう必要な支援に努めます。【学術振興課】
- ・卒業後の職業的自立のため、特別支援学校における職業教育を充実するとともに、事業所や公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携を強化します。
【県立学校課】
- ・教育内容の充実のため、教材やICT機器の整備を図るとともに、VRやロボット等の最先端のICT機器を活用した効果的な授業を推進します。【県立学校課】
- ・「富山県学校施設長寿命化計画」に基づき、バリアフリー化等も含め、県立学校の改修等を順次実施します。【教育企画課】
- ・遠距離通学や障害のため通学が困難な児童生徒の通学の便及び安全確保のため、特別支援学校の通学用バスの運行や介助員配置など通学環境の充実に努めます。【県立学校課】

(3) 一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進

① 就学前からの教育支援体制の充実

- ・障害のある幼児児童生徒に最もふさわしい教育を推進するため、就学相談や教育相談体制を充実します。【県立学校課】
- ・障害のある幼児児童生徒や保護者に最も適切な教育機関・教育内容に関する情報を提供するため、特別支援学校等において学校見学会や就学についての相談等を実施します。【県立学校課】
- ・総合教育センター教育相談部を中心とした特別支援教育の相談機能・体制を充実します。【県立学校課】

② 生涯学習の推進

- ・各種教養講座、講演会等について、点字広報、声の広報等により開催情報を提供するとともに、開催会場のバリアフリー化に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・各種講演会等へ手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を推進し、聴覚障害者及び盲ろう者の学習活動を支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオライブラリーの提供サービスを充実します。
（再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害のある人の図書の利用を促進するため、地元の図書館を通じて他の公立図書館等の図書を利用できるサービスや図書の郵送貸出制度の普及を図ります。【生涯学習・文化財室】

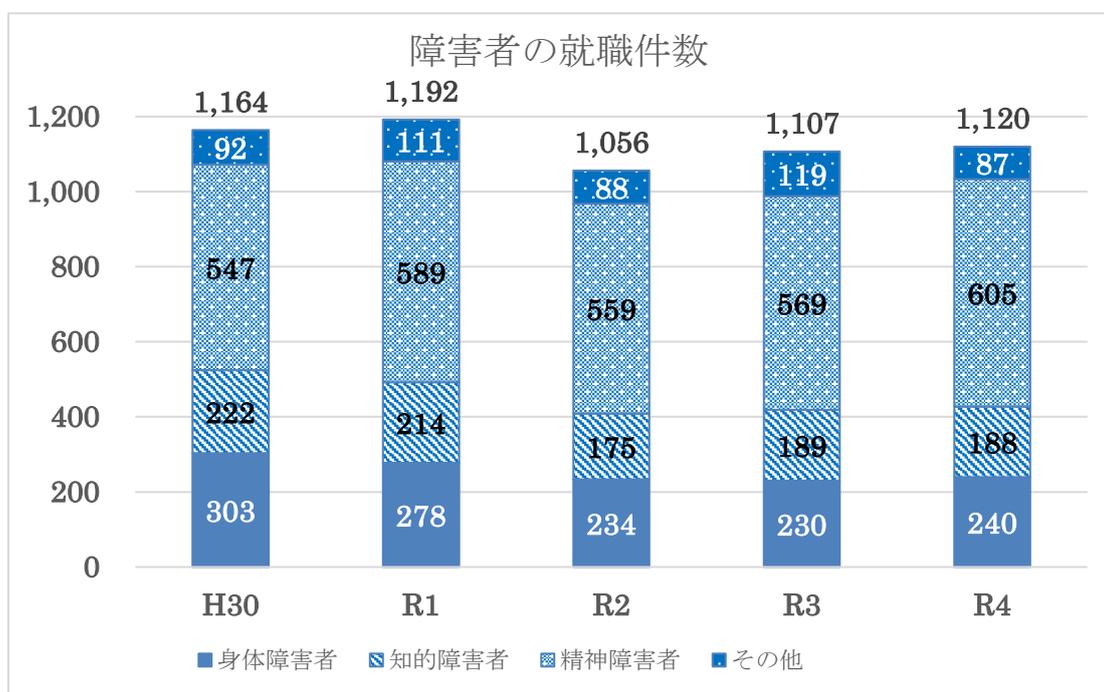
2 雇用・就労の促進

障害のある人が、経済的に自立し地域で質の高い生活を営むためには、就労する（働く）ことが重要であり、社会活動への参加や自己実現にもつながります。働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、雇用・就労の促進のための支援が必要です。

本県では、雇用障害者数は年々増加しており、障害のある人の法定雇用率を達成している企業の割合は全国平均を上回っているものの、未だ4割以上の企業が法定雇用率を達成していません。

また、2024（令和6）年4月以降、段階的に法定雇用率の引上げと、雇用義務の対象となる企業の規模の引下げを踏まえ、多くの障害のある人が企業等に就職し、職場に定着できるよう、国（富山労働局、各ハローワーク）をはじめとする関係機関との連携により、事業主等の障害者雇用に対する理解を深め、障害のある人の就業機会の拡大や職場定着への支援を促進します。

また、企業等に雇用されることが困難な障害のある人の一般就労が困難な障害者に対する支援の充実と、多様な就労の場の確保等による賃水準の向上に取り組みます。



(1) 障害者雇用の促進、就労支援

① 職業能力の開発

- ・職業能力開発校（県技術専門学院）において、障害のある人が職業訓練を受講しやすい環境づくりに努めるとともに、民間の企業等を活用した障害のある人の態様に応じた多様な委託訓練を実施するなど、職業能力開発における機会の拡充を図ります。【労働政策課】
- ・富山県障害者技能競技大会の開催を支援し、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持ってもらえるよう、障害のある人に対する社会の理解と認識を高め、雇用の促進と地位の向上に努めます。【労働政策課】
- ・障害のある人の職業能力の向上を図るとともに、その雇用の促進を図るため、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）への参加を奨励するとともに、上位入賞者に対する表彰を行います。【労働政策課】
- ・国の障害者人材開発促進旬間（11月上旬）に、報道機関等と連携し、障害のある人に対する職業訓練等の紹介を行い、障害のある人の職業能力開発の啓発を促進します。【労働政策課】

② 雇用の促進

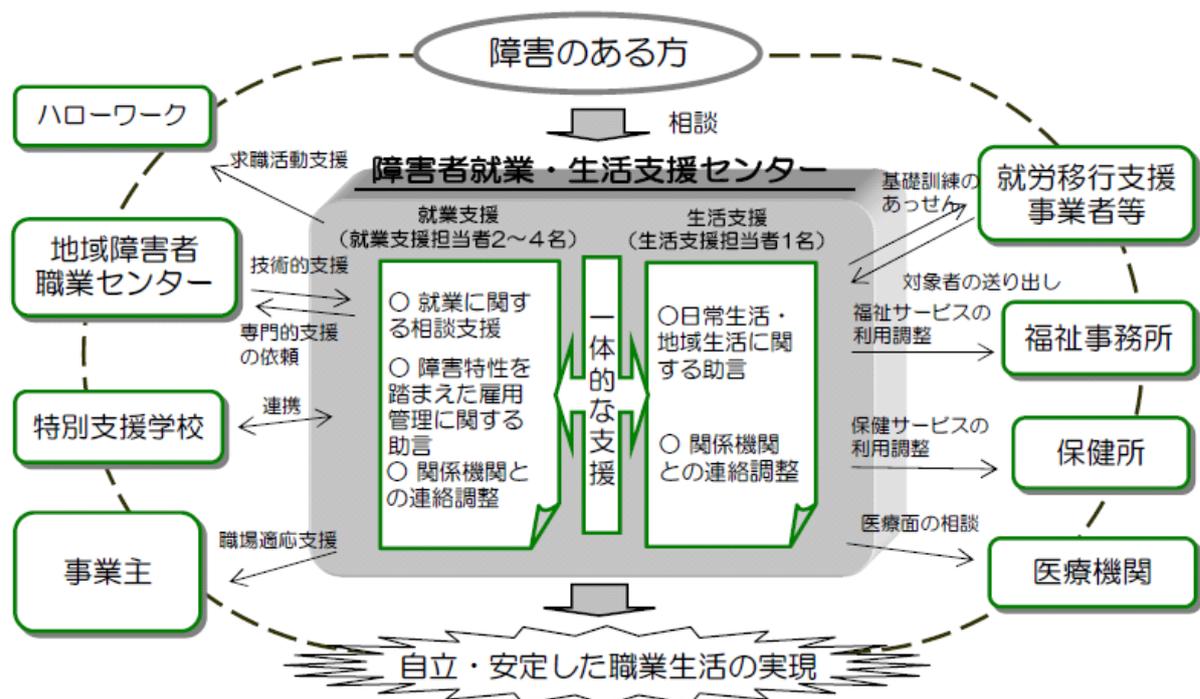
- ・ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を遵守し、県及び教育委員会、警察本部における障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害のある人がその能力を十分発揮できる場の創出や、国から示される指針等に基づき、障害のある人からの申し出に応じた合理的配慮の適切な提供・実施に努めます。【人事課、教職員課、県警本部（警務課）】
 - ・ 障害者雇用促進法で規定された、雇用分野における障害のある人に対する差別禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての環境を改善するための措置（相談体制の整備及び合理的配慮の提供義務）について、企業の理解が促進されるよう民間コーディネーターの派遣による労務担当者への個別支援、障害者雇用セミナーの実施により、周知を図ります。（再掲）【労働政策課】
 - ・ 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など、それぞれの障害特性に応じた就労支援をきめ細かく実施するため、障害のある人の就労支援機関や医療機関、富山県発達障害者支援センター、富山県難病相談・支援センターなどとの連携を強化し、定着支援を強化するなど就労支援の実施による障害のある人の雇用率を引き上げます。【健康課、労働政策課】
 - ・ ヤングジョブとやまにコーディネーターを配置し、障害のある学生に対し、インターンシップ体験や短期の職場実習による就職支援及び就職後の職場定着支援を実施し、就職を支援します。【労働政策課】
- 修正 8**
- ・ 障害のある人と企業の交流会の実施などネットワーク形成による就労を支援します。【労働政策課】
 - ・ 県が配置する障害者雇用推進員の企業訪問により、国や県の障害者雇用施策等を周知するとともに、収集した障害者雇用の好事例をホームページ等で提供します。【労働政策課】
 - ・ 障害のある人の能力や障害の特性に応じた多様な雇用・就業形態がとれるよう、短時間勤務やITの活用などによる在宅勤務等について事業主の理解の促進に努めます。【労働政策課】
 - ・ 障害者雇用の大きな受け皿となり得る特例子会社制度の積極的な周知・啓発を図ります。【労働政策課】
 - ・ 一般就労への移行を促進するため、障害者就業・生活支援センターを活用し、民間企業等において短期の職場実習を行う「障害者チャレンジトレーニング事業」を推進します。【労働政策課】
 - ・ 障害のある人を一定期間試用雇用（トライアル雇用）する制度を広く周知し、障害のある人の円滑な常用雇用への移行を支援します。【労働政策課】
 - ・ 医療機関や協力事業所等の関係機関と連携し、社会とのつながり促進事業を実施するなど、精神障害者の社会的自立と社会復帰を支援します。（再掲）【健康課（精神保健）】
 - ・ 福祉の分野においてNPO法人等が行う地域貢献型事業（コミュニティビジネス）に対して融資等の支援をします。（再掲）【地域産業支援課】
 - ・ 特別支援学校と事業所や関係機関が連携し、高等部生徒の就業体験を推進し、雇用の促進を図るとともに、特別支援学校就労コーディネーターや障害者就労サポーターの配置による職場開拓や定着支援など、高等特別支援学校等における障害の状態に応じた就労支援の充実を図ります。【県立学校課】
 - ・ 【新】 障害のある生徒の就労支援に理解と協力の得られる企業を登録し、様々な情報を提供することで、特別支援学校と企業との連携を推進します。【県立学校課】
 - ・ 特別支援学校の高等部生徒に、社会と仕事に対する理解を深めてもらうため、県庁における職場体験の受入れを実施します。【労働政策課】
 - ・ 9月の「障害者雇用支援月間」に、優良事業所や優秀勤労障害者に対する表彰等を実施するな

- ど、障害者雇用に関する理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。【労働政策課】
- ・障害者雇用率が高いなど、障害のある人の雇用に積極的に取り組む企業を県が認証し、その取り組み等をホームページで紹介する制度を実施します。【労働政策課】
- ・富山県知的・精神障害者雇用奨励金や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金、税制上の優遇措置等の周知と活用を図ります。【労働政策課】
- ・【新】障害者雇用を促進するため、雇用ゼロ企業をはじめとした法定雇用率未達成企業に対し、労働局の指導と連携した障害者雇用セミナー等を開催します。【労働政策課】
- ・法定雇用率未達成企業の割合が高い中小企業の経営者等を対象として、障害者雇用に際しての配慮すべき点や、優良企業の事例紹介・見学会等を内容とする障害者雇用セミナーを開催します。【労働政策課】
- ・県の物品等の発注において、障害のある人を多数雇用する事業所や障害者就労施設等に発注するよう努めます。【障害福祉課（自立）】

③ 総合的な就労支援

- ・障害者就業・生活支援センターに障害のある人の職業的自立を支援する専任職員を配置し、個々の障害の特性に応じた訓練・指導を通じて就業と日常生活の両面から支援します。【労働政策課、障害福祉課（自立）】
- ・障害のある人が職場に円滑に適応し、安定した職業生活を送れるよう、直接職場との調整・助言を行う、ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を推進します。【労働政策課】
- ・職業生活相談員の配置など事業主による職業生活相談体制の整備や、事業所内での「障害者職場定着推進チーム」の設置を促進し、障害のある人の職場定着を図ります。【労働政策課】
- ・障害のある人が解雇されたり離職するときに、就労支援期間が過ぎている場合や、特に、親亡き後に、これまで支援機関とつながりの少ない、軽度の障害者（知的、精神）が退職するときには支援が必要とされるので、支援機関によるフォロー体制の強化を図ります。【労働政策課】

雇用と福祉のネットワーク



(2) 一般就労が困難な障害者に対する支援の充実

① 就労継続新事業所等の設置促進

- ・就労継続支援事業所等の設置を促進するため、施設整備等に対して支援します。【障害福祉課（自立）】

② 工賃向上の支援

- ・「障害者優先調達推進法」に基づいて調達方針を毎年作成し、政策目的随意契約制度を活用し、障害者就労施設等からの優先的発注に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・「富山県工賃向上支援計画」に基づき、自主製品の創出や経営ノウハウの導入などを支援する事業の実施により、工賃向上に取り組む障害者就労支援事業所を支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】農福連携コーディネーターを配置し、農業分野と福祉分野のマッチングを支援することにより、工賃の向上や就労先の充実に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・「ハーティとやま」、「農福連携マルシェ」等のイベントを通じて販売することにより、製品の販路の確保、拡大に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・富山県社会就労センター協議会（セルフ協）に設置された、企業が必要とする物品・役務の内容に応じて受注可能な事業所へ繋ぐといったコーディネーター的機能を果たす共同窓口等に関する情報について、就労継続支援事業所への提供に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・富山県リハビリテーション・こども支援センターに、障害のある人の就労や県民との交流の場となる飲食スペースを整備し、就労訓練や工賃向上、障害や障害のある方への理解促進に繋がります。【障害福祉課（管理）】



就労施設等の製品を販売する農福連携マルシェ

3 社会参加活動の推進

障害のある人がスポーツや芸術・文化活動など様々な社会活動に参加することは、心身の発達や健康の維持増進だけでなく、人生を豊かでうるおいのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質を高めることにもつながります。また、障害のある人とない人がスポーツや芸術・文化活動において交流することは、障害や障害のある人に対する県民の理解が深まることが期待されます。

このため、障害のある人が日常的にスポーツや芸術・文化に親しみ参加できるよう、障害のある人のスポーツや芸術・文化活動の振興を図るほか、各種生活訓練等を行う社会参加促進事業の推進により、障害のある人の生活能力の向上や生活の幅を広げるよう支援します。

また、文化芸術活動の推進にあたっては、障害者文化芸術推進法の趣旨に基づき、障害者による文化芸術活動の幅広い促進、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化、地域における障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現を基本的な方針として、各種の取組を実施します。

(1) スポーツ活動の振興

- ・関係機関・団体と連携し、障害者スポーツへの理解と認識の拡大を図るとともに、障害のある人もない人も、共に障害者スポーツ体験イベントやスポーツ教室、大会等に参加できる機会の充実に努め、相互理解と交流を促進します。【スポーツ振興課】
- ・県民の健康づくりを推進するウォーキングイベントや富山マラソン、湾岸サイクリングなど、市町村やスポーツ関係団体との連携による年齢や障害の有無等にかかわらず、修正 9 気軽にスポーツ活動に参加できる機会づくりを推進します。【スポーツ振興課】
- ・子どもや若者、高齢者、障害のある人など幅広い県民が楽しめるスポーツ施設の整備等による障害のある人が優先的に利用できるスポーツ環境の充実に努めます。【スポーツ振興課】
- ・福祉施設等の児童、生徒のプロスポーツ観戦を無料招待する事業に対する支援に努めます。【スポーツ振興課】
- ・障害のある人のスポーツ人口の拡大や競技水準の向上を図るため、スポーツに関する情報提供、各種スポーツ教室の実施、用具の貸与等や、障害者スポーツ大会の開催など、障害者スポーツの普及促進に努めます。【スポーツ振興課】
- ・競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図るため、全国障害者スポーツ大会等への選手派遣等を奨励し、また、世界水準の選手の国際的なスポーツ大会への参加を支援します。【スポーツ振興課】
- ・パラスポーツ指導員や障害者スポーツ審判員を養成するとともに、資質の向上を図ります。【スポーツ振興課】
- ・精神障害者レクリエーション大会や精神障害者スポーツ大会の開催について支援します。【健康課（精神保健）】
- ・障害者スポーツクラブやNPO法人等、民間団体が主催する障害のある人のためのスポーツ大会に対して支援します。【スポーツ振興課】
- ・県立体育施設利用料等の障害のある人に対する減免措置制度の周知に努めます。【スポーツ振興課】

(2) 文化芸術活動等の振興

- ・共生社会の実現に向けて、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できるよう、富山県障害者芸術活動支援センター「ぱーと◎とやま」において文化芸術に関する相談支援や情報提供、人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保、関係者によるネットワークの構築等を図ります。【障害福祉課（地域）】
- ・【新】より多くの障害者が文化芸術活動を体験できるように鑑賞や発表の機会を確保し、障害への理解を深めます。【障害福祉課（地域）】
- ・【新】特別支援学校や事業所、団体等で障害者が文化芸術活動をしやすい環境づくりを進めます。【障害福祉課（地域）】
- ・【新】県立文化施設において、文化芸術を鑑賞しやすい環境づくりのため筆談マークの設置や音声ガイドの活用等に努めます。【文化振興課、障害福祉課（地域）】
- ・障害者施設における芸術文化・レクリエーション活動を推進するとともに、施設が地域における文化芸術・レクリエーション活動の拠点となるよう支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害者団体による芸術作品展の開催等、障害のある人の主体的な芸術文化活動を支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・こころの健康フェスティバルにおいて精神障害者の作品を展示するなど、精神障害者の文化活動の発表の場を提供します。【健康課（精神保健）】
- ・県立施設観覧料等の障害のある人に対する減免措置制度の周知に努めます。【文化振興課】



全国障害者スポーツ大会への出場
(陸上競技)



アール・ブリュット展

(3) 社会参加促進事業等の推進

- ・障害のある人等の生活の質的向上を図るため、歩行訓練講習会、家庭生活教室など、障害特性に応じた、日常生活上必要な生活訓練等に関する各種講習会等を開催します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害のある人の自立と社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション教室の開催や文化芸術活動の振興などの社会参加支援に取り組むよう、市町村に働きかけます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・身体障害者の自動車運転免許取得を促進するため、県内全ての指定自動車教習所で身体障害者用教習車を用いた教習が可能な体制を整備します。(再掲)【障害福祉課（管理）】

第3編 計画の推進体制

1 障害保健福祉圏域

障害のある人は、市町村ごとの対象者が少なく、障害の種類によっても対応が異なることから、施策によっては、一つの市町村だけでは実施困難なもの、広域的に対応した方が効果的なものがあります。

このため、第4次計画で設定した障害保健福祉圏域と同様に4つの圏域を設定し、地域的に均衡のとれた施設配置や効果的な施策展開を実現するため、障害保健福祉圏域ごとに検討を進めることとします。

ただし、圏域の範囲や機能については、今後必要に応じて見直します。

- ・富山圏域…富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町
- ・高岡圏域…高岡市、射水市、氷見市
- ・新川圏域…魚津市、黒部市、入善町、朝日町
- ・砺波圏域…砺波市、小矢部市、南砺市

(単位：人)

圏域名	総人口	身体障害者	知的障害者	精神障害者
		身体障害者 手帳所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳所持 者数
富山 圏域	484,278	21,651	4,020	4,457
高岡 圏域	292,405	11,920	2,557	2,441
新川 圏域	109,990	5,041	969	787
砺波 圏域	120,440	5,239	1,182	1,025
県計	1,007,113	43,851	8,728	8,710

※総人口は、2023（令和5）年9月1日現在（富山県人口移動調査）

※各手帳所持者数は2023（令和5）年3月31日現在

2 施策の推進体制

障害者施策は、福祉分野のみならず、保健・医療、生活環境、雇用・就業、教育など幅広い分野にわたることから、関係部局が緊密に連携し総合的に取り組みます。

また、障害のある人やその家族、障害の特性に応じた様々なニーズに応じていくためには、国や市町村、障害者団体、NPO・企業等民間団体など多様な主体が関わり、適切な役割分担のもと、連携・協力を図ります。

特に、障害福祉サービスの実施主体である市町村との連携・協力体制を強化し、協働して障害者福祉の向上に努めます。

(1) 県民の役割

- ・障害のある人は、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、その人の特性や能力に応じて、自立を目指し、社会に貢献していくことが期待されます。
- ・地域住民は、障害や障害のある人について理解を深め、地域行事等での交流などを通じて、とともに、障害のある人の地域生活への理解と支援に協力することが期待されます。また、NPO・ボランティア活動等に自発的・主体的に参加するなど、共生社会の実現に向けて地域社会における役割を果たすことが期待されます。
- ・NPO・ボランティアは、その特徴である機動性や柔軟性を活かして、地域のニーズに応じて、障害のある人の社会参加の機会づくりなど、地域コミュニティの再生・活性化の担い手となることが期待されます。

(2) 福祉サービス事業者、各種団体、企業の役割

- ・福祉サービス提供事業者は、障害のある人の状況に応じた適切なサービス提供を行うとともに、サービス内容の情報提供やサービスの評価などによる質の向上に努め、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供することが求められます。
- ・障害者団体は、障害のある人の障害特性や障害により必要となる援助や配慮などのニーズを把握し、自主的な支援活動や各種周知・啓発活動などを展開することが求められます。また、障害のある人及びその家族同士、地域住民等との交流により、相互理解の促進を図ることが期待されます。
- ・企業は、地域社会を構成する一員として、ボランティア活動などの社会貢献活動の環境づくりや障害者雇用の拡大と職場定着を積極的に進めることなどにより、障害のある人の自立を支援していくことが期待されます。

(3) 行政の役割

- ・市町村は、障害のある人を含む地域住民に最も身近な行政機関として、率先して住民のニーズの把握に努める必要があります。また、障害のある人やその家族等からの様々な相談に応じるとともに、各種サービスの提供を適切に行うなど、地域の実情に応じたきめ細かな施策を計画的に推進し、総合的な支援を住民に提供する役割を担います。
- ・県は、障害者計画等を策定し、県全体の施策の方向性を示すとともに、市町村が求められている役割を確実に発揮できるよう、市町村への技術的・財政的支援、情報提供、広域的な調整のほか、人材育成や専門性の高い相談支援、広域的な対応が必要な事業の実施などの役割を担います。また、市町村と連携し、地域住民や民間事業者等の活動を支援するなど、総合的かつ効率的な施策を展開します。なお、施策の推進にあたっては、真に必要なサービスを持続して提供できるよう、サービスの重点化や効率化に留意し、各種制度や財政措置など必要に応じて国に働きかけていきます。
- ・国は、地方公共団体が必要なサービスを障害のある人に持続して提供できるよう、安定的な制度の構築と運営、財源の確保などの役割を担う必要があります。

3 計画の進行管理

計画の進捗状況等を、障害者団体や学識経験者、市町村の代表等からなる「富山県障害者施策推進協議会」に適宜報告し、その意見を踏まえ計画の適切な進行管理を図ります。

また、障害のある人を取り巻く社会情勢等の変化があったときは、「富山県障害者施策推進協議会」等で意見を聴取するとともに、障害者団体や県民等のニーズを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

(別表 1) 計画に関する指標と数値目標

I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備

中項目	指標名	R4年度末 現在	R11年度末 目標値
1 障害及び障害のある人に対する理解の促進	障害のある人との交流や手助けをしたことのある人の割合（県政世論調査で5年ごとに調査）	74.1% (R5)	85%
	富山型デイサービスの事業所数	119 箇所	180 箇所
2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	障害のある人に対する差別があると思う人（「障害者差別があると思う」＋「少しはあると思う」と答える人の割合）	74.8%	減少させる
	県条例（障害者差別解消）に関する研修会の受講者数（累計）	7,182 人	14,182 人
	障害者虐待・権利擁護研修受講者数（累計）	1,805 人	2,500 人
3 コミュニケーション支援体制の確立	図書館職員等への読書バリアフリー関連講座や研修会の受講者数<累計>	22 人	150 人
	県立図書館のアクセシブルな書籍等所蔵タイトル数	4,470 タイトル	5,900 タイトル
4 住みよい生活環境の整備	高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率（一定のバリアフリー化率）	47.5% (H30)	72.0%
	市街地ゆとり歩道の割合	80.2%	82.0%
	低床バスの導入割合（民営乗合ノンステップバスの導入割合）	75.0% (R3)	80%以上
	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入頭数	5 頭	10 頭
5 安心して暮らせるまちづくりの推進	障害のある人と高齢者の安全性等に配慮したバリアフリー対応型信号機の整備基数（累計）	271 基	277 基
	在宅障害（児）者を受け入れる避難スペースを有する事業所数（累計）	6 箇所	9 箇所

II 質の高い保健・医療体制の充実

中項目	指標名	R4年度末 現在	R11年度末 目標値
1 保健・医療施策の充実	富山県アイバンクにおける眼球の提供希望者登録数（累計）	20,867 人	21,571 人
	県内で実施された腎臓の移植件数（累計）	130 件	137 件
	障害者・障害児入所施設での過去1年間の歯科健診実施率	67.74%	80%

精神障害者の地域移行に向けたアウトリーチ事業による支援対象者数（累計）	13人	27人
精神障害者の地域移行に向けたピア・フレンズ派遣登録者数（累計）	40人	61人

Ⅲ 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実

中項目	指標名	R4年度末 現在	R11年度末 目標値
1 相談支援体制の整備	相談支援専門員養成者数（累計）	1,239人	1,642人
2 地域生活を支援するサービスの充実	ケアネット活動の取組地区数	266地区	306地区
	共生型グループホーム数（累計）	6箇所	9箇所
	重症心身障害児支援事業所 (1) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	(1) 3圏域 (6箇所)	4圏域 (12箇所以上)
	(2) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス	(2) 3圏域 (10箇所)	4圏域 (12箇所以上)
	居宅介護従事者養成研修修了者数（累計）	560人	840人
	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者数（累計）	705人	1,705人
4 質の高いサービスの提供	同行援護従業者養成研修修了者数（累計）	652人	862人
	登録手話通訳者数（累計）	100人	135人

Ⅳ 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実

中項目	指標名	R4年度末 現在	R11年度末 目標値
1 障害のある子どもの教育・育成の充実	個別の教育支援計画の活用割合 (1) 個別の教育支援計画の作成に当たって、関係機関と必要な情報共有を図っている割合	(1) 95.7%	100%
	(2) 個別の教育支援計画を進学時に引き継いだ割合	(2) 94.1%	100%
	放課後等デイサービス事業所数（累計）	138箇所	204箇所
	重症心身障害児（者）の介護支援研修受講者数（累計）	260人	400人
	ジョブコーチ養成数（累計）	75人	96人

2 雇用・就労 の促進	ジョブコーチ支援終了者の職場定着率（6ヶ月後）	87.0%	現況以上
	障害者の法定雇用率達成企業の割合	55.9%	現況以上
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の就職率	65.2%	現況以上
	特例子会社の設置数（累計）	6 箇所	8 箇所
	障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数	168 件	180 件
3 社会参加活 動の推進	パラスポーツ指導員養成数（累計）	800 人	925 名

(別表2) 富山県障害者計画の施策体系

富山県障害者計画（第5次）（案）	（参考）国の障害者基本計画（第5次）
<p>I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備</p> <p>1 障害及び障害のある人に対する理解の促進 (1) 啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) 地域における交流の促進と県民の参加 (4) ボランティア活動の推進</p> <p>2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>3 コミュニケーション支援体制の確立 (1) 情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (2) 情報アクセシビリティの向上 (3) 意思疎通支援の充実</p> <p>4 住みよい生活環境の整備 (1) 暮らしやすい住まいの整備 (2) 人にやさしいまちづくりの整備 (3) 利用しやすい交通、移動手手段の整備 (4) ユニバーサルデザインの普及</p> <p>5 安心して暮らせるまちづくりの推進 (1) 交通安全対策の充実 (2) 防災対策の推進 (3) 防犯対策の推進 (4) 感染症対策の推進 (5) 消費トラブルの防止</p>	<p>III 分野別施策の基本的方向</p> <p>1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進</p> <p>2 安全・安心な生活環境の整備 (1) 住宅の確保 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進</p> <p>3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実等 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のアクセシビリティの向上</p> <p>4 防災、防犯等の推進 (1) 防災対策の推進 (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 (3) 防犯対策の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p> <p>5 行政等における配慮の充実 (1) 司法手続等における配慮等 (2) 選挙等における配慮等 (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4) 国家資格に関する配慮等</p>
<p>II 質の高い保健・医療体制の確立</p> <p>1 保健・医療施策の充実 (1) 障害の原因となる疾病の予防・早期発見 (2) 保健・医療体制の充実 (3) リハビリテーション提供体制の充実 (4) 精神保健・医療施策の推進 (5) 保健・医療を支える人材の確保</p>	<p>6 保健・医療の推進 (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (5) 難病に関する保健・医療施策の推進 (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療</p>
<p>III 個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実</p> <p>1 相談支援体制の整備 (1) 自己決定の尊重及び意思決定の支援 (2) 地域における相談支援体制の充実 (3) 専門的な相談支援体制の充実</p> <p>2 地域生活を支援する障害福祉サービスの充実 (1) 在宅サービス等の充実 (2) 障害特性等への対応</p> <p>3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用 (1) 施設整備の基本的な考え方 (2) 施設機能の充実と地域生活支援への活用</p> <p>4 質の高い障害福祉サービスの提供 (1) 障害福祉サービスの質の向上 (2) 福祉を支える人材の育成・確保</p>	<p>7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障害のある子どもに対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保</p> <p>8 教育の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における障害学生支援の推進 (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実</p>
<p>IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実</p> <p>1 障害のある子どもの教育・育成の充実 (1) 地域療育体制の整備 (2) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 (3) 一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進</p> <p>2 雇用・就労の促進 (1) 障害者雇用の促進、就労支援 (2) 福祉的就労の充実</p> <p>3 社会参加活動の推進 (1) スポーツ活動の振興 (2) 文化芸術活動等の振興 (3) 社会参加促進事業等の推進</p>	<p>9 雇用・就業、経済的自立の支援 (1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 一般就労が困難な障害者に対する支援</p> <p>10 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進</p> <p>11 国際社会での協力・連携の推進 (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等 (2) 国際的枠組みとの連携の推進 (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4) 障害者の国際交流等の推進</p>

No. 11

(参考資料)

1 策定経緯

2 富山県障害者施策推進協議会条例

3 富山県障害者施策推進協議会委員名簿

4 関係条例

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例

富山県手話言語条例

5 用語集

1 策定経緯

2022（令和5）年 8月8日	●第1回障害者施策推進協議会 富山県障害者計画の策定について
8月29日	第1回手話施策推進協議会
10月23日	●第2回障害者施策推進協議会 富山県障害者計画の素案について
10月25日	市町村・障害者関係団体への素案意見照会
12月1日	第2回手話施策推進協議会
12月25日	●第3回障害者施策推進協議会 富山県障害者計画の指標及び数値目標について
2023（令和6）年 1月25日～2月22日	パブリックコメントの実施
2月27日	第3回手話施策推進協議会
3月26日	●第4回障害者施策推進協議会 富山県障害者計画案について

2 富山県障害者施策推進協議会条例 (昭和 47 年 10 月 16 日富山県条例第 47 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 1 項に規定する機関の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 6 条例 4・平 12 条例 44・平 16 条例 51・平 23 条例 42・平 24 条例 1・一部改正)

(名称)

第 2 条 障害者基本法第 36 条第 1 項に規定する機関の名称は、富山県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(平 24 条例 1・追加)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 市町村の長
- (2) 県及び関係行政機関の職員
- (3) 学識経験のある者
- (4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、前項第 1 号及び第 2 号の委員にあつてはそれぞれその職にある期間とし、同項第 3 号及び第 4 号の委員にあつては 2 年とする。ただし、同項第 3 号及び第 4 号の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(平 6 条例 4・平 17 条例 112・一部改正、平 24 条例 1・旧第 2 条繰下)

(会長)

第 4 条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平 24 条例 1・旧第 3 条繰下)

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 24 条例 1・旧第 4 条繰下)

(幹事)

第 6 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(平 24 条例 1・旧第 5 条繰下)

(細則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

(平 17 条例 112・一部改正、平 24 条例 1・旧第 6 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年条例第 4 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 6 年規則第 30 号で平成 6 年 6 月 1 日から施行)

附 則 (平成 12 年条例第 44 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 16 年条例第 51 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 80 号) 第 2 条の規定の施行の日から施行する。

(施行の日=平成 17 年 4 月 18 日)

附 則 (平成 17 年条例第 112 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 1 号)

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 90 号) 第 2 条の規定の施行の日から施行する。(施行の日=平成 24 年 5 月 21 日)

3 富山県障害者施策推進協議会委員名簿

任期 2022.6.1～2024.5.31

区 分	役 職 名	氏 名
1号委員 市町村長	富山県市長会会長	夏野 修
	富山県町村会副会長	笹原 靖直
2号委員 県及び関係行政 機関職員	高志支援学校校長	魚津 直美
3号委員 学識経験者	(福) 富山県社会福祉協議会専務理事	柴 雅棋
	富山障害者就業・生活支援センター所長	尾野 潤治
	富山県民生委員児童委員協議会副会長	中川 由紀子
	富山県精神科医会会長	宮津 健次
	富山県ホームヘルパー協議会副会長	田中 景子
	(公社) 富山県看護協会会長	稲村 睦子
	富山福祉短期大学教授	鷹西 恒
4号委員 障害者及び障害 者の福祉に関す る事業従事者	(一社) 富山県手をつなぐ育成会常務理事	平野 幹夫
	(福) 富山県聴覚障害者協会理事	中西 佳子
	(一社) 富山県身体障害者福祉協会常務理事	西野 満男
	(NPO) 富山県精神保健福祉家族連合会理事長	中村 喜久男
	独立行政法人国立病院機構富山病院院長	金兼 千春
	富山県知的障害者福祉協会会長	荒見 信一
	(福) 富山県視覚障害者協会副会長	堀 恵一
	富山県重症心身障害児(者)を守る会副会長	石川 靖雄
	とやま発達障がい親の会会長	八幡 祐子
	全国パーキンソン病友の会富山県支部事務局長	釣 朱實

※オブザーバー 富山市障害福祉課長 西田 清和

4 関係条例

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 障害を理由とする差別の禁止(第8条)

第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策

第1節 相談体制(第9条—第13条)

第2節 富山県障害のある人の相談に関する調整委員会(第14条)

第3節 対象事案の解決のための手続(第15条—第21条)

第4節 普及啓発等(第22条・第23条)

第5節 協議会の設置(第24条)

第4章 雑則(第25条)

附則

すべての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人であり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現が望まれる。

これまで本県においては、誰もが幸せを感じる富山型共生社会の創造を目指して、障害のある人の福祉向上のため様々な取組が行われ、障害及び障害のある人に対する県民の理解は徐々に深まってきている。

しかしながら、障害のある人の地域移行や社会進出が進む中、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする差別や様々な社会的な障壁によって、暮らしにくさを感じている実態があり、障害のある人もない人も、互いに納得のできる社会的な配慮が一層求められている。

また、本県においては、障害のある人は増加傾向にあり、高齢化や障害の重度化、多様化が進んでいる。少子高齢化が進み、地域の担い手が減少していく中において、今後、本県が持続可能な社会を構築していくためには、障害のある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共生する地域づくりを早急に進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、私たちは、障害のある人が必要とする福祉、医療、雇用、教育等を充実させるとともに、障害及び障害のある人の現状と課題について理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることのない社会づくりに、県民を挙げて取り組まなければならない。

ここに、障害を理由とするいかなる差別もなくし、すべての障害のある人の人権が尊重され、県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)と相まって、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この条例において「障害を理由とする差別」とは、障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことをいう。

(基本理念)

第3条 第1条に規定する社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

(1) すべての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

(2) すべての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(3) すべての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(4) すべての障害のある人は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(5) 障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じて

いること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害のある人だけでなくすべての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に掲げる基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

第8条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。

2 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が当該障害のある人の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害のある人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 知事は、前2項の規定の徹底を図るため、福祉サービス、医療、商品販売及びサービス、労働及び雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報の提供、意思表示の受領その他の障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を定めるものとする。

第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策

第1節 相談体制

(特定相談)

第9条 何人も、県に対し、障害を理由とする差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(地域相談員)

第10条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 民生委員法(昭和23年法律第198号)による民生委員及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第16条第2項の規定により充てられたものとされた児童委員
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
- (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、障害のある人の福祉の増進に関し熱意と識見を持っている者であつて知事が適当と認めるもの

2 知事は、前項第4号に掲げる者に委託をしようとするときは、あらかじめ、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会(第14条に規定する富山県障害のある人の相談に関する調整委員会をいう。次条第2項において同じ。)の意見を聴かななければならない。

3 第1項の規定により委託を受けた者(以下「地域相談員」という。)は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(平31条例14・一部改正)

(広域専門相談員)

第11条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。

- (1) 地域相談員に対する指導及び助言
- (2) 特定相談のあった事例の調査研究
- (3) 第9条第2項各号に掲げる業務

(4) 第16条第3項の規定による調査

- 2 知事は、前項の規定による委嘱をしようとするときは、あらかじめ、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 4 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(指導及び助言)

第12条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

- 2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。
- (連携及び協力)

第13条 専門的知識をもって障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者及び機関は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第2節 富山県障害のある人の相談に関する調整委員会

第14条 障害を理由とする差別を解消するための施策に関する重要事項について調査審議するため、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

- 2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 調整委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 4 委員は、障害のある人及び福祉、医療、雇用、教育その他の障害のある人の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 対象事案の解決のための手続

(助言又はあっせんの申立て)

第15条 障害のある人は、自己に対する障害を理由とする差別に該当する事案(以下「対象事案」という。)の解決を図るため、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。

- 2 対象事案に係る障害のある人の家族その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが障害のある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 3 前2項の申立ては、第9条第2項に規定する特定相談への対応を経た後でなければ、することができない。
- 4 第1項及び第2項の申立ては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく審査請求又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(平28条例2・一部改正)

(事実の調査)

第16条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

- 2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。
- 4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。
- 5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に係る者(当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。
- 6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、当該調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言又はあっせん)

第17条 知事は、第15条第1項又は第2項の申立てがあったときは、調整委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

- 2 調整委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行うものとする。

- (1) 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。
 - (2) 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないとき。
- 3 調整委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。

4 調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第18条 調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

- (1) 正当な理由なく、第16条第1項又は第3項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した対象事案関係者
- (2) 第16条第1項又は第3項の規定による調査に対して虚偽の資料の提出又は説明を行った対象事案関係者その他の関係者
- (3) 障害を理由とする差別をしたと認められる対象事案関係者が、正当な理由なく、当該あっせん案を受諾しないときにおける当該対象事案関係者

2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。

(公表)

第19条 知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見の聴取)

第20条 知事は、第18条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表することができる。

(助言又はあっせんの手続の終了)

第21条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。

- (1) すべての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。
 - (2) その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。
- 2 調整委員会は、助言又はあっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。

第4節 普及啓発等

(普及啓発)

第22条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消することの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(障害及び障害のある人に関する教育の推進)

第23条 県は、学校において、児童及び生徒が障害及び障害のある人に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

第5節 協議会の設置

第24条 県は、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、県、県民、事業者、市町村、学識経験を有する者等で構成される協議会を組織し、当該協議会が円滑に運営されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第4章 雑則

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第14条、第24条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の施行のために必要な準備)

2 第10条第1項の規定による地域相談員への業務の委託の手続その他の行為及び第11条第1項の規定による広域専門相談員の委嘱の手続その他の行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成28年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第14号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

富山県手話言語条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 手話の普及等（第7条—第16条）

第3章 富山県手話施策推進協議会（第17条）

附則

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、ろう者がその意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語である。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。

大正時代以降、音声言語である日本語の使用がより重視されるようになり、発音発語と読話の訓練を中心とする口話法がろう教育に導入される一方、ろう学校における手話の使用は制約されることとなった。しかしながら、ろう者は、言語である手話に誇りを持ち、その理解と普及の促進に取り組んできた。

このような中、平成18年の国際連合総会において、障害者団体の参加の下に、障害者の権利に関する条約が採択され、手話は音声言語と同じく言語であることが国際的に認知されることとなった。我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが規定され、さらに、平成26年には障害者の権利に関する条約が批准された。

また、本県では、平成26年に、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会づくりを進めるため、障害者団体等の意見を踏まえた、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例を制定し、障害に対する知識や理解を深め、障害を理由とする差別の解消に取り組んできている。今後、法令やこの条例と相まって、手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を図ることが必要である。

ここに、ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を言語として使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(2) 手話の普及等 手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

（基本理念）

第3条 手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的所産であることについての県民の認識の下に、行われなければならない。

2 手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める手話の普及等に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及等に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、関係機関及び関係団体（以下「市町村等」という。）と連携し、及び協力して、手話の普及等の促進に努めるものとする。

3 県は、市町村が手話の普及等に関する施策を実施する場合は、当該市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、ろう者及び手話通訳者等（手話通訳者及び手話の普及等に関係する者をいう。以下同じ。）の協力を得るよう努めるものとする。

5 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮をするものとする。

（県民等の役割）

第5条 県民は、基本理念について理解を深めるよう努めるものとする。

2 ろう者及びろう者の団体（以下「ろう者等」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及等の促進に努めるものとする。

3 手話通訳者は、基本理念にのっとり、その職務に係る倫理と知識を保持し、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話通訳に関する技術の向上及び手話の普及等の促進に努めるものとする。

4 手話の普及等に関係する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力

するとともに、手話の普及等の促進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮をするよう努めるものとする。

第2章 手話の普及等

(施策の策定、推進等)

第7条 知事は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項の規定により手話の普及等に関する施策を策定しようとするときは、あらかじめ、第17条の富山県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第1項に規定する施策の変更について準用する。

4 知事は、第1項に規定する施策の実施状況を公表するものとする。

(相談及び意思疎通の支援体制の整備)

第8条 県は、市町村等と連携して、手話通訳者を派遣し、ろう者、その家族その他の関係者からの相談に応じ、及びろう者等への情報提供を行う拠点施設に対する支援を行うとともに、手話通訳者による意思疎通の支援を受けられる体制の整備を図るものとする。

2 県は、聴覚障害者である乳児又は幼児及びその保護者に対して、手話に関する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備を図るものとする。

(手話による情報発信等)

第9条 県は、ろう者等が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、手話による情報発信を行うものとする。

2 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町村等との連携その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(観光旅行者等への対応)

第10条 県は、ろう者である観光旅行者その他の滞在者が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めるものとする。

(手話通訳者の確保、養成等)

第11条 県は、市町村等と連携し、手話通訳者及びその指導者の確保及び養成並びに手話通訳に関する技術の向上を図るものとする。

(事業者への支援)

第12条 県は、第6条の規定により手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第13条 県は、市町村等、ろう者等及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等を図るものとする。

2 県は、基本理念について理解を深め、手話に関する技術の向上のための取組を推進するため、その職員が手話に関し学習する機会の確保に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第14条 県は、聴覚障害者である幼児、児童又は生徒(以下この条において「ろう児」という。)が通学する学校において、当該ろう児が手話を学習し、手話により教育が受けられるよう、当該学校の教職員の手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供、手話を使用した教育に関する相談その他必要な支援に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、市町村等、ろう者等及び手話通訳者等と協力して、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者等及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 富山県手話施策推進協議会

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、富山県手話施策推進協議会を置く。

(1) 第7条第2項の規定により知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関し必要な事項について知事に意見を述べること。

2 富山県手話施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

5 用語集（ページは初出を表しています。）

あ行

○ICT（情報通信技術）（P ）【障害福祉課（地域生活）】

「Information and Communication Technology」の略称。IT（Information Technology）よりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調した言葉で、ネットワーク通信を利用した情報・知識の共有を重要視しています。

【新】○アクセシブルな書籍（P ）【生涯学習・文化財室】

読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍で、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等があります。

【新】○アクセシブルな電子書籍等（P ）【生涯学習・文化財室】

読書バリアフリー法第2条第3項の「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」のこと。電子端末機器等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識できるもので、例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書等、オーディオブック、テキストデータ等があります。

○アール・ブリュット（P ）【障害福祉課（地域生活）】

「生（き）の芸術」という意味のフランス語で、正規の美術教育を受けていない人が、内面から湧き上がる衝動を既存の芸術に影響を受けていない絵画や造形という手法で表現したものをいいます。

○医療的ケア（P ）【障害福祉課（地域生活）】

人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引や経管栄養など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為をいいます。

○インクルーシブ教育システム（P ）【県立学校課】

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであり、障害のある人が「教育制度一般」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

○うつ病（P ）【健康課（精神保健）】

気分がひどく落ち込んだり何事にも興味が持てなくなったりして強い苦痛を感じ、日常の生活に支障が現れるまでになった状態を示します。

基本的な症状として、強い抑うつ気分、興味や喜びの喪失、食欲の障害、睡眠の障害、精神運動の障害、疲れやすさ、気力の減退、強い罪責感、思考力や集中力の低下などがあります。

○エスコートゾーン（P ）【道路課】

道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のことをいいます。

か行

○介護福祉士（P ）【厚生企画課】

「社会福祉士及び介護福祉士法」に位置付けられた介護業務に携わる人の国家資格。具体的には、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人に対し、その状況に応じた介護を行うことや、介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする人をいいます。

○**基幹相談支援センター**（P ）【**障害福祉課（自立）**】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて「地域移行・地域定着の取組」、「地域の相談支援体制の強化の取組」に係る業務を行うことを目的とする施設です。

○**共生型サービス**（P ）【**障害福祉課（自立）**】

介護保険又は障害福祉サービスのいずれかの指定を受けた事業所が、他方の制度の指定を受けやすくするもの。障害のある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするとともに、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、2018（平成30）年度に創設されました。

○**強度行動障害**（P ）【**障害福祉課（地域生活）**】

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起きるため、特別に配慮された支援が必要となっている状態をいいます。

○**緊急通報手段（110番アプリ、ファックス110番、メール110番）**（P ）【**県警本部（通信指令課）**】

聴覚障害者等が、ファクシミリ及び携帯電話のアプリやメール機能を利用して警察への緊急通報を送信するシステムをいいます。

○**くらしの安心ネットとやま**（P ）【**県民生活課**】

福祉関係団体、消費者団体等、協力機関（弁護士会等）、行政機関等がネットワークを形成し、最新の消費者被害情報の共有や連携を通じて消費者問題に適切かつ迅速に対応し、被害の未然防止、早期救済を図ることで安全・安心な消費生活の実現を目指す仕組みをいいます。

○**グループホーム**（P ）【**障害福祉課（自立）**】

障害のある人が相談や日常生活上の援助等を受けながら共同生活を行う住居をいいます。

○**ケアネット活動**（P ）【**厚生企画課**】

一人暮らしの高齢者や障害のある人などの地域の要支援者一人ひとりに、地域住民自らがチームを結成し、見守りや声かけ、買物代行等の個別支援を行う活動をいいます。

○**ケアマネジャー（介護支援専門員）**（P ）【**高齢福祉課**】

要介護者等の相談に応じ、心身の状況等に応じ適切なサービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者であって、介護支援専門員証の交付を受けた者をいいます。

○**警察版コミュニケーション支援ボード**（P ）【**県警本部（地域企画課）**】

話し言葉によるコミュニケーションが困難な人に対し、文字やイラストなどを指で示すことで、意思の疎通を支援するためのボードをいいます。

○**高次脳機能障害**（P ）【**障害福祉課（管理）**】

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害をいいます。これに起因して日常生活又は社会生活への適応が困難となる場合があります。

○**合理的配慮**（P ）【**障害福祉課（管理）**】

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったときに、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことをいいます。

○**コミュニティー・ソーシャルワーカー**（P ）【**厚生企画課**】

地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く

環境を重視した援助を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度との関係を調整する、社会福祉に関する知識を有した専門職です。

さ行

【新】○サピエ図書館（P ）【生涯学習・文化財室】

正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」といい、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある人に対して、点字データ、デージーデータ等を提供するネットワークのことで。

【新】○視覚障害者等用データ送信サービス（P ）【生涯学習・文化財室】

国立国会図書館が各機関から収集した視覚障害者等用データと、国立国会図書館が製作した視覚障害者等用データをインターネット経由で送信するサービスのことをいいます。

○視覚障害者用誘導ブロック（P ）【障害福祉課（地域生活）】

視覚障害のある人に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいいます。「点字ブロック」ともいいます。

【新】○事業継続計画（P ）【障害福祉課（自立）】

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画をいいます。

【新】○重層的支援体制整備事業（P ）【厚生企画課】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業をいいます。

○児童発達支援センター（P ）【障害福祉課（地域生活）】

障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う施設をいいます。

○社会に学ぶ「14歳の挑戦」（P ）【小中学校課】

中学2年生が、5日間学校外で職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に参加することにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を身に付ける本県独自の取組をいいます。

○社会福祉士（P ）【厚生企画課】

「社会福祉士及び介護福祉士法」に位置付けられた介護業務に携わる人の国家資格。具体的には、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする人をいいます。

【新】○社会モデル【障害福祉課（管理）】

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方

○周産期母子医療センター（P ）

【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）・医務課（医師・看護職員確保対策班）】

出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度で専門的な医療を提供する医療機関であり、二次医療圏ごとに1つ以上、計6つの医療機関が指定されています。

○重症心身障害（P ）【障害福祉課（地域生活）】

他の障害とあわせて児者を削除重度の肢体不自由及び重度の知的障害が重複している状態をいいます。

○住宅性能表示制度（P ）【建築住宅課】

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣が指定する第三者機関が住宅の性能（構造の安全、火災時の安全、劣化の軽減、温熱環境など）を評価し、項目ごとに等級で表示する制度をいいます。

○就労継続支援事業所（P ）【障害福祉課（自立）】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対し就労の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する事業所をいいます。

○手話通訳者（P ）【障害福祉課（地域生活）】

手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び技術基本を習得している者をいいます。また、手話通訳の技能を持つ人の総称として、手話通訳士、手話奉仕員を含む意味で使用される場合もあります。

○障害児通所支援（P ）【障害福祉課（地域生活）】

児童福祉法に規定されている「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」及び「保育所等訪問支援」の総称です。

○障害児等療育支援事業（P ）【障害福祉課（地域生活）】

在宅障害児者のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障害児者施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障害児者及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業をいいます。

○障害者雇用納付金制度（P ）【労働政策課】

障害者雇用率未達成の民間企業（常用雇用労働者数100人超）から納付金を徴収するとともに、一定水準を超えて障害のある人を雇用している民間企業に対して、障害者雇用調整金、報奨金を支給するものです。

○障害者雇用率（P ）【労働政策課】

障害者の雇用の促進等に関する法律によって定められた身体・知的・精神障害者の雇用割合をいいます。

○障害者週間（P ）【障害福祉課（管理）】

障害者基本法において、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から9日までの1週間を障害者週間と定め、国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされています。

○障害者就業・生活支援センター（P ）【労働政策課、障害福祉課（自立）】

就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を一体的に実施しています。

○障害者職業センター（P ）【労働政策課】

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」が運営する施設で、ハローワーク等の関係機関と緊密な連携を図り、障害のある人及び事業主に対する専門的な相談・援助、障害のある人の職業支援に携わる地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助を行っています。

○障害者スポーツ審判員（P ）【スポーツ振興課】

一般競技とルールが異なる障害者スポーツについての審判を行う者をいいます。

○障害者110番（P ）【障害福祉課（地域生活）】

一般社団法人富山県手をつなぐ育成会に常設相談窓口を設置し、障害のある人の権利擁護に関する相談等を受け付ける事業で、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関への依頼を行っています。

[TEL 076-441-7214、FAX 076-441-7255]

○障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（P ）【障害福祉課（管理）】

障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）と相まって、全ての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする条例です。2016（平成28）年4月1日から施行しています。

○障害福祉サービス等情報公表制度（P ）【障害福祉課（自立）】

事業者が障害福祉サービスの内容等を都道府県等へ報告し、都道府県知事等が報告された内容を公表することで利用者が良質なサービスをできるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る制度のことをいいます。

○障害保健福祉圏域（P ）【障害福祉課】

障害者施策について、地域的に均衡のとれた施設配置や効果的な施設展開を実現するため、4つの障害保健福祉圏域（富山、高岡、新川、砺波）を設定しています。

○触手話（P ）【障害福祉課（地域生活）】

盲ろう者とのコミュニケーション方法の一つで、送り手のする手話に受け手が触れて、内容を読み取る方法をいいます。

○ジョブコーチ（職場適応援助者）（P ）【労働政策課】

障害のある人が職場の環境、職務、人間関係等に慣れていけるよう、また、企業が障害のある人本人の特性や配慮事項を理解した上で雇用管理や技術指導を行えるよう、職場訪問を通じて、障害のある人と企業への助言・提案を一体的に行います。

○心身障害者扶養共済制度（P ）【障害福祉課（管理）】

心身障害者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、当該保護者が死亡し、又は重度障害となったとき、当該心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度をいいます。

○身体障害者相談員（P ）【障害福祉課（管理）】

身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う者をいいます。社会的信望があり、かつ、身体障害者の更生援護に熱意と識見を持っている者に市町村が委託します。

○身体障害者手帳（P ）【障害福祉課（地域生活）】

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する手帳です。手帳の交付を受けるには、知事が指定する専門医（指定医）の診断書と写真を添えて居住地の市福祉事務所、町村障害福祉担当課に申請することが必要です。

○身体障害者補助犬（P ）【障害福祉課（地域生活）】

身体障害者補助犬法に規定している「盲導犬」、「介助犬」及び「聴導犬」の総称です。公共施設、公共交通機関、不特定多数が利用する施設、障害のある人を雇用する事業所では、身体障害者による身体障害者補助犬の同伴を拒んではならないとされています。

○生活介護事業所（P ）【障害福祉課（自立）】

障害福祉サービス事業所の一つで、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う事業所をいいます。

○生活福祉資金貸付（P ）【厚生企画課】

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、自立した生活が送れるように必要な資金の貸付けを行う制度です。資金の種類には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金があります。富山県社会福祉協議会が実施しています。

○精神科救急情報センター（P ）【健康課（精神保健）】

緊急の精神科医療相談を希望される方を対象に、24時間いつでも相談を受け付け、必要に応じて医療機関を案内しています。[TEL 076-433-3996]

○精神障害者保健福祉手帳（P ）【健康課（精神保健）】

精神保健福祉法に基づき交付され、手帳の交付を受けた者に対して、各種の支援策を講じることにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。手帳の交付を受けるには、申請書に医師の診断書又は障害年金の年金証書の写し、本人の写真を添えて居住地の市町村役場に申請することが必要です。

○成年後見制度（P ）【厚生企画課】

認知症高齢者等判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、財産管理や身上監護（医療契約、住居に関する契約、介護契約）を代理権等が付与された成年後見人等が行う制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が不十分な状態になったときに備えてあらかじめ本人が後見人を選ぶ「任意後見」があります。

○性暴力被害ワンストップ支援センターとやま（P ）【県民生活課】

性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口です。性別、年齢問わず24時間365日ご相談いただけます。相談・カウンセリング等の心理的支援、医療支援、関係機関への同行支援など総合的な支援を可能な限り1箇所提供します。

[TEL #8891・0120-8891-77（通話料無料）076-471-7879（通話料有料）]

○赤外線補聴システム（P ）【障害福祉課（地域生活）】

赤外線を用いて難聴者等のコミュニケーションを支援するシステムです。マイク等からの入力音声FM変調し、赤外線に変換して放射された情報を専用の赤外線レシーバーで受信することにより、明瞭な音声を聞くことができます。

○総合的な学習（探求）の時間（P ）【保健体育課】

変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標にしている学習（探求）の時間をいいます。

た 行

○短期入所（ショートステイ）（P ）【障害福祉課（自立）】

障害福祉サービスの一種で、居宅において障害児者の介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等へ障害児者を短期間入所させて、入浴、排せつ又は食事の介護等の支援を行うものです。

○地域活動支援センター（P ）【障害福祉課（地域生活）】

障害のある人に創作的活動、生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。市町村が実施する地域生活支援事業のひとつです。

○**地域共生型福祉拠点**（P ）【厚生企画課】

高齢者や障害児者等が住み慣れた地域で快適に暮らし続けられるよう、年齢や障害の有無にかかわらずサービスを提供する富山型デイサービス（共生型サービス）を行う事業所などをいいます。

○**地域貢献型事業（コミュニティビジネス）**（P ）【地域産業支援課】

地域住民が主体となって、地域が抱える福祉、教育等の課題をビジネスの手法を用いて解決する取り組み。また、地域にある労働力、原材料、ノウハウ、技術といった資源を活用することにより、その地域の再生にも資するものをいいます。

○**地域自立支援協議会**（P ）【障害福祉課（自立）】

市町村又は障害保健福祉圏域単位において構成され、関係機関等が障害のある人の支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織をいいます。

○**地域精神保健福祉推進協議会**（P ）【健康課（精神保健）】

各厚生センターに設置されており、地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発や精神障害者の自立と社会参加に対する理解を深め、その協力・支援のための基盤づくりを進める組織をいいます。

○**地域包括ケアシステム**（P ）【高齢福祉課】

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のこと。県民・事業者が担い手として参加し、地域で支える活動が重要になります。

○**知的障害者相談員**（P ）【障害福祉課（管理）】

知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行う者をいいます。社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援助に熱意と識見を持っている者に市町村が委託します。

○**通級による指導**（P ）【県立学校課】

小・中学校等において、通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を特別な指導の場で行うもの。言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としています。高等学校は2018（平成30）年度より制度化されました。

○**低床車両、低床バス**（P ）【交通戦略企画課】

床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバスをいいます。

○**点字図書**（P ）【障害福祉課（地域生活）】

視覚障害のある人のために点字などで記述された図書をいいます。

○**点訳奉仕員**（P ）【障害福祉課（地域生活）】

点字図書の増冊、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動等に協力する者をいいます。

○**統合失調症**（P ）【健康課（精神保健）】

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受ける（生活の障害）という特徴を併せもっています。

○**同行援護**（P ）【障害福祉課（地域生活）】

障害福祉サービスの一種で、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を

行うものです。

【新】○特定書籍及び特定電子書籍等（P ）【生涯学習・文化財室】

著作権法第37条の規定により、視覚障害者等のために書籍の複製等を著作権者の許諾を得ずに製作されるアクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等のことをいいます。

○特別支援学級（P ）【県立学校課】

小・中学校等において、障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行うもの。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害を対象としています。

○特別支援学校（P ）【県立学校課】

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としています。

○特例子会社制度（P ）【労働政策課】

事業主が障害のある人の雇用に特別に配慮した子会社を設立した場合、一定の要件の下に子会社の労働者を実雇用率の算定において、親事業主の雇用されているものとして取り扱う制度です。

○富山型デイサービス（P ）【厚生企画課】

年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害のある人、子どもなど誰もが住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の中で、きめ細かなケアが受けられる小規模なデイサービスをいいます。

【新】○富山県医療的ケア児等支援センター【障害福祉課（地域生活）】

在宅の医療的ケア児等とその家族が身近な地域で安心して暮らせるよう、本人や家族等からの相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援を行うとともに、関係機関等への情報の提供や研修等を行います。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に設置しています。

○富山県依存症相談支援センター（P ）【健康課（精神保健）】

2018（平成30）年5月に富山県心の健康センター内に設置。アルコール等の依存症について本人及び家族等からの相談や関係機関との一層の連携促進に関する事業を実施しています。

[TEL 076-461-3957]

【新】○とやま介護テクノロジー普及・推進センター（P ）【厚生企画課】

介護現場への介護ロボット等の普及促進を図るため、介護ロボットやICT等に関する相談対応や展示体験、情報発信、展示関連研修等を一元的に実施する機関です。（県社会福祉協議会に設置）

○富山県福祉人材センター（P ）【厚生企画課】

社会福祉法に基づく都道府県福祉人材センターとして、1991（平成3）年7月に富山県社会福祉協議会に設置。福祉人材無料職業相談をはじめ、福祉現場説明会や講習会の開催等、福祉人材の確保や定着に関する様々な事業を実施しています。

○富山県高次脳機能障害支援センター（P ）【障害福祉課（管理）】

高次脳機能障害者又はその家族を支援するため、相談支援や高次脳機能障害に係る普及啓発及び研修を行います。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に設置しています。

○富山県工賃向上支援計画（P ）【障害福祉課（自立）】

障害者就労支援事業所が工賃向上に向けた取り組みを推進することにより、障害のある人が地域で自立した生活を送れるように支援するために、県の工賃向上に資する具体的な方策等を定めた計画をいいます。

○富山県歯科保健医療総合センター（P ）【医務課】

地域歯科医療機関では対応が困難な障害のある方々に対する歯科診療、障害児（者）施設や支援学

校への訪問による健康教育やブラッシング指導、休日等の救急歯科診療を実施しています。

○富山県手話言語条例（P ）【障害福祉課（地域生活）】

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする条例です。2018（平成30）年4月1日から施行しています。

○富山県手話施策推進協議会（P ）【障害福祉課（地域生活）】

県における手話の普及等に関する施策や、富山県手話言語条例の施行に関し必要な事項について知事に意見を述べることを目的として、同条例により設置された組織です。

○富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会（P ）【障害福祉課（管理）】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者の虐待防止、障害者虐待を受けた障害者の保護、自立の支援や養護者に対する適切な支援などを行うため設置されている組織です。

○富山県障害者芸術活動支援センター（P ）【障害福祉課（地域生活）】

障害者の芸術活動のさらなる振興を図るため、2018（平成30）年7月に開所されました。アール・ブリュット等に関する展覧会のほか、人材育成のための研修や事業所等に対する相談支援等を実施しています。事務局は特定非営利活動法人障害者アート支援工房ココペリ内に設置しています。

○富山県障害者権利擁護センター（P ）【障害福祉課（管理）】

障害者虐待の通報・相談の窓口として県に設置しています。TEL 076-444-3959（平日8時30分～17時00分）080-8695-3726（平日17時00分～翌朝8時30分、土日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日））各市町村にも障害者虐待の通報・相談窓口として「障害者虐待防止センター」が設置されています。

○富山県障害者施策推進協議会（P ）【障害福祉課（管理）】

障害者計画の策定・変更之际して意見を述べ、また、県における障害者施策の総合的かつ計画的な推進及び行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、条例により設置されている組織です。学識経験者、障害のある人及び障害者福祉関係事業従事者等の委員20名で構成されています。

○富山県地域生活定着支援センター（P ）【厚生企画課】

高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年院等）退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める施設。本県では、2011（平成23）年10月に済生会富山病院内に設置しています。

○富山県難病相談・支援センター（P ）【健康課（疾病・難病）】

難病の患者の療養生活に関する各般の問題について難病の患者及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行い、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的とする施設です。

○富山県発達障害者支援センター（P ）【障害福祉課（地域生活）】

発達障害を有する児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた切れ目のない支援等を行います。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に設置しています。

○富山県ひきこもり地域支援センター（P ）【健康課（精神保健）】

ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として、ひきこもりの状態にある本人や家族の相談に応じるとともに、ひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築やひきこもり対策に必要な情報を広く提供するひきこもり支援の拠点。富山県心の健康センターに設置しています。[〒939-8222 富山市蜷川459-1 Tel.076-428-0616]

○富山県福祉人材確保対策会議（P ）【厚生企画課】

福祉・介護ニーズの増大や多様化・高速化に対応し、将来にわたって福祉・介護ニーズに適確に対応できる人材を安定的に確保することを目的として、2008（平成20）年に設置。関係機関・団体が連携して、情報を共有しながら、有効な方策を検討しています。

○富山県民福祉条例（P ）【厚生企画課】

少子・高齢社会への対応や高齢者、障害のある人等の自立と社会参加を積極的に進めていくため1996（平成8）年に制定。この条例に定める基本理念に基づき、様々な福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

○富山県民福祉推進会議（P ）【厚生企画課】

高齢者、障害のある人を含むすべての県民が互いに支えあい、幸せに生きる福祉社会の実現を目指して1997（平成9）年に設置。県民総参加による福祉活動の推進のため、県内各界各層の代表から構成されています。

○とやまパープルリボンキャンペーン（P ）【こども未来課】

国における「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年 11/12～11/25）と呼応し、同期間に県で実施するDV防止啓発事業のことをいいます。男女が互いの人権を尊重しあい、暴力を許さないという意識を徹底し、多くの県民にDVに関する情報が届くようDV防止啓発パネルの展示やパープル・ライトアップなどを実施しています。

な行

○難病（P ）【健康課（疾病・難病）】

発症の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものです。

○二次障害（P ）【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）】

本来抱えている様々な障害特性を一時障害と捉えると、環境やかかわりに起因する適応困難な状態は二次障害と捉えられます。二次障害を起こさせないような予防的対応を常に意識しておくことが重要です。

○日常生活自立支援事業（P ）【厚生企画課】

判断能力が不十分な高齢者や障害のある人等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活を送ることができるよう、市町村社会福祉協議会が本人との契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業です。

○日常生活用具の給付制度（P ）【障害福祉課（地域）】

日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（政令に定める疾病に限る。）に対し、特殊寝台、点字機、ストーマ装具等、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により福祉の増進に資することを目的とした事業です。

○日中一時支援（P ）【障害福祉課（自立）】

障害児者の日中における活動の場を確保し、障害児者の家族の就労支援及び障害児者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

○認知症疾患医療センター（P ）【高齢福祉課】

認知症の速やかな鑑別診断や行動・心理状態(BPSD)と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担う専門医療機関をいいます。

・にいかわ認知症疾患医療センター	住所：魚津市大光寺287	TEL：0765-22-3399
・谷野呉山病院認知症疾患医療センター	住所：富山市北代5200	TEL：076-436-2324
・高岡市民病院認知症疾患医療センター	住所：高岡市宝町4-1	TEL：0766-23-0204
・北陸病院認知症疾患医療センター	住所：南砺市信末5963	TEL：0763-62-1950

○農福連携（P ）【障害福祉課（自立）】

障害のある人の工賃向上や働く場の確保、農業の担い手不足の解消などを図るため、農業者と福祉団体が連携して、障害者等の農業分野での就労を支援する取組をいいます。

は行

○パーキングパーミット制度（P ）【厚生企画課】

駐車場の施設管理者の協力の下、行政が障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲を決めるとともに、申請のあった方に対し、利用証を交付することで、障害者等用駐車区画の適正利用を促進する制度です。

○発達障害（P ）【障害福祉課（地域生活）】

発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

○発達障害者支援地域協議会（P ）【障害福祉課（地域生活）】

発達障害に係る関係者等が、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織です。2016（平成28）年の発達障害者支援法の改正により、都道府県及び政令指定都市での設置が規定されました。

○パラスポーツ指導員（P ）【スポーツ振興課】

パラスポーツの普及・啓発を推進する者をいい、（公財）日本パラスポーツ協会の公認資格として初級・中級・上級の3種類の資格区分があります。

○バリアフリー（P ）【障害福祉課】※関係課多数のため

障害のある人、高齢者、妊婦や子ども連れの人々が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁（バリア）を取り除くとともに、新しいバリアを作らない考え方をいいます。

【新】○バリアフリー対応型信号機（P ）【県警本部（交通規制課）】

視覚障害者用付加装置（ピヨピヨカッコー）、歩行者等支援装置（PICS）、高齢者等用押ボタン装置、歩行者感応装置、経過時間表示付き歩行者用灯器、高度化PICSなどの交通信号機をいいます。

○ピアサポーター、ピア・フレンズ、ピアカウンセリング（P ）

【健康課（精神保健）・障害福祉課（地域生活）】

当事者やその家族が、ピア（仲間）として、同じ問題を抱える人の悩みや不安などを共有し、共に考え、支援（サポート）を行うものです。

○ヒアリングループ（P ）【障害福祉課（地域生活）】

難聴者の聞こえを支援する設備で、磁界を発生させるループアンテナを床などに輪のように敷設することにより、そのループアンテナが音声を磁気に変え、その磁気を補聴器や受信機が音声信号として受信することにより、音声として聴くことができるというものです。

○避難行動要支援者（P ）【厚生企画課】

高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者等のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難を確保するため、特に支援を必要とする人のことです。

○避難行動要支援者名簿（P ）【厚生企画課】

市町村が作成する避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、支援が必要な理由などをまとめた名簿のことです。

○福祉サービス第三者評価制度（P ）【厚生企画課】

事業者自らが事業の運営方法やサービスの提供の方法などにおける問題を把握し、その改善を図るため、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場からサービスを評価する制度。

○福祉タクシー（P ）【交通戦略企画課、厚生企画課、高齢福祉課、障害福祉課】

道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいいます。

○福祉のまちづくり（P ）【厚生企画課】

県民ひとりひとりが互いに支えあい、協働しながら一体となって、ハード・ソフト両面における取り組みを行うことにより、人に優しい安全で安心なまちづくりを推進することをいいます。

○福祉避難所（P ）【厚生企画課】

災害発生時に、一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障害のある人等の方々特別な配慮を受けられる二次的避難所（社会福祉施設や学校の教室などの福祉避難スペース等）のことです。

○福祉用具（P ）【厚生企画課】

障害のある人の生活、学習、就労と高齢者の生活や介護・介助の支援のための用具又は機器。障害のある人等の生活の質の向上と自立促進を目的とします。

○ふれあいコミュニティ・ケアネット21（P ）【厚生企画課】

小地域（概ね小学校区）を単位として、乳幼児からお年寄りまでの要支援者一人ひとりを対象に、その地域住民と医療、保健、福祉関係者が一体となり、見守りや話し相手など制度化されていないサービスを提供し、だれもが地域の中で孤立することなく、安心して生活できる福祉のまちづくりを進めようとするものです。

○ヘルプマーク、ヘルプカード（P ）【障害福祉課（管理）】

ヘルプマークは、義足や人工関節使用者、内部障害や難病、妊娠初期など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより周囲に支援を必要としていることを知らせるマークです。本県では、2018（平成30）年7月から県や各市町村の障害福祉担当課等で配付しています。また、ヘルプカードは、障害のある方が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、困った際に、周りの方に支援を求めるきっかけをつくるカードです。

○放課後等デイサービス（P ）【障害福祉課（地域生活）】

障害福祉サービス等の一種で、障害のある子どもに対し、放課後や休日等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うものです。

○法定雇用率（P ）【労働政策課】

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、民間企業、国、地方公共団体等の事業主に対し、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率以上になるよう義務付ける制度です。

○ホームヘルプサービス（P ）【障害福祉課】

障害福祉サービスの一つで、在宅の障害のある人の家庭をホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ

及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事などの生活全般にわたる援助を行うものです。

○訪問看護ステーション（P ）【高齢福祉課】

病気や障害を持った人が住み慣れた地域や自宅で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行う事業所のことをいいます。

○補装具（P ）【障害福祉課（地域生活）】

身体障害者、身体障害児及び難病患者等（告示に定める疾病に限る。）の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、義肢、装具、車いすなど厚生労働大臣が定めるものをいいます。

○ボランティア活動コーディネーター（P ）【県民生活課】

ボランティア活動をやってみたい人や既にボランティア活動に参加している人に対し、自分自身のボランティア体験を活かして相談や助言等を行い、ボランティア活動の推進に協力するため市町村社会福祉協議会から委嘱された人で、地域のボランティア活動の推進役。

ま行

○民生委員・児童委員（P ）【厚生企画課】

厚生労働大臣から委嘱され、市町村の区域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことなどにより、社会福祉の増進に努める方々。身分は特別職の地方公務員とされ、民生委員は児童委員を兼ねるものとされています。その職務は、民生委員法及び児童福祉法に定められているほか、生活保護法などの個別の法律にも定められているなど、非常に幅広いものとなっています。

○メンタルヘルスサポーター（P ）【健康課（精神保健）】

精神障害者からの相談に応じ、又は心の健康に関する普及啓発を行う心の健康づくりのボランティアをいいます。

○盲ろう者向け通訳・介助員（P ）【障害福祉課（地域生活）】

視覚障害と聴覚障害の重複障害者である盲ろう者の生活及び支援のあり方について理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識を習得している者をいいます。

「子ども・若者育成支援推進法（改正案）」の定義

や行

【新】○ヤングケアラー（P ）【こども政策課】

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことをいいます。

本来夫人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことをいいます。

○ユニバーサルデザイン（P ）【障害福祉課】

「全ての人々のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインする考え方。対象を障害のある人や高齢者等に限定していない点が、「バリアフリー」とは異なります。

○ユニバーサルデザインタクシー（P ）【総合交通政策室】

車いすのままでの乗降や、補助ステップや握りやすい手すり等による安全でスムーズな乗降ができるなど、身体障害者や、高齢者、妊産婦、子供連れの人といった様々な人が利用できる構造となっているタクシー車両をいいます。

○指字 (P)【障害福祉課 (地域生活)】

盲ろう者とのコミュニケーション方法の一つで、盲ろう者の指を点字タイプライターの6つのキーに見立てて、左右の人差し指から薬指までの6指に直接打つ方法をいいます。

○要約筆記、要約筆記者 (P)【障害福祉課 (地域生活)】

聴覚障害のある人に対する情報保障の方法の一つで、聴覚障害のある人に話の内容、会議・講義の内容などをリアルタイムで文字通訳することをいいます。要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得している者をいいます。

ら行

○療育手帳 (P)【障害福祉課 (地域生活)】

療育手帳制度要綱に基づき交付され、知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的とした手帳です。手帳の交付を受けるには、写真を添えて居住地の市福祉事務所、町村障害福祉担当課に申請することが必要です。

○レスパイト (P)【障害福祉課 (地域生活)】

「一時休止」、「休息」、「息抜き」という意味を持ち、障害のある人等を日常的に介護している家族等が、心身を癒すため一時的に介護を離れることをいいます。

○朗読図書 (P)【障害福祉課 (地域生活)】

視覚障害のある人のために内容を音声で収録した図書をいいます。「声の図書」ともいいます。

○朗読奉仕員 (P)【障害福祉課 (地域生活)】

録音図書の増冊・普及に協力するほか、広報活動、文化活動などに協力する者をいいます。